

報年濟經本口

330.59-N6856-T



1200700576252


輯三第年六十和昭

(旬下月八年六十——旬上月六年六十)

輯六十四第

編社報新濟經洋東





東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第四十六輯

—昭和十六年第三輯—

東洋經濟新報社



116728

序

前輯の本年報を讀者諸君の手に送つてから三ヶ月、この間世界情勢はまた豫想外の激變を展開するに至つた。殊に極東に於いては、滿洲事變と支那事變とを経て今日に至る十ヶ年の間、漸次惡化の傾向を辿り來つた我國と英米勢力との對立關係が、この僅かの間、急轉して愈々大詰に到達した感がある。我が生存圈たる東亞共榮圈を確保することの必要は海外情勢の變化によつて益々強められたが、これに對する英米勢力の抗爭もまた歐洲情勢の變化につれて一段と熾烈さを加へ、こゝに我國はその生存上最後の決意をなすべく餘儀なくされつゝあるからには、かゝらない。かくて、政府は、海外情勢の激變に對處する我が基本的態度を決定すると共に、内閣の補強を行つて臨戰政治體制の確立に進みつゝあるが、その他經濟諸般に互つても、臨戰體制の整備強化に懸命の努力を傾注してゐる。かゝる臨戰體制整備過程の國內政治經濟情勢、並にこの我國の運命と密接な關聯をもつ國際情勢、就中獨ソ戰を繞る世界の動向に

第二節 國策會社に對する國家信用の支援

一、國家資本の積極的進出

就いて、吾々は特に第三、四部の熟讀を讀者に希望する。

近年、我國經濟が戰時的再編成を進めるに従ひ、國策會社の設立並にその強化が目立つて來たことは注目される。我國經濟がその自給化を急速に實現せねばならぬ客觀情勢から見て、これは當然のことと云はねばならぬが、吾々はこゝに振りかへつて國策會社の性格とその活動に隨伴する諸問題を検討する要のあることを痛感するものだ。第一部は、國策會社個々の活動狀況の紹介よりも、主として、日本國策會社一般の戰時經濟との結び付き並にその普遍的性格の剔抉に努めた。

世界情勢の見透は、いまや米國の參戰如何にかゝつてゐると云つて過言でない。この動向を正確に把握するためには、米國の世界制覇政策の歴史的な過程を認識することが、不可缺の條件となる。本輯に於て、特殊研究として、この問題を採上げた所以であるが、日米關係がデリケートな状態にある現在、特に一讀の要あるものと信ずる。

昭和十六年九月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第四十六輯 目次

第一部 戰時下國策會社の進出とその意義

序 戰時經濟の展開と國策會社の進出

第一節 國策會社進出の背景

- 一、生産力擴充の進展……………一九
- (A)「國防國家建設」の前進譜——(B)事變下の特徵……………一九
- 二、基礎産業育成の諸方策……………三三
- (A)増産促進策としての税の減免——(B)補助金政策の積極性……………三三
- 三、物資統制の發展とその特質……………三七
- (A)第二次歐洲戰勃發まで——(B)國策會社日本石炭の出現——(C)農林關係の統制強化……………三七

第二節 國策會社に對する國家信用の支援……………三六

- 一、國家資本の積極的進出……………三六

二、民間資本吸收の促進力……………四三

(A)政府保証債發行の激増——(B)公開市場の收縮と官廳資金の動員——(C)累増せる配當補給金

第三節 國策會社の性格と役割……………五三

一、生擴關係四社の役割……………五二

(A)人造石油事業の創始と帝燃——(B)鐵・非鐵金屬の集約的開發

二、投資活動に見る財閥との交渉……………五六

(A)日鐵の積極性——(B)帝燃と財閥の緊密な提携——(C)非鐵金屬關係兩社の非營利性——
(D)拓殖會社の活動、特に北支開發に就いて

第四節 國策會社の活動と其の制約……………六七

一、國策會社株の市場性……………六七

二、國策會社と産組の對立……………七〇

結 語……………七三

第二部 米國の世界制覇政策……………七三

第一節 米國の獨立と西漸……………七三

一、米國の建國……………七四

二、第二次對英戰爭……………七六

三、太陽西に昇る……………八一

第二節 帝國主義アメリカへの成長……………八二

一、南北戰爭……………八三

二、南北戰爭後の經濟的發展……………八四

(A)農業の發達——(B)工業の發達

三、南北戰爭後の政治的成長……………八八

四、歐洲大戰への介入……………九二

五、歐洲大戰後の經濟的發展……………九四

第三節 米國世界政策の發展……………九八

一、世界政策の基調……………九八

(A)歐洲・アメリカ・極東に對する政策の相違——(B)大陸別利害の消長

二、モンロー主義政策の發展……………一〇一

(A)モンロー主義の擴大解釋——(B)モンロー主義の縮小解釋から善隣政策へ

三、「オープン・ドア」政策の發展……………一〇八

(A)ヘイイ主義の宣言——(B)日露戰後に於ける日米の對立激化——(C)ワシントン會議——

(D)不承認主義とオープン・ドアの強要

第四節 世界制覇を夢みる米國……………二四

第三部 獨ソ開戦後の世界情勢……………二七

第一節 獨ソ戦を繞る世界の戦局……………二七

- 一、獨ソ突如開戦す……………二七
- 二、獨ソ開戦の理由……………二八
- (A)微妙なる獨ソ關係——(B)獨逸は何故ソ聯に挑戦したか
- 三、獨ソ戦の経過……………二九
- 四、獨ソ戦を繞る歐洲の新情勢……………三〇
- (A)ローズヴェルト・チャーチル會談——(B)英ソのイラン進駐と岐路に立つトルコ
- 五、獨米關係の緊迫と今後の見透し……………三二

第二節 獨・英・米戦時經濟の新方向……………三二

- 一、歐洲廣域圏建設を進むる獨逸戦時經濟の現況……………三二
- (A)戦時財政の推移——(B)歐洲廣域圏の具體化

二、英國に於けるインフレの進展……………三五

 (A)物價の上昇依然顯著——(B)勞賃統制の強化必至

第三節 米國軍擴經濟の擴充過程……………三五

- (A)國防費の膨脹——(B)信用インフレ現段階——(C)米國戰時經濟の新段階
- 三、米國軍擴經濟の擴充過程……………三五
- (A)國防費の膨脹——(B)信用インフレ現段階——(C)米國戰時經濟の新段階

第四部 臨戦體制下の日本經濟……………三九

第一節 臨戦體制に邁進……………三九

- 一、獨ソ戦の波紋……………三九
- 二、一觸即發の極東……………四〇

三、第三次近衛内閣……………二〇六

四、財政金融基本方策……………二〇八

五、進捗する臨戦經濟體制……………二二二

六、増産への資金適合……………二二七

第二節 情勢再悪化と産業對策の擴充……………三〇〇

一、金融新體制の發足と其の影響……………三〇一

(A)財政金融基本方策の狙ひ——(B)時局共同融資團の結成と産業金融——(C)遊休設備の處理問題

二、株價臨戦對策の強化……………三〇八

三、銑鐵補償と銅値上げの意味……………三一三

(A)日鐵中心の銑鐵補償制度——(B)銅値上げの程度

四、産業團體令の公布と一業一社の統制氣運の擡頭……………三二五

(A)活潑なるべき統制會設立の停頓原因——(B)一業一社の統制と財界の反撥

第三節 臨戦下勞務動員を繞る諸問題……………三四二

一、新賃金統制令の二つの狙ひ……………三四三

二、臨戦體制下の勞務動員……………三五三

(A)勞務動員の緊迫化——(B)注目すべき鐵鋼業の労働時間延長

三、要請される勞務募集機構の擴充一元化……………三五七

四、産報會その後の動向……………三五九

(A)産報の「政治的性格」問題——(B)産報組織整備要綱成る

第四節 二重米價の登場と當面の食糧對策……………二六三

一、二本建米價對策の登場……………二六三

(A)米の「低價格増産策」——(B)米價引上の背景

二、米穀増産の基底……………二六九

(A)内地段當收量は略々極限か——(B)外地米増産を阻むもの——(C)米作地擴張の餘地少し

二、急を要する農地被害對策……………二七七

第五節 重點主義強化の滿洲經濟……………二八一

一、七・二五物價停止令の實施……………二八二

(A)價格等臨時措置法の内容——(B)停止令の效果と影響——(C)配給切符制の採用——(D)増税の斷行

二、産業建設計畫の方向轉換……………二八八

(A)第一次計畫の最終年度——(B)第二次五ヶ年計畫の方向——(C)滿系資金の活用

三、滿洲農業公社の誕生……………二九五

(A)三つの農産特殊會社の統合——(B)新穀對策への役割

第六節 極東情勢の緊迫と臨戦政治の動向……………二九八

日本經濟年報

昭和三十六年
第三十六輯
(第四十六輯)

昭和十六年六月月上旬より同年八月下旬迄の資料

附 録

一、基本國策の決定と内閣の更迭……………	二九八
(A)自力獨往の基本國策決定——(B)内閣更迭と外交方針の不變……………	二九八
二、英米攻勢の強化と自恃外交の進展……………	三〇一
(A)皇軍の平和的佛印増派——(B)英米の經濟壓迫強化と日・泰借款の成立——	三〇一
(C)極東情勢の緊迫と日米交渉開始……………	三〇一
三、臨戰政治體制確立への動向……………	三〇八
(A)國內體制の整備強化——(B)官廳事務の重點的再編成——(C)翼賛議員同盟の結成……………	三〇八
一、重要經濟統計……………	三二五
二、昭和十六年第三輯日誌(昭和十六年五月—七月)……………	三四五

330.59
N6856
T

第一部 戦時下國策會社の進出とその意義

序 戦時經濟の展開と國策會社の進出

英、米、蘭印の對日資産凍結に依り生じた新たな局面は、日本戦時經濟をして、既往の體制を更に一段と強化すべき必要を増大せしめた。つまり、資産凍結は究極する處、經濟封鎖にほかならず、これに依つて生じた新たな局面が「東亞に於ける自給經濟圏の確立」を如何に切實なものにするか、容易に想像し得る。一昨十四年の九月には第二次歐洲大戰の勃發あり、同年七月二十八日に成立せる日獨新貿易協定は、英佛兩國の對獨海上封鎖のため實行困難となつた。特に各種獨逸製機械類の輸入難は生産力擴充計畫に、また大豆及び豆油の對獨輸出難は、滿洲國經濟に相當の影響を齎した。次いで十五年一月には米國の日米通商航海條約の廢棄、同年十月には屑鐵禁輸が行はれ、爾後、對外經濟關係は頓に惡化した。今回の資産凍結に依つて、國際的相互依存關係は、正に破局的な事態に到達したと云ひ得る。

勿論、このことは既に前々から豫想せられてゐた。支那事變の勃發に依つて、日本は準戰時體制から戰時體制に入り、産業の一大編成替を行つたが、この再編工作を特徴付けたものは、日本産業構成の重化學工業化に依る自給自足經濟への推進に他ならなかつた。「東亞新秩序の確立」が、この戰爭の究極の目的とされて來たし、それがとりも直さず東亞に於けるブロック經濟の確立と云ふことに他ならないのであるから、自給自足經濟への推進そのものは、戰爭目的遂行のための一時的な要求に基づくものではなく、寧ろ自給自足經濟への推進こそ戰爭の目的であつた。それは事變勃發の翌年から實施された生産力擴充四ヶ年計畫に具現されてゐる。第七十四議會衆議院豫算總會に於ける當時の青木企業院總裁の説明に依れば、計畫の最終年度たる十六年度には、日滿支を通じて鐵鋼、石炭、輕金屬、亞鉛、曹達、硫酸、バルブ、鐵道車輛、自動車、船舶などは大體自給自足し得る見込であると云はれ、「持たざる國」から「持てる國」への大轉換が目途された。

而して、重化學工業の立遅れは、國家の強力な統制に依つてのみ、その打解が可能であつた。國家の指導監督の強化は勿論、其の絶大なる庇護助成を背景に行はれた。就中、未開發資源の開拓分野では斯かる基本的性格を最も端的に具現した。「國策會社」の進出が即ちそれであつた。

生産力擴充計畫の中心が原料資源の開発にあつたことは云ふまでもない。同計畫に依れば、十三年

度を基準（一〇〇〇）として、十六年度には鐵鑛石二五〇、石炭一三〇、銅一八〇、錫二〇〇、天然重油一四〇、金二〇〇、鉛一九〇、人造重油九〇〇、人造揮發油三、〇〇〇、無水酒精一、三〇〇、亞鉛一七〇、工業鹽六五〇等の各増加を狙つてゐる。併し乍ら、日本經濟の後進性と原料資源の不足の故に、また殊には、それが直ちに軍事的目的と密接な關聯を有するがために、その開發には國家資本の進出と同時に國家權力に依る援護を必要とされた。その多くは莫大な資本と危険性を有ち、これまでの財閥を以てしても、この計畫を獨り立ちで擔當するだけの資本と勇氣に缺いてゐた。

右に擧げた資源開發關係で國策會社の進出を見てをらぬものは、無水酒精事業だけである。而して無水酒精事業が國家の專賣事業となつてゐることは周知の如くだ。人造石油の帝國燃料興業、産金の日本産金振興、非鐵金屬の帝國鑛業開發、石炭の樺太開發、天然石油の帝國石油並に電力の全國的統制と電源開發に乗り出した日本發送電は、事變下、重要資源の開発に新たに進出した國策會社である。北支那開發と中支那振興は拓殖會社として多くの事業を其の傘下に集めてゐるが、從來の拓殖會社がさうであつた如く、大陸重要資源の開発を目的とする點に於て、右に擧げた國策會社と同じ性質を有する。而して更に、既存國策會社たる日鐵を始め、北樺太石油、北樺太鑛業その他幾多の拓殖會社が、生産力擴充の線に沿ふて新發足を行つたことも注目される。

次に國防的國策會社とも云ふべき會社の簇出したこと、殊にそれが動力、輸送力の重要性が増大するに伴れて、愈よ強化擴充される傾向にあることも注目されてよい。先に述べた日本發送電を筆頭として、大日本航空、國際電氣通信、日本通運、東亞海運、帝都高速度交通營團等が此の中に數へられる。第七十六議會に於ける日發法の改正並に國家總動員法に基く配電統制令に依り、日發の擴充及び其の統制力の増大は茲に實現せられ、船舶國家管理に基く特殊法人の設立、陸運統制令の改正に基く日本通運の擴充も近く達成する運びとなつた。斯くて、國有鐵道並に國營通信事業を楨杆として、交通、運輸、通信、動力等、日本産業の動脈が國家の手に握られたわけだ。

元來、日本經濟の後進性と原料資源の不足は、資本家的生産の初期の段階からして、既に國家の厚い保護と統制政策を必要とし、他方に、官業の龐大な體系を擁する國家資本の運営を併立せしめた。日本經濟が高度發展を示した近年の事例に徴しても、陸海軍工廠、國有鐵道、國營通信事業並に各種專賣事業の比重の大きさと、金融資本を主體とする大産業のカルテル的統制が、昭和六年重要産業統制法の施行以來、國家的統制を支柱として強化發展せしめられた事實を忘れてはならぬであらう。

かうした日本經濟の二大統制系統の中にあつて、國策會社は外地並に海外の拓殖、その他特殊地域の開發事業とか或は日銀、興銀等の特殊銀行の如く極めて特殊な分野に於て活躍してゐた。基礎産業

部門に國策會社の進出を見たのは、日本製鐵を以て嚆矢とする。周知の如く日鐵は、官營八幡製鐵所が民間製鐵會社と合併して新たに設立されたもので、國家資本は證券資本への轉化を通じて財閥と抱合するに至つた。而して日鐵の創立は、事變以降に簇出した爾餘の國策會社の先驅となつたのであり、國家資本の活動に新分野を切り拓いたものである。

併し、日鐵と、事變後、生産力擴充の重要使命を荷つて進出した爾餘の國策會社とは幾分その性質を異にする。このことは後に詳述するが、日鐵は、國家資本のアウトルキー的性格を、三井、三菱、淺野と云つた製鐵財閥との提携を通じて、發展的に解消せんとする所から生まれたものである。爾餘の國策會社は、財閥の既存産業分野を侵すことなく、寧ろ之に新分野の契機を與へることが目的であつた。同時にそれは、重點的産業部門への民間資本の動員に合目的意義を明かにした。

次に、戰時統制機關としての國策會社の進出も、事變以降の特徵的傾向の中に數へられる。日本戰時經濟は、物資の側から見ると、軍需動員、生産力擴充並に物資動員の三鼎足に立脚する。而して、最後の物資動員は、物資動員計畫を基點とする生産、配給、消費の規整にあり、それがために、殆んど全産業分野に國策會社乃至官製の共販會社の設立を見た。實を云へば、そのうち國策會社の關係する部門は極めて少く、僅かに石炭、肥料、米穀、蠶絲、木材、農産物輸出などで、寧ろ官製の共販會

社の亂立こそ、事變下、統制經濟發展の特徴と云はれてよいのである。尤も此の官製共販會社をも、屢ば國策會社の中に數へることがある。農林關係では、その數も多く、利害關係が大きいから、國策會社即ち官製共販會社が往々にして批判の對象に立つ。

然らば、國策會社と官製共販會社との間に如何なる差異が認められるか。日本石炭、日本肥料等の國策會社は、石油共販、セメント共販等の官製共販會社と本質的に其の性格を異にしてをらない。日本米穀が米穀取引所の救濟的意味しか持たず、既存團體乃至組合の上に屋上屋を架する如き感あるを否めない。唯だ、最近設立された日本蠶絲統制、日本木材は、骨抜き同様の右の數社に較べて、その統制力に一段の強味を加へてゐる。それは當該事業の對象が主として農林關係業者であるため、比較的風當り弱く、國家的統制の容易であることも一因であるが、最近に於ける戰時經濟統制強化の一般的な傾向に其の主因を求められよう。日發が其の弱體性を餘儀なくされた創立前後の情勢と、其の擴充、配電統制に乗り出すことになつた最近のそれとの間に、可成りの時間的間隔の認められるのも、諸多の經濟統制力が一段と強化しつゝある事情を裏書きするものである。

最後に、經濟統制強化の派生的結果として、中小工業者の轉失業問題、住宅問題その他一聯の社會問題が起り、去る第七十六議會で國民更生金庫法及び住宅營團法の成立をみ、商工組合中央金庫、

庶民金庫などと共に、社會政策的使命を帯びた國家資本の進出を見たことを附け加へて置く必要があらう。

第一節 國策會社進出の背景

一、生産力擴充の進展

(A) 「國防國家建設」の前進譜

事變經濟の最初の課題は、一方に軍需動員を遂行する側ら、長期建設資材生産のために、如何にして生産力擴充を強行するかに置かれた。が、生産力擴充計畫が本格的に、綜合的實施の緒についたのは、事變を既に一年以上も経過した後であつた。昭和十三年一月十六日の近衛聲明に依つて、短期戰主義の清算、長期建設經濟の登場が明かとなり、同年五月十九日の徐州陷落を前後として、英米の蔣介石援助の熾烈となるに及んで、愈よ國防經濟の基礎を鞏固にする要を生じたからである。併し、世界經濟のブロック化に對應して重工業の自給力を強化せしめることは、滿洲事變後の準戰時體制期に

於て、既に其の必要を痛感せられてゐた。生産力擴充計畫が具體的に取り擧げられたのは、事變勃發直前の昭和十二年五月、軍部から當時の企畫廳に「産業五ヶ年計畫」が提示されたのを最初とする。斯く具體的な計畫としては稍や遅滞きの感さえあつたが、實際には既に滿洲事變を契機として、基礎産業の育成に積極的な動きを見せてゐた。石油業法(昭和九年七月一日施行)、自動車製造事業法(昭和十一年七月十一日施行)では、基礎産業育成に對する國家の積極的な意圖が窺はれる。この間、日本製鐵株式會社法(昭和八年四月二十五日施行)に依つて、官營製鐵所、民間製鐵及び製鋼會社の一大合同を圖り、國策的製鐵會社を基軸とする銑鋼一貫作業體制を確立せんとしたことは、重工業建設の基礎工作に他ならなかつた。日本製鐵への大合同案は、日本鋼管、淺野系二社その他三社の不参加に依り、當初の意圖は實現に至らなかつたが、昭和十一年以來、これら不参加のアウトサイダーに對しても高爐建設を積極的に慫慂し、これを保護助成すると共に、日鐵自體も亦、高爐建設五ヶ年計畫に着手した。

國策會社日鐵の出現は、「國防國家建設」の前進譜であつた。官營八幡製鐵所は全國製銑能力の九割を占めてゐたが、鋼材に於ては民間資本が遙かに之を凌駕してゐたから、八幡製鐵所の市場統制力は微々たるものであつた。尤も、合同が所期の如く涉らなかつたために、日鐵成立後も充分なる市場統制

力を持つに至らなかつたが、兎も角國策會社日鐵を生んだ最初の動機は、大合同に依つて國內市場を支配し、累増せんとする軍需に應ぜんとするにあつたことは明かだ。のみならず、國家資本は民間資本特に三井、三菱と提携して、後者の支配下にある原料鑛石、石炭をも、一元的統制の下に置く必要があつた。

(B) 事變下の特徵

日鐵の場合には、其の後の活動に於ても、國家資本の積極面が看取される。が、事變後、未開發資源の開拓を目途して設立された國策會社にはそれが無い。財閥の既存分野を努めて侵さず、而も、企業的價値に乏しい事業に、財閥その他民間資本を誘引せんとする處にその活動の分野が限られてゐる。注目すべきことは、これらの國策會社は投資又は融資を主體とし、持株會社乃至金融機關として存在することである。それは國策會社が、未開發資源の開拓とか、人造石油事業の如く、企業的價値に乏しく、且つ事業の將來に危険を有するものに投下さるべき民間資本に對し、國家が之を保證するためにはれたが、その集約的表現が國策會社の進出であつた。そこで、次に基礎産業育成の一般的傾向を見よう。

第一に重要事業法の制定である。準戦體制下に石油業法、自動車製造事業法の施行されたことは既に述べた。事變後、右の姿勢は一層積極化した。即ち、事變勃發直後の昭和十二年七月二十三日から八月七日の二週間に亘つて開かれた特別議會では、産金法、人造石油事業法、製鐵事業法の三法案が通過し、降つて翌十三年の第七十三議會では重要礦物増産法、石油資源開發法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、硫安増産及配給統制法並に電力管理法等が成立した。更に第七十四議會に於ける輕金屬製造事業法と造船事業法、昨年の第七十五議會の有機合成事業法並に本年の第七十六議會を通過した重要機械製造事業法があり、國家はこれらの事業法に依つて先づ、當該事業の監督指導を強化する側ら、それ等に對し手厚い保護を加へた。

二、基礎産業育成の諸方策

(A) 増産促進策としての税の減免

重要事業法の制定に依る重要産業の育成は、然らば如何なる方途を以て行はれたか。その共通點を擧げて見ると、例外なく、業者は政府の命令に基いて、設備の新設増設等を強制せられ、その他各般に互る政府の指導監督を受けることになつてゐるが、其の反面、税の減免、奨励金の交付等の特典を

受け、或は石油資源開發法に於ける試掘補助金、航空機製造事業法に於ける土地收用法の適用、或は又、自動車製造事業法での輸入制限、保護關稅の設定等の如く幾多の保護助成を受けてゐる。

右の中、減免税に依る保護、即ち稅制上の増産促進策は、所得稅法第十九條、營業收益稅法第八條に基き、事變前既に「勅令を以て指定したる重要物産の製造を營む者」に對して行はれてゐた。が、この重要物産の免除規定に依り免稅される品目は、昭和十三年五月二十日より施行された「所得稅法施行規則中改正」に依つて著しく戦時色濃厚なものに改變された。即ち金、銀、鉛、亞鉛、鐵、銅、アルミニウム地金等の外に、錫、ニッケル、クロム、コバルト、アルミニウムの合金及マグネシウムの合金、光學用ガラス其の他多くの化學藥品が新たに追加せられた。また第七十三議會を通過せる増稅案に於ては、新たに採掘權を設定した鑛業權者に、その鑛區より産出する數種の鑛物につき鑛産稅を免除し、また産出數量が昭和十二年の産出數量を超過した場合は、その超過分につき鑛産稅を免除した。

斯く事變に入るや、政府は稅制政策の決定に際し、生産力擴充に資するやう特別の考慮を拂つたが特に生産力擴充に一つの力點を置くことが稅制上明瞭に現はれたのは、十四年の第七十四議會を通過せる臨時租稅措置法の改正であつた。臨時租稅措置法は第七十三議會を通過し、十三年三月三十一日

公布されたが、右の改正に於て増産促進立法としての性格を明かにしたものである。特に軍需並に生産力擴充關係事業に對する税制上の特典を擧げると次の如くだ。

一、所得税及び營業收益税（十五年の税制改革に依り、所得税法第五條、營業税法第十二條、並に法人税法第十二條となる）の免除規定を、單に事業創設の場合のみでなく、設備を増設した場合にも適用し、また免税範圍を、製造すべき物品の種類に依つて規定したが、製造方法に特別の工夫、發明が行はれた場合にも適用することにした。

二、國庫補助金、研究的支出、原價償却について所謂税法の所得、法人税法の所得、營業税法の純益及び臨時利得税法の利益などの計算に特例を設け、租税の減免を行つた。

軍需並に生産力擴充産業に對する税制上の保護は、戰時體制から戰時體制への移行と共に益々熾烈となつた。重要事業法の相繼ぐ制定が即ちそれだ。而して、これは更に國策會社の基礎法規の制定に依つて、一産業乃至一事業から一企業に對する税制上の保護に集約化された。即ち、帝國燃料興業會社に續く殆んど大半の國策會社は多かれ少かれ、此の特典を享受した。

國策會社に對する税制上の保護を立入つて述べる必要はないと思ふ。唯だ、これに依つて民間資本の逡巡に對して、これが國家保證を約束し、惹ひてはその誘導を容易ならしめ、最も困難なる分野の

開發促進に役立つてゐることを知れば充分であらう。

(B) 補助金政策の積極性

併し、税減免は増産促進策の消極面であつた。これに對し補助金政策は其の積極面と云へよう。補助金政策も事變後の産物ではない。それは日本産業發展の一つの重要な槓杆となつてはゐたが、事變の進展と共に益々普遍化され、そして愈々積極的となつて來た。例へば、鉛、錫、アンチモニー、銅等の不足礦物十種に對しては、昭和十年以降、硫黃、石炭等には昭和十一年以降、探鑛獎勵金が交付されてゐた。然るに、十三年六月重要礦物増産法の制定と共に、探鑛獎勵金交付規則を實施して銅、鉛、錫、亞鉛、鐵、硫化鐵に對しても交付することとなり、翌十四年五月、更に其の範圍を擴大した。その他、舊くは十二年十月一日實施、その後屢次改正を見た産金獎勵規則があり、これが産金業の發展に與へた影響の大なることは周知の如くだ。また近くは、昨年五月公布の石炭増産獎勵金交付規則、八月公布のアルミニウム製造獎勵金交付規則等、枚舉に遑なき状態だ。而うして、重要事業法が大概獎勵金の交付を規定してゐることは既に述べた。

斯くて、補助金の増嵩は歳出の膨脹を來し、商工省關係だけでも十六年度歳出豫算（第一號追加豫算を含む）は二億四千七百萬圓を數へ、その大半が補助金で占められてゐる。これを昭和十二年度決

算の二千八百萬圓に比すれば八倍を超え、一昨十四年度豫算の九千九百萬圓餘りに對しても二倍半の膨脹となつてゐる。補助金政策の積極化は、石炭に對する十六年度の補助が一億二千三百萬圓に上る事實を見ても其の一端を窺ひ得る。即ちその内容は第一表の如くだ。

(一) 十六年度の石炭補助金(千圓)

増産獎勵金	……………	二三、九〇〇	補助金政策の發展の面として國策會社に對する、或は國策會社を通ずる補助金交付が脚光を浴びた。先づ、政府配當補給と、政府の命令事業に對する損失補償制度があげらる。政府配當補給に就いては次節に述べるとして、後者に屬する一例を挙げると、航空輸送事業助成金として、昭和十四年度以降五ヶ年度間に、大日本航空會社に對して總額千二百餘萬圓を補償し、また、金鑛業又は金精鍊業の經營並に之に對する
新坑開發助成金	……………	五、六〇〇	
新坑	一米に付き二百圓		
堅坑	同	百圓	
石炭買取價格補償金	……………	九三、四四七	
内本	豫算	……………	五七、八二七
第一號追加豫算	(全炭種に對し)	……………	三五、六三〇
	(高級炭のみに對し)	……………	三五、六三〇

資金の融通又は投資その他の事業に對して、日本産金振興會社に本年度一千萬圓の損失補償金を交付せられる如きである。國策會社に對する此の損失補償の制度は、國策的使命と云ふものが、如何に企業的採算を無視せねばならぬものかを物語る。而して、一般に國策會社は、補助金交付機關たる役目を果たすが、補助金政策の積極性それ自體は、生産力擴充と低物價政策との矛盾、從つて補助金の無

い企業の運営が如何に至難となつてゐるかを物語る。

三、物資統制の發展と其の特質

(A) 第二次歐洲戰勃發まで

低物價政策は戰時統制經濟の重要な一翼をなして來た。吾々は戰時統制經濟が、價格の抑制、供給の増加(増産促進)、需要の抑制、配給の統制、資金の調整を基幹として發展せるものと考へて差問へなからう。而も、そのうち低物價政策は、信用の創造に依る國家の巨大消費を圓滑に賄ふためには、最も肝要な手段であつた。戰時統制經濟は、言葉を換へて云へば、低物價政策と物資統制並に金融統制を基底として、發展せしめられたのである。次に、この發展過程に於て、國策會社を生ぜしむるに至つた背景を見ることにしよう。

戰爭の巨大消費を賄ふには、不急産業並に民需の消費を徹底的に抑制し、事業乃至企業の重要度に應じて資材原料の重點的配給が必要とされた。この意味で物資統制は國民經濟への影響力の點に於て可成りの嚴しさを持つた。勿論、物資統制も低物價政策も幾多の矛盾を克服し、國際情勢の目ま苦し變化に即應する過程に於て、その嚴しさを加へたのであるが、最初の積極的な姿勢は昭和十三年六

月の改定物動計畫に於て示された。

即ち同年五月には第一次近衛内閣の改造が行はれ、池田成彬氏が藏相に就任すると間もなく、改定物動計畫實施に關する政府發表があり、「爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持のため、現在以上の物價騰貴を抑制するに必要な措置を講ずると共に、基準價格、公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し、物價の引下げを行ふこと」とし、「特に輸入物資に就ては、必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により、國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化する」旨を明かにした。この新方針は、當時、軍需の老大な實相が明確となると共に、輸入力の基礎となる輸出が思ふやうに延びなかつたからだ。

この改定物動計畫を基點として戰時統制の本格的活動が展開せられた。即ち事變勃發後の特別議會に續く第七十二臨時議會で所謂輸出入品等臨時措置法の通過をみ、同法に基き、鐵鋼工作物築造許可規則、毛製品ス・フ等混用規則、銅使用制限規則、綿製品ス・フ等混用規則、白金使用制限規則、綿絲配給統制規則、揮發油及重油販賣取締規則、銑鐵鑄物の製造制限に關する件等一聯の使用制限に關する省令が翌十三年五月までに實施されたが、改定物動計畫を機會に、使用制限品目の擴大、強化並に配給又は價格統制の重要物資に對する殆んど全般的な適用を行ひ、輸出入品等臨時措置法に基く省

令乃至改正省令は陸續として公布された。先づ綿の強制管理（所謂禁綿）に關する三商工省令が十三年六月二十九日公布されたのを手始めに、鐵鋼、非鐵金屬（銅、鉛、亞鉛、錫等）、工作機械、ゴム、皮革、木材、綿製品、石炭、鐵屑、毛織物、肥料等、重要物資の消費及配給に關する強化は、大體、十三年中乃至十四年の初め頃までに一應整備された。

然るに、この頃から漸く生産の停滯、配給の不圓滑、物價の昂騰等の惡影響が現はれ始め、物資統制並にこれに關聯する物價の統制に就いて再建の要切なるものがあつた。このため、十四年度物動計畫は漸く五月に至つて決定したやうな有様であつた。

生産の停滯傾向に伴ふ配給の混亂、原材料の配給不圓滑に伴ふ生産の停滯と云ふ風な惡循環は要するに、それまでの統制が、物資の生産、配給、消費に系統的組織を缺き、且つ重要物資相互間の綜合調整を怠つたことにあつた。十四年四月に答申された中央物價委員會の「物價統制大綱」並に同年八月の「物價統制實施要綱」と「石炭對策要綱」は、右の缺陷是正と、戰時經濟運營の基本方針を明示した。この基本方針は、間もなく起つた第二次歐洲戰に依つて、その實現を促進された。

(B) 國策會社日本石炭の出現

前記せる中央物價委員會の答申、殊に「物價統制實施要綱」は、法的根據を持つ特殊の統制會社の

其の後の出現に根據を與へた點で注目される。即ち物資調整強化のため、同要綱は、「必要に應じ特殊の統制會社を設け所要の統制に當らしむること」を規定し、民間團體乃至組合の自治的統制を排した。十四年後半から十五、十六年にかけて、殆んど凡ゆる産業部門に統制會社が設立され、單行法乃至輸出入品等臨時措置法更に後には國家總動員法に基いて其の指定を受けた。例へば、日本石炭、日本肥料、石油共販、セメント共販、日本鋼材販賣等皆然り、原料輸入の方面でも十四年十二月二十六日、從來日本鋼統制組合及び日本亞鉛、鉛、アンチモン統制組合が行つてゐた非鐵金屬鑛石の輸入及び配給統制の一切を帝國鑛業開發が擔當し、十五年七月三日に、製鐵輸入原料配給等統制令に依つて、輸入屑鐵、銑鐵、鐵鑛石の一元的購入並に配給統制機關として日本鐵鋼原料統制會社の設立された如き其の一例である。また最近では、綿花輸入統制會社、羊毛統制會社等の設立あり、殆んど此の方面でも一應整備を完了した。輸出部門でも日本貿易振興會社、日本機械輸出振興會社、人絹絲布輸出振興會社など、これも最近、急速に展開せられた。

これら簇出せる統制會社の中に、國策會社としては日本石炭並に日本肥料、その他農林關係の數社を數へられるけれども、一般の統制會社と國策會社との間に本質的な違ひがあるわけではない。業者の利益を代表する共販會社と云ふに過ぎない。尤も、單行法に基いて出來た國策會社が、一般の統制

會社に較べて、統制力が大であり、その事業が總括的であることは事實だ。それと云ふのも、石炭の場合に就いて見れば、昭和石炭と互助會その他のアウトサイダーの間に、價格問題に端を發する利害の對立を來し、増産を促進するためには之を調整する何等かの機關を必要とされたからだ。増産を妨げるものとして業者側の主張した不平の根本は、所謂二重價格の問題であつた。即ち商工省では、十三年九月、昭和石炭に對して炭價の引下げを強制したのであつたが、互助會及びアウトサイダーに對しては強制力を及ぼしてゐなかつた結果、需要の激増に伴ひ需給關係の窮屈化が見込まれるに及んで統制外炭價は次第に昂騰し、昭和石炭の標準價格と互助會、アウトサイダーとの炭價の値開きは次第に擴大した。この結果、互助會系及びアウトサイダー各社が増産を續けたのに反して、昭和系の送炭高は次第に減少するに至つた。

石炭に就いては、それが價格形成上重大なる影響を有し、且つ重要物資増産の原動力であるとの觀點から、十四年八月、中央物價委員會から「物價統制實施要綱」の答申に附帶して、特に「石炭對策要綱」の答申があつたことは既に述べたが、右の如き次第で需給關係は惡化の一途を辿り、殊に十四年秋から十五年初頭にかけて起つた日發の石炭手當難をきつかけとして、「石炭對策要綱」に掲げられた一手販賣會社並にプール平準價格制の實施問題が急速に實現する運びとなつた。即ち十五年三月、

石炭配給統制法は衆議院に提出され、同年六月には日本石炭の設立を見た。

併し、國策會社日本石炭の生産に關する發言權は、十五年三月に設立された日本鐵鋼聯合會の鐵鋼生産に對する統制力に較べても遙かに劣るし、肝腎の配給機構ですら、三井物産、三菱商事等の大販賣會社並に地方卸賣業者の反對に遭つて骨抜きとされた。尤も日本石炭は、「物價統制實施要綱」の謳つてゐる如く「プール平準價格制を採用して生産増大の目的と低物價政策とを極力合致せしめる」ための任務を負はされてゐる。が、プール平準價格制は敢て國策會社を煩はすまでもないことで、現にセメント、カーバイトが同制度を實施してゐるが、それには夫々セメント共販、カーバイト共販が當つてゐる。去る九月一日より銅地金の値上と同時に、銅にもプール平準價格制を採用することになつたが、これには既設の日本銅統制組合が當る。

斯く技術的に見ても、國策會社を必要とする理由はない。國策會社と官製の共販會社は正に紙一重の差で、共に業者の利益代表機關としての色彩が濃厚である。例へば、日本石炭と石油共販、日本肥料と有機肥糧乃至飼料配給、日本米穀と日本大豆統制などの間に如何なる相異が認められるだらうか(註)。尤も日本石炭並に日本肥料は、兩會社法に依つて、配給及び價格の統制と並んで生産の確保も、主要事業の一に數へられてゐるが、それは殆んど有名無實の状態に置かれてゐる。加之、肝腎の

配給及び價格の統制に關してすら、政府當局の目論んだ當初の意圖は覆へされて了つた。

一體、統制關係の國策會社が出来る前には、屢ば民間業者の猛烈な反對を蒙つてゐる。そして結局は骨抜き同様の形のもが現はれる。茲に國策會社の性格と役割に關する興味ある示唆が含まれてゐると思ふ。唯だ比較的風當りの弱い農林關係には、國策會社の進出も亦目覺しかつた。併し、注目すべきは、茲で、製造業者又は商業者の保護に重大な關心が拂はれてゐることだ。それは必然的に國策會社に對する産業組合の猛烈な反對を買つた。

(註) 有機肥糧、飼料配給の兩社は、夫々臨時肥料配給統制法及び飼料配給統制法に基く統制受命會社で、輸出入品等臨時措置法(例へば石油配給統制規則)乃至國家總動員法(例へば小麥配給統制規則)に基いて設立された石油共販並に全國製粉配給の兩社の如きと同じく、官製の共販會社である。單行法に基く統制受命會社で、右と同様の性質を有するものに、輕金屬製造事業法に基いてアルミニウム、マグネシウムの統制にあたる帝國アルミ統制會社のあることは周知の如くである。

(C) 農林關係の統制強化

農林水産物並に農林水産用必需物資の配給部面は、十四年頃までは比較的平靜であつた。唯だ無機質肥料並に飼料の統制は早くより行はれてゐた。十三年十月十五日より實施された飼料配給統制法に基き飼料配給會社の設立をみ、また硫酸アンモニア増産及配給統制法(十三年七月十一日施行)に依り

硫安増産のため当該事業の保護助成を圖ると共に、國策會社日本硫安（資本金一千萬圓）を設立して政府の指導監督下に配給統制に當らしめた。

十四年に入ると肥料統制は一段と強化された。前年の暮、即ち十二月二十七日施行の臨時肥料配給統制法に基き、三月二十五日より肥料配給統制規則を公布したが、これに依つて、劃期的な肥料割當制が七月一日より實施された。米麥第一主義を狙つて、肥料割當制は十二月二十八日公布の肥料消費調整規則に依つて補完せられたが、翌十五年五月八日には日本肥料株式會社法の公布となり、無機質肥料の一元的配給統制會社たる日本肥料の設立をみ、昭和十一年五月の重要肥料業統制法公布以來、幾變遷を経て、肥料統制は一應茲に確立される運びとなつた。同時に大豆、豆粕、漁肥等の有機肥料に就いても、その一元的配給統制を圖るべく、十四年十二月十八日、有機肥糧配給會社を設立せしめ、翌十五年一月二十日付を以つて、同社に對し有機肥料の一手買入れ事業施行に關する統制命令を發した。

併し、肥料統制も坦々たる經路を踏んで爰に至つたのではなく、配給割當制を繞る産業組合と商業者との軋轢は可成り深刻なものがあつた。單に肥料のみならず、十四年暮から十五年にかけて、木炭、米、石油、砂糖を始めとして、農産物並に農業用資材、日用品の配給混亂と、これを繞る産組、

商組の對立があり、當時、電力、石炭、鐵鋼の配給不圓滑も甚だしかつたから、正に鼎の沸くが如き状態であつた。

だが興味ある事實は、日本肥料などは明かに、右の混亂を是正する目的を有してゐたし、日本蠶絲統制（十六年五月設立）、日本木材統制（十六年八月設立）も大體同様な趣旨を有してゐるが、日本米穀の如き全然斯かる機能を果してをらぬことだ。日本米穀は、十五年八月二十日に實施された臨時米穀配給統制規則に依つて、政府と共に、消費地への配給業務を司ることになつたが、實際には此の機能は全然果してをらず、その基礎法たる米穀配給統制法（十四年四月十一日公布）が立案された當時の、米穀取引所の處理と其の救濟的役割しか果してゐない。日本米穀は現在、外地米及び外國米の買取販賣乃至委託業務が其の主たる事業となつてゐる。米穀は、十五年十月二十四日實施の米穀管理規則に依つて國家管理の下に置かれ、政府買上、賣渡操作を楨杆として、實際の集荷並に配給は、夫々産組と米穀商團體が擔當してゐる。

米穀、麥類、木炭等の重要農産物が強度の統制形態を有し、産組を集荷に、商組を配給に夫々其の機能を分擔せしめて、兩者の軋轢を調整したのに對して、その他の農林水産物並に農林水産用資材には、國策會社乃至共販會社を設立せしめ、未だに産組と商組の對立を内訌せしめてゐる。

茲に官製の共販會社は屢く措くとして、統制關係の國策會社が右の如き性格を有する所から、其の存在價值を疑はれることは、故なきことではない。のみならず、日本石炭及び日本肥料は、政府の巨額の補助金交付機關となつてをり、増産促進と低物價の達成、即ち補助金の合理的運用に依る企業經營の改善と能率の向上と云ふ大なる責任を負荷されてをるにも拘らず、補助金は年々増大する一方である。斯くて、皮肉にも補助金を與へるために國策會社を造つたと云ふやうな感を與へる批判すら起る。本年二月二十五日の衆議院建議委員會に於て松村光三氏は「今日、國家の補助金、助成金は既に一般會計、特別會計を通じて九億七千萬圓、其の大部分は國策會社に對する助成補助である。此の十億に近い助成金を此の儘放任するならば、我が國の財政は此の補助金、助成金から紊亂して、由々しいインフレーションを起し、云々と述べてゐる。

第二節 國策會社に對する國家信用の支援

一、國家資本の積極的進出

一體、補助金政策を採用した所以は、前記せる如く、低物價政策と増産促進策との矛盾を克服するにあるとされた。併し、實は、企業採算の悪化するにも拘らず、低物價政策を強行するとの建前から、敢へて販賣價格の値上を選ばず、企業採算の改善に依る生産減退防止の應急措置として、補助金政策を採用したのであつた。當面のインフレ抑制策としては實に止むを得ざる手段であつたと云へよう。だが、補助金とて一方、財政の膨脹、公債の増發、通貨の増大と云ふ過程を経て、インフレを促進する惧れがある。政府の資本投下にも、茲で同じ原則を當て箴めることは、些も無理ではない。元來、政府の資本投下は、國費の急増、國家消費の増大と一聯の脈絡を通じてゐる。政府出資の財源となるものは公債であり、國家資本は國家信用の轉化せられたものである。而して、その機能に於ても單なる國家消費と殆んど性質を同じうする(註)。殊に事變後に進出せる國家資本の性格は之を明かにしてゐる。國策會社に對する民間優先配當、並に政府配當補給は、利潤原則に立たぬ國家資本の性格の一端を物語る。

國策會社の運営には多かれ少かれ、國家の監督權が隨伴してゐる。併し其の反面、國家信用の絶大な庇護の下に置かれてゐる。これは、國家が金融的に民間資本を保證する一つの形態である。然らば、この數多くの庇護、就中、國家信用の支援が如何なる程度に於て行はれてゐるか、先づ政府出資

に就いて之を見よう。

國策會社には大概、單行法規乃至勅令、制令、律令等に基づいて政府出資が行はれてゐる。或は滿洲拓殖公社、滿洲電信電話の如く、日滿兩國の協定に基づき、滿洲國に於て事業を営む日本法人がある。日銀、興銀などの特殊銀行を別として、現在政府出資のない國策會社は、日本發送電、東北興業、東北振興電力、北樺太鑛業、北樺太石油の五社と、去る第七十六議會で成立した東亞海運株式會社法に依り、暫定會社（昭和十四年五月設立）を吸収して設立された東亞海運（昭和十六年九月設立）、並に木材統制法に基づいて、同様、暫定會社日本木材統制（昭和十五年十二月設立）に代つた日本木材（昭和十六年八月十五日設立）である。尤も東北興業には東北六縣が、東北振興電力には東北興業及び青森、宮城の兩縣廳が出資してをり、また東亞海運には、政府出資をなすことを得る條項が同會社法に規定されてゐる。以上七社を除く四銀行、三營團、五金庫、一公社並に二十五會社には何れも政府出資が行はれてゐる。而して其の内容は第二表の如くである（註）。

（註）この他に明治四十一年五月に設立された朝鮮の鴨綠江探木公司（資本金二千八百萬圓、政府半額出資）があつたが、同社は昨年九月解散し、新たに滿洲國準特殊法人として滿洲造林株式會社の設立を見た。嚴密に云へば現存の朝鮮林業開發會社も此の種の例外に置かれる。同社は朝鮮總督府制令に基づいて設立された國策會社である。

即ち、政府出資關係の國策會社を、公稱資本金の合計で見ると、總額四十億一千五百萬圓、うち政府出資は十九億八千九百萬圓で、總額の四九%五に當る。昨年第七十五議會の衆議院委員會に於て政府の發表せる同年二月一日現在の政府出資は、一般會計所屬分十億七千九百萬圓、特別會計所屬分一億一千百萬圓、合計十一億九千九百萬圓であつた。つまり、十五年二月以降に於て、政府出資は約八億圓を激増した（註）。この中には昨年七月一日、滿鐵の六億圓増資に伴ふ、政府半額引受に依る増加三億圓、同じく同年七月、國際電氣通信の五千五百萬圓増資に伴ふ、政府引受分の増加三千七百七十萬圓、同十一月、滿洲電信電話の倍額増資に伴ふ、政府出資増加一千四百萬圓等、大口の増資盛行に依る政府出資の増大が含まれてゐる。のみならず、日本石炭、日本肥料、日本輸出農産物（以上三社合計資本金一億一千萬圓、政府半額出資）が昨年中に新設され、極く最近では、日本蠶絲統制、農地開發營團、住宅營團、樺太開發、帝都高速度交通營團、國民更生金庫並に、帝國石油が設立された。これだけでも其の資本金の總額は四億四千萬圓に上り、うち政府出資は二億八千九百萬圓である。以て最近の國家資本の滲透が如何に旺盛であるかが窺はれる。

（註）この増加の中には十六年三月份決算以降の分は含まれない。従つて後の日鐵の増資、滿拓の増資等は除外される。但し新設會社の資本は別である。

(二) 政府出資の國策會社一覽表

設立年月	公稱資本	内拂込	政府出資	拂込政府	政府出資割合	政府配當率
明治三三・二	三〇、八八五	一一、七九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四・八	〇・七〇
	三三、〇〇〇	一八、七五〇	二五〇	二五〇	〇・八	〇・六〇
	三九、一三三	八五、六二〇	七〇〇、〇〇〇	三九六、二二八	五〇・〇	〇・六〇
大正						
七・一〇	六〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	六・〇	〇・七〇
八・八	七、七四〇	四三、〇〇〇	三三〇	三三〇	〇・六	〇・六〇
三・二二	三五、七〇〇	三三、一三五	一七、五〇〇	一六、五〇〇	四九・〇	〇・七三
四・一〇	八〇、〇〇〇	五五、八三五	四〇、〇〇〇	三七、九九〇	五〇・〇	〇・七三
昭						
和						
八・九	一〇〇、〇〇〇	五五、六二五	四七、〇六三	二七、七五〇	四七・一	〇・七〇
九・一	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二八四、一九五	二八四、一九五	五六・八	〇・七〇
一〇・三	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇・〇	〇・七〇
一一・八	一六、〇〇〇	八、二七五	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三一・三	〇・七〇
一一・一	一〇、〇〇〇	一五、二七三	一〇、五〇六	一〇、五〇六	五二・七	〇・七〇
一一・一	三〇、〇〇〇	二二、五〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇・〇	〇・七〇
一二・一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、二五〇	七、二五〇	七五・〇	〇・七〇
一二・一	三三、〇〇〇	二五、六二三	八、〇〇〇	四、〇〇〇	二二・九	〇・五〇
一二・一	一〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一三・七	一〇〇、〇〇〇	九、六九〇	一〇〇、〇〇〇	九、六九〇	一〇〇・〇	〇・五〇
一三・一	一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一三・一	三三〇、〇〇〇	二二八、四六一	一七五、〇〇〇	一七四、七一一	五〇・〇	〇・五〇
一四・一	一〇〇、〇〇〇	四三、〇四八	五〇、〇〇〇	三三、五四八	五〇・〇	〇・五〇
一四・四	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三三・四	〇・五〇
一四・七	三〇、〇〇〇	二六、二五〇	一五、〇〇〇	一一、三三〇	五〇・〇	〇・五〇
一四・八	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一四・八	一〇〇、〇〇〇	三八、二四三	三七、二五〇	一六、八九三	三七・三	〇・五〇
一四・一	五、〇〇〇	九三八	二、五〇〇	六二五	五〇・〇	〇・五〇
一五・六	五〇、〇〇〇	一三、二五〇	二五、〇〇〇	六、二五〇	五〇・〇	〇・五〇
一五・七	五〇、〇〇〇	一三、二五〇	二五、〇〇〇	六、二五〇	五〇・〇	〇・五〇
一五・七	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、二五〇	五〇・〇	〇・五〇
一五・七	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一六・五	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇・〇	〇・五〇
一六・五	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	一五、〇〇〇	三、七五〇	五〇・〇	〇・五〇
一六・五	五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一六・七	六〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六六・七	〇・五〇
一六・七	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	九五・〇	〇・五〇
一六・八	一〇〇、〇〇〇	二二、五〇〇	五〇、〇〇〇	一一、五〇〇	五〇・〇	〇・五〇
(合 計)	四、〇二四、九九五	二、四九三、八三〇	一、九八八、八八四	一、二六二、九九五	四九・五	

四〇

設立年月	公稱資本	内拂込	政府出資	拂込政府	政府出資割合	政府配當率
千円	千円	千円	千円	千円	%	%
一三・九	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一三・一	三三〇、〇〇〇	二二八、四六一	一七五、〇〇〇	一七四、七一一	五〇・〇	〇・五〇
一三・一	一〇〇、〇〇〇	四三、〇四八	五〇、〇〇〇	三三、五四八	五〇・〇	〇・五〇
一四・四	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三三・四	〇・五〇
一四・七	三〇、〇〇〇	二六、二五〇	一五、〇〇〇	一一、三三〇	五〇・〇	〇・五〇
一四・八	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一四・八	一〇〇、〇〇〇	三八、二四三	三七、二五〇	一六、八九三	三七・三	〇・五〇
一四・一	五、〇〇〇	九三八	二、五〇〇	六二五	五〇・〇	〇・五〇
一五・六	五〇、〇〇〇	一三、二五〇	二五、〇〇〇	六、二五〇	五〇・〇	〇・五〇
一五・七	五〇、〇〇〇	一三、二五〇	二五、〇〇〇	六、二五〇	五〇・〇	〇・五〇
一五・七	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、二五〇	五〇・〇	〇・五〇
一六・五	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇・〇	〇・五〇
一六・五	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	一五、〇〇〇	三、七五〇	五〇・〇	〇・五〇
一六・五	五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇・〇	〇・五〇
一六・七	六〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六六・七	〇・五〇
一六・七	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	九五・〇	〇・五〇
一六・八	一〇〇、〇〇〇	二二、五〇〇	五〇、〇〇〇	一一、五〇〇	五〇・〇	〇・五〇
(合 計)	四、〇二四、九九五	二、四九三、八三〇	一、九八八、八八四	一、二六二、九九五	四九・五	

(備考) (1) 昭和十五年下期營業報告に依り作成、但し十六年三月決算を含む。(2) *印は創設勘定。

更に最近、日本製鐵の三億圓増資(政府五六%八出資)があり、政府出資特別會計十六年度豫算には、その政府出資拂込金四千二百六十餘萬圓が豫定されてゐる。また、滿洲拓殖公社の滿鮮拓殖(資本金

五百萬圓)の買収に伴つて、政府出資七百五十五萬圓の増加が決定してゐる。斯くて、政府出資は、今後、年々非常な多額に上るであらうと豫想される。

四二

次に政府出資金の拂込状況を政府出資特別會計所屬分のものに就いて見ると、昭和十一年度二百萬圓、同十二年度四千二百萬圓、十三年度一億一千二百萬圓、十四年度一億一千六百萬圓、十五年度一億八千二百萬圓と累年急速調を以て増大してをり、本年度に於ては、政府出資特別會計豫算の出資金一億六千二百餘萬圓と、住宅營團への現物出資五百萬圓及び、交付公債を以て、國民更生金庫に出資する一千九百萬圓を合すると、一億八千六百餘萬圓となる(註)。この他に近年では、日本通運、帝都高速度交通營團を持つ帝國鐵道特別會計、樺太開發が所屬する樺太廳特別會計、滿洲電信電話の關東局特別會計、滿洲拓殖公社、朝鮮マグネサイト開發、朝鮮米穀市場等を持つ朝鮮總督府特別會計、或は日本産金振興を持つ資金特別會計等何れも出資拂込金の増加を見せてゐる。

(註) 昭和十一年度以降十五年度の計數は、第七十六議會に於ける政府發表に據る。現物出資並に交付公債に依る出資を含む。

二、民間資本吸收の促進力

(A) 政府保證債發行の激増

併し、資金調達に於て、國策會社が壓倒的な地位を占むるものは起債市場である。國策會社は大體、その準據する法令に基き、商法に規定する限度を超えて、その社債を發行する權限を與へられてゐる。その限度は拂込資本金に對して二倍、三倍乃至五倍が普通であり、中には東洋拓殖の十五倍、滿洲拓殖、帝都高速度交通營團、住宅營團、國民更生金庫並に農地開發營團の各十倍等の如きもある。が、北樺太石油、北樺太鑛業、朝鮮マグネサイト開發、臺灣電力、日本通運、日本輸出農産物、日本米穀、朝鮮林業開發、朝鮮米穀市場、日本蠶絲統制の十一社は右の特典に沿してをらぬ。けれども、昭和十二年九月、臨時資金調整法の施行に伴ひ、同法第九條に基き商法の規定を超えて社債發行限度を擴張する途が開かれ、北樺太石油、北樺太鑛業の兩社は、即ち、同法に基いて拂込資本金の二倍を限度とする社債發行を許されてゐる。日鐵も同様、同法第九條に基き二倍の發行限度を許容されてゐたが、同社今後の發展に備へて、去る第七十六議會に於ける日鐵法の改正に依り、社債發行限度に關する規定が追加され、同時に其の限度を三倍に擴張せられた。

右の社債發行限度に關する特典の他に、國策會社は法令又は豫算外國庫負擔契約に基いて、その社債發行に對し政府の元利拂保證を受けてゐる。政府保證の無い一流債として滿鐵社債、日鐵社債並に

(四) 事變以降の日本特殊會社債發行高(千圓)

	昭和12年	13年	14年	15年	16年上期
南滿洲鐵道開發	56,000	180,000	230,000	275,000	145,000
北支那發送電	—	—	110,000	215,000	130,000
日本製鐵	—	—	80,000	200,000	80,000
日支那振興鐵道	—	30,000	115,000	90,000	120,000
東支那振興鐵道	25,068	78,445	72,763	59,646	51,663
中支那振興鐵道	—	—	—	40,000	30,000
帝國鐵道	—	—	—	30,000	0
帝國鐵道	—	—	40,000	40,000	45,000
南洋振興電	—	—	10,100	80	10,000
南臺灣振興電	3,500	0	10,000	20,000	0
臺灣振興電	—	—	10,000	10,000	0
東北亞海運石油	—	10,000	33,000	15,000	18,000
東北亞海運石油	—	—	—	10,000	5,000
東北亞海運石油	2,500	7,500	0	0	0
北支那振興電	—	—	2,000	0	0
北支那振興電	—	10,000	10,000	0	10,000
北支那振興電	—	—	12,240	0	11,760
北支那振興電	—	—	—	—	10,000
北支那振興電	—	—	—	—	20,000

重を増大してをり、國策會社債は正に起債市場を獨占した貌である。事變以降の起債界の特徵的傾向

の二六%四から昨年の七三%八、本年上期の七一%四と其の比

の二に滿洲特殊會社債の激増も擧げられるが、日本並に滿洲特殊會社債の急膨脹が一般會社債の發行抑制を土臺に行はれてゐることは注目すべきであらう。

而して事變後に於ける特殊會社債の發行増加は、勿論、新設國策會社の簇出に因るものであるけれども、事變前に設立された國策會社が、國防體制に即應する編成替を行つて、或は其の發行を増大せしめ、或は事變後始めて起債を實現し、これが激増を示した點も見逃せない。即ち、滿鐵と東拓は、事變前から多額の起債を行ひ、特殊會社債は殆んど兩社の占有する所となつてゐたが、起債市場再開

(三) 會社債發行高に占むる特殊會社債の低地(千圓)

	昭和12年	同13年	同14年	同15年	同16年上半期
政府保證債	2,500	27,500	297,240	560,000	359,760
其他特殊會社債	84,568	288,445	437,863	444,726	326,663
A小一般會社債	87,068	315,945	735,103	1,004,726	686,423
B合一般會社債	243,170	359,350	549,806	360,000	275,040
C滿洲特殊會社債	330,238	675,295	1,284,909	1,364,726	961,463
D總計	8,000	46,000	374,000	234,000	190,000
A+B	338,238	721,295	1,658,909	1,598,726	1,151,463
(A+C)÷D	26%4	46%8	57%2	73%8	71%4
(A+B)÷D	28%1	50%2	66%9	77%5	76%1

(備考) 興銀調査月報に依り作成。

東拓社債のあることは周知の事實であるが、これとても間接には國家信用の支持を背景としてゐるのである。斯かる國家の保護、公信用の支持を背景として、國策會社(金融機關を除く)が如何に旺盛な資金需要を満足せしめたか、第三表に依つて明かであらう。

即ち昨十五年に於ける政府保證債の發行高は五億六千萬圓に達し、一昨年の約二倍、十三年の二千七百五十萬圓に比すれば二十倍を超え、正に隔世の感を與へる。更に本年では上半期だけで三億五千九百萬圓餘を數へ、相對的にも絶對的にも益々激増の傾向にある。政府保證債以外の特殊會社債も亦、十三年に二億八千八百萬圓であつたものが、昨年は四億四千五百萬圓を數へ、本年上半期には三億二千七百萬圓に上つた。これら特殊會社債の發行高を日本會社債の發行總額に比すれば、昭和十二年の二六%四から昨年の七三%八、本年上期の七一%四と其の比

の十三年頃から、起債額は躍増を示した。前頁第四表に見る如く、十二年より本年上半期に至る起債総額は、滿鐵八億八千六百萬圓、東拓二億八千六百萬圓である。兩社以外に事變前既に起債を行つてゐたものは臺灣電力と北樺太石油の二社である。併し其の額は何れも少く、且つ後者は事變直前の十一年六月始めて三百萬圓の起債を行つてゐる様な状態であつた。

日鐵は十三年十月に始めて第一回社債三千萬圓を發行し、爾後本年上期末迄に三億五千五百萬圓を發行してゐる。同社今後の豫定事業擴張計畫は尨大なものであり、今年中に八億八千百萬圓の資金を要するとされ、起債は尙ほ累増する見込だ。去る第七十六議會を通過した日鐵法の改正は、右のため國家的支援を意味するものに外ならぬ。この他、豫算外國庫負擔契約に依る政府の元利拂保證を得て、事變後始めて起債を行つた東北興業、東北振興電力、臺灣拓殖、鮮滿拓殖並に北樺太鑛業、或は十四年四月の改正法律に基き、政府元利拂の保證を得て本年二月、第一回社債二千萬圓を發行した國際電氣通信等は、何れも國策會社の資金調達の裏に、常に國家信用の支援が伴つた事實を示すものである。

事變後新設された國策會社では北支那開發と日本發送電の兩社が最も多額の起債を行つた。この兩社は近々二年半のうちに夫々四億五千五百萬圓、三億六千萬圓を發行してゐる。日本發送電は一昨十年三月に、五億圓の豫算外國庫負擔契約に依る政府の元利拂保證を受けたが、本年三月これを更に十億圓に擴大せられた。

(B) 公開市場の收縮と官廳資金の動員

斯く、國策會社に對する國家信用の支援は益す強烈となり、これを基礎に巨額の起債をなし得たが、それは同時に、官廳資金の動員に依る消化促進が行はれて始めて可能であつた。即ち、昨年初以來、起債市場の梗塞に伴ひ、市場公募額は著しく減少し、自由市場の地位は低下するのみであつた。そこで昨年第四・四半期より起債計畫を樹立し、同時に、シンジケート團の親引の増加、官廳資金の動員を圖つて、その消化に萬全を期した。

昨年第四・四半期の起債計畫に依ると、起債豫定額の三九%に當る二億五千五百萬圓を預金部を始め、簡易保險、鐵道共濟組合等の官廳資金が引取つた。而して、預金部と簡易保險は、その資金運用規則に基いて特殊會社以外には投資されぬことになつてをり、右の官廳資金の殆んど全部が國策會社の社債引受に向けられたこと云ふまでもない。即ち本年に入つて、第一・四半期以降、第三・四半期に至る日本特殊會社債發行豫定額に對する官廳資金動員の程度を見ると、先づ第一・四半期に於ては四三%の八千四百五十萬圓、第二・四半期では三四%九に當る一億四百萬圓、次いで第三・四半期に

は三七%八の九千二百五十萬圓が共に官廳の引受となつてゐる。

官廳資金の動員が茲兩三年如何に激しくなつてゐるか、その代表的な例として預金部資金の運用を見てみよう。即ちそれに依ると、本年七月現在に於ける特殊會社債の手持は六億九千三百萬圓に達し、十四年同期の一億四千二百萬圓の約五倍、昨年同期の二億五千六百萬圓に比しても二倍半を超える。尤も、この増加の中には、昨年十月、運用委員會の決定に基き、爾後その引受を行ふこととなつた滿洲特殊法人債も含まれるが、それは僅少だ。

次に官廳資金の株式投資も、去る五月に行はれた東拓の五千萬圓倍額増資の場合のやうにその旺盛ぶりを示してゐる。即ち東拓は新株十萬株を舊株主に對して一對一の割合で引當てたが、政府所有株六萬株に對する新株は、之を其の儘そつくり簡易保險と郵便年金とで肩替りした。簡易保險と郵便年金の所有せる舊株七千株と五千株に對しては一對一の割合で新株を割當てた他に斯かる處置を採つたのである。蓋し官廳資金動員の新たな形態と云へよう。

(c) 累増せる配當補給金

國策會社に對する短期資金の貸付も預金部その他の官廳資金で現に行はれてゐる。金資金特別會計の日本産金振興に對する短期資金の貸付などはこの著例であらう。官廳資金の動員は民間資本吸収の

補完的役目を果す。而して、民間優先配當、政府配當補給の制度も民間資本吸収の促進力として重要な意味をもつ。これによつて、政府は國策會社の非營利性に對する民間資本保護の方針を明かにしてゐる。國策會社は正に民間資本吸収とこれが國家保證の巨大ルートだ。

現在、國策會社(特殊銀行を除く)にして、政府出資に對し配當を行つてゐるのは、滿鐵、日鐵、東拓、國際電氣通信等の數社に過ぎない。昨年第七十五議會で通過した政府出資特別會計法に依り、一般會計に所屬してゐた出資勘定は同特別會計に統合一元化されたが、同會計の十五、十六兩年度豫

(五) 政府出資特別會計豫算(千圓)

歳	昭和十五年 度豫算額	昭和十六年 度豫算額
配當金收入	三三、一七六	三四、〇〇一
公債金	一五九、〇五〇	三六一、五九八
一般會計より受入	二二七	一、四五九
其他	三、三三三	五、六八二
歳出	一九四、七七八	四〇一、七三九
出資金	九四、七六八	一六三、四五二
一般會計へ繰入	一〇〇、〇〇〇	二四〇、二七七
其他	九	二

算に見ても判るやうに、累増せる政府出資に對して、配當金収入は僅少である。第五表の如くだ。

即ち、十五年度の配當金収入は三千二百萬圓、十六年度三千四百萬圓である。而も其の殆んど大半は滿鐵と日鐵の配當金収入である。即ち、昭和十五年度の政府出資特別會計に於ける配當金収入の内譯は次頁第六表の如くである。

これは、日本發送電一社に對して十四年下期及び十五年下期に與へた政府配當補給金にも遙かに及ばない。而して、出

(六) 昭和十五年度政府出資特別會計に於ける配當金收入内譯

會社	配當金	配當率
南滿洲鐵道	千円 一四、四八八	〇・四四三
日本製鐵*	一七、三六九	〇・七〇〇
東洋拓殖	二〇〇	〇・七〇〇
國際電氣通信*	八三	〇・七〇〇
北海道拓殖銀行	七〇	〇・七〇〇
臺灣銀行	一五	〇・六〇〇
鴨綠江探木	八四	〇・六〇〇
(配當金收入合計)	三、一七九	

(備考) 一、昭和十五年三月二日衆議院委員會速記録第六類第一號に據る。
 二、×印は年度中央にして通信事業特別會計に移り、配當は六ヶ月分。
 三、拂込濟額に對する年七分の配當一、八九三、六五〇圓より義務貯蓄利子補給額及び引繼從業員退職手當中、政府負擔部分補償額を差引せるもの。

資勘定は先にも述べた如く年々増大する。政府出資特別會計豫算は、十五年度九千五百萬圓、十六年度一億六千二百萬圓の現金出資を計上した。この増大する出資勘定の財源は公債である。その上、一般會計から移管された時の出資勘定八億三千五百萬圓は、之を返済しなければならぬことになつてをり、これがため十五年度に一億圓、十六年度に二億四千餘萬圓を一般會計へ繰入れた。その財源も無論公債である。斯くて、政府出資特別會計の歳入の過半は公債金であり、十五年度一億五千九百萬圓、十六年度三億六千二百萬圓を數へる。以て茲に、國家資本の性格の概貌を窺ふことが出來よう。次に國策會社の非營利性を示す指標は配當補給金の増大に求められる。次表に見る如く、事變以降に設立された巨大國

策會社たる北支那開發、中支那振興、日本發送電、帝國鑛業開發、帝國燃料興業、日本産金振興の六社は、何れも創業以來、政府の配當補給を仰いでをり、加ふるに東北興業、東北振興電力の兩社に對

しても、依然として配當補給が續けられてゐる。このうち、日本産金振興が十五年下期に、僅少ではあるが始めて補給金の償還を行つてゐるが、その他は寧ろ増勢を辿つてゐる。

(七) 國策會社に對する政府配當補給 (單位千圓)

會社	昭和十五年上期	昭和十五年下期	昭和十五年合計
帝國鑛業開發	(一四・八—一五・三)	(一五・四—一五・九)	(一五・一〇—一六・三)
北支那開發	(一三・二—一三・三)	(一四・一—一四・二)	(一三・一—一四・三)
日本發送電	(一四・〇—一五・三)	(一四・〇—一五・三)	(一四・〇—一五・三)
中支那振興	(一三・二—一三・三)	(一四・一—一四・二)	(一三・一—一四・三)
日本産金振興	(一三・九—一三・三)	(一四・一—一四・六)	(一三・七—一三・三)
帝國燃料興業	(一三・一—一三・三)	(一三・四—一四・三)	(一三・四—一四・三)
東北興業	(一一・〇—一一・三)	(一一・四—一二・三)	(一一・四—一二・三)
東北振興電力	(一一・〇—一一・三)	(一一・四—一二・三)	(一一・四—一二・三)

計 一、三三〇
 四五六
 一、三六七
 一、三六七
 (一五・一〇—一六・三)
 一六、四七八
 一、五〇一
 三八五
 一、五八九
 二、六二五
 一、四九四
 一、四九四
 一、一四三
 一、一四三

(備考) 括弧内は營業年度(年月)、×印は補給金の償還。
 これの配當補給金を合計すると六千四百萬圓に近く、中でも日本發送電の三千八百萬圓が目立つてゐる。發送電は渇水時を含む下期に毎年赤字を出して來てをり、今後も電力料金の改訂でも行はれざ

る限り赤字を続けざるを得まい。而も第七十六議會で通過した改正法律に依り、從來年四分に達する迄、その配當補給を行つて來たものを、十六年上期から年六分に之を引上げた。自然、配當補給金は増大する筋合にある。

一體、生産力擴充乃至國防的國策會社の事業に對して、自由主義經濟の所謂「企業的價值」と云ふ觀念を當嵌めることは不可能だ。さればこそ、國家保證の意義は大きく、高度資本主義の歴史的な段階を特徴づけるものと云へよう。

第三節 國策會社の性格と役割

—財閥との提携、支援—

一、生擴關係四社の役割

(A) 人造石油事業の創始と帝燃

國家保證の巨大なルート——國策會社を以てしなければ、事實、鐵、非鐵金屬資源の集約的な利用と人造石油事業の創始は斯く行はれなかつたであらう。獨逸では現に三百萬噸の人造石油を年に生産してゐるが、これが爲には矢張、當該事業の國家的保證を必要とされた。人造石油のみならず、人造の棉花、羊毛及ゴムに關する新工業を創始し、鐵並に非鐵金屬資源の集約的利用を圖るのが、ナチス獨逸第二次四ヶ年計畫の重要な課題であつた。國家保證の方法こそ異なれ、その事情並に目的は、日本のそれと殆んど變らない。

即ち獨逸では「人造原料を生産する工場及び設備に對する投資の性質が非常に危険なので、投入資本に對する割賦銷却、利子並に相當の利潤を與へるだけの價格で、その新原料産出高に對する市場のあることを政府が保證してくれぬ限り、斯かる事業の創設を私營の企業は欲しないのである。若干の企業は、政府との間に經濟性保障契約 (Wirtschaftlichkeits-Garantieverträge) と云ふ名稱の特別の契約を締結して居るが、この契約は五年乃至十年に互つて、政府が私營の企業に對して、一切の費用を償つた上で公正の利潤を與へるに足るだけの價格をその生産物に保障するのである。その利潤額は、割賦銷却と工場及び設備の取替と擴張との爲めの將來の必要額に應じて、その時々決定されるであらう。特別の資金供給の財源が、政府に依つて設けられて、此等の企業が實驗と研究との爲めに

自由に利用し得る様になるであらう」(註)とされた。斯くて、四つの新工業と、金屬及び礦物國內埋藏量の集約的な利用並に開發に要せられた資本の總額は實に莫大なものであり、従つて、國家的保證の必要額も亦甚大であつた。

(註) Economic Development of Germany under National Socialism. 金融研究会譯「ナチス・ドイツの經濟及び金融」一一一—一二頁。

日本の人造石油事業も正に新工業であつた。政府は其の豊富なる供給の確保を期して凡ゆる犠牲を拂つた。第七十議會及び第七十一議會に現はれた人造石油補給計畫の概貌を見るに、滿洲國を含めた石炭資源を原料に豫定し、日滿を通じて総合的の事業計畫を圖り、液體燃料の内、特に重要な揮發油並に重油の生産に重點を置き、兩國を通じ差し當り七ヶ年計畫の下に最終年度たる昭和十八年度の人造石油生産量を約二百萬疋に達せしめんとした。そして七ヶ年計畫完了後に於て、國産天然油、人造石油、無水アルコール混用の三者で、揮發油、重油總需要量の約半分を滿たす計畫であつた。この人造石油七ヶ年計畫遂行に要する資金の總額は、概算約七億七千萬圓とされた。

政府は新工業たる人造石油事業の發展には、先づ之に企業として成り行くだけの客觀性を附與し、民間資本進出の積極的慾望を圖るべき必要を認め、昭和十二年八月十日、「人造石油製造事業法」を公

布した。同法は、人造石油事業を許可制とし、獎勵金を交附し、拂込完了前の増資、拂込金額以上の社債發行を許容し、且つ、所得税、營業收益税及びこれに準ずる地方税を免除する外、土地收用法その他の事業保護助成の條項を主要内容とした。

而も同事業の資金計畫の大きさは、到底、民間資本が獨り立ちで之に當るを殆んど不可能にした。「人造石油製造事業法」と同時に公布された「帝國燃料興業株式會社法」は、實に斯かる障碍を克服するためのものに他ならなかつた。即ち前記七億七千萬圓の約二分の一程度の投資を行ふのが帝燃會社の主要事業とされた所以である。

(B) 鐵、非鐵金屬の集約的開發

昭和十二年頃より漸く試験を開始した人造石油事業と異り、鐵、非鐵金屬鑛業は全然新たな事業ではないが、其の集約的開發には莫大な資金と、これがための國家保證を必要とした。先づ産金政策に就いて見るに、昭和十二年、政府より發表された産金五ヶ年計畫では、昭和十七年度に於て、内地六十噸、朝鮮七十五噸、合計百三十五噸、當時の時價にして約五億一千萬圓に達せしめようとした。計畫實施前の五十一噸に比すれば、二倍半以上への増産に當るわけだ。而して此の計畫を遂行するためには、内地に約二億圓、朝鮮に約一億圓、合計約三億圓の資金を要するものとされた。

金増産が低品位原鑛の開発に置かれ、これがためには當該事業を採算可能の圏内に置く必要があつた。産金買上値の引上、増産割増金の交付、探鑛獎勵金の交付、並に選鑛場及び製鍊所設置費の半額國庫負擔等がそれだ。併し、軍需資材輸入に依る海外拂ひの激増、輸出貿易不振に依る國際收支の悪化に刺戟されて、昂められた金問題の重要性は、金増産の徹底的な獎勵策として日本産金振興會社を設立せしめた。日本産金振興は、金鑛業又は金製鍊業に對する資金融通又は投資、並にその使用する機械器具製造業者に對する資金融通又は投資と、金鑛業又は金製鍊業の經營、その他之に關聯する事業をも目的としてゐるが、その中心は、金鑛業又は金製鍊業者への長期貸付を主とする融資である。當社金融事業の産金政策遂行に於ける役割は甚大である。當社は興銀、東拓、朝鮮殖産銀行を通じて行はれてゐた産金事業に對する貸出を肩替りし、更に積極的な貸出を行つた。殊に當社の大鑛山への低利融資が増大してゐることは注目すべきで、産金事業に對する財閥の進出と、その擴大膨脹をバックしてゐる意義は大きい。

次に金以外の非鐵金屬、即ち銅、鉛、錫、ニッケル等に對しても幾多の保護助長策が採られ、殊に昭和十四年八月、帝國鑛業開發を設立、非鐵金屬増産に拍車を加へたことは既に述べた如くである。金以外の非鐵金屬は、銅を除いて、需要の半分乃至殆んど全部を輸入に待つ状態であつた。而も其の

銅すら、準戰時體制から戰時體制への轉入に伴つて需給のバランスを失した。帝國鑛業開發は、休眠鑛區の積極的開發促進と、低品位鑛石の活用を圖るべく設立されたもので、中小鑛業者に對する開發増産資金の融通を主體としてゐることは、日本産金振興と對照的な關係に置かれる。

斯く、非鐵金屬増産促進力として、日本産金振興並に帝國鑛業開發が金融機關たる任務を果し、民間資本を金融的に保護する立場を採るに對し、鐵鋼ではその増産に指導的役割を演ずる日本製鐵がある。新工業—人造石油事業の擡頭を措けば、恐らく、製鐵事業は最も莫大な固定資本を投下せなければならぬ事業の一であらう。國家資本が官業形態を通じて、同事業を創始し、これを發展せしめた事實こそ、市場の狹隘性と其の動搖に對して、私營企業が巨額の資本を投下することを敢へてしなかつたことに因由する。

國策會社日鐵には、滿洲事變後に於ける大陸政策の發展と云ふ大きな將來性が賭けられてゐたから、尙更らること、其の膨脹擴大を急務とされた。昭和十一年の鐵鋼増産計畫は既に完成に近づいてゐる。この計畫遂行を通じて、日鐵は如何に膨脹擴大を遂げたか。それは固定資産の増大が雄辯に物語つてゐる。即ち昭和十二年三月末の固定資産勘定は三億六千三百萬圓であつた。これが昭和十六年三月末には七億六千四百萬圓に達し、二倍を越える膨脹ぶりだ。のみならず、原料石炭並に鐵鑛石の

確保のためにも積極的に投資を行ひ、本年三月末の投資額は一億二千一百万圓を數へるに至つた。而も尙ほ前記せる如く、昨年十月の米國の屑鐵禁輸に拍車せられて、最近、其の擴張は一段と促進され、本明年度の僅々二年間に八億八千万圓の資金を要するとされてゐる。

二、投資活動に見る財閥との交渉

(A) 日鐵の積極性

以上四社即ち日鐵と帝國燃料興業、帝國鑛業開發並に日本産金振興は、各産業部門の特殊性と會社設立の諸事情を異にする所から、自ら其の性格と役割に於ても、各々違つた面を持つ。日鐵が直接その事業を主體とし、帝燃は専ら投資活動に力を置くに反し、非鐵金屬部門の二社は金融機關としての任務に専念してゐる。併し、相異點はそれだけではない。此の四社は多かれ少かれ同じ投資活動を行ひ、それを通じて財閥と提携し、或は之を支援してゐるが、その方法乃至形態に於ても相異が認められる。先づ最も積極的であるのは日鐵だ。日鐵の投資活動は、原料鑛石並に石炭の購入關係に於て三井、三菱資本より受ける制約を打破し、同時に新資源を確保し、之を其の支配下に置く積極的な意圖に發足する。

日鐵では早くより同社と密接な關係にある鐵鑛山の企業聯結による縦斷經營、並に日滿を一體とする統制的開發を企圖し、鐵鑛山の有力所有者たる三井と三菱に参加を交渉したが、三菱は日鐵の方針に賛意を表しなかつたため、結局三井との妥協に依つて、その系統に屬する主要鑛山を買收し、製鐵資源の総合的開發會社として、昭和十四年五月、日鐵鑛業を創立した。日鐵は同社所有の鑛山を二千三百萬圓で現物出資をなし、殘額を現金出資で賄ひ、資本金五千萬圓の純然たる仔會社として日鐵鑛業を創立したのである。日鐵鑛業の買收した釜石鑛山と輪西鑛山は共に三井の支配下にあつたもので釜石鑛山の釜石(岩手)、輪西鑛山の俱知安(北海道)並に价川(朝鮮)は何れも本邦に於ける有數の鐵鑛山であつた。小林系の利原鐵山(朝鮮)と三菱鑛業に屬せる茂山鑛山(朝鮮)を除けば、之に依つて本邦の有力鑛山は、殆んど、日鐵の所有に屬することとなつた。而して、茂山鑛山の買收が三菱の拒否から果さなかつたことは前に述べたが、十四年八月に至り、平生日鐵會長と岩崎三菱社長との間に、右鑛山を共同出資で開發する原則的諒解が成立し、同年十二月、資本金五千萬圓の茂山鐵鑛開發會社(出資割合——三菱鑛業二千五百萬圓、日鐵、日鐵鑛業各一千二百五十萬圓)を設立した。同社は茂山開發の採鑛權その他一切の開發權限を三菱より繼承して、鑛石は日鐵並に三菱の清津工場に供給することとし、また三菱鑛業の既存開發設備は之を買收した。

斯くて日鐵の支配網は全國的に擴大されたが、降つて十六年二月の滿洲重工業の機構改革を契機として、滿業の仔會社、滿洲炭礦に屬する密山炭礦を分離獨立せしめることとなり、これを機會に日鐵と滿炭の提携が問題となつた。これには幾多の迂餘曲折があつたが、漸く去る七月、日鐵、滿炭折半出資で、資本金一億圓の密山炭礦の設立を見た。

日鐵は更に支那に於て、北支那開發並に中支那振興への資本参加を行ひ、或は其の仔會社を通じて之と提携するなど、原料資源支配の手は非常に廣汎に盡くされてゐる。尤も、支那に於けるそれは、華中鑛業を通じて因縁淺からぬ大治を持つ他は、消極的且つ間接的立場を採る。それに反して、事變以來の内鮮及び滿洲に向けられた投資活動が、如何に積極的であつたか、以上に依つて明かであらう。

(B) 帝燃と財閥の緊密な提携

原料部門の支配網を確立するため、財閥特權の分野にまで手を延ばした日鐵とは對蹠的な關係に置かれるのは帝燃であらう。特殊會社としての帝燃は、人造石油事業創始の司令塔に等しかつた。投資活動は、財閥の資本参加を求めて、之を支援するにあつた。現在、帝燃の息のかゝらぬ會社は、北海道室蘭の日鐵工場、朝鮮の日本窒素工場、滿洲撫順の滿鐵工場、福岡縣大牟田の三井鑛山所屬工場その他二、三を數へるのみで、殘る十二社は帝燃と關係してゐる。即ち先づ、昭和十三年十二月、資本

金七千萬圓の北海道人造石油を創立し、帝燃は之に半額の三千五百萬圓を出資して、三井鑛山、三井物産、三菱鑛業、住友本社、北海道炭礦汽船等と共同出資の形を採り、三井、三菱、住友の三財閥と提携した。これをきつかけに、十四年三月迄に三菱石炭油化工業（十二年八月設立）、日本油化工業（十三年一月設立）、日産液體燃料（十四年二月設立）並に滿洲合成燃料（十二年八月設立）の四社に資本参加を行つた。三菱石炭油化工業には、同社資本金二千萬圓の半額一千萬圓を引受けて三菱と提携し、日本油化工業には日本鋼管（現在淺野系）と提携して、同社資本金三百萬圓の折半出資を行つた。次に日産液體燃料であるが、これは資本金一千萬圓を日産化學との間で折半出資をなし、滿洲合成燃料では滿鐵所有株五百萬圓を帝燃が肩替りした。同社は滿洲國特殊法人で、滿洲國政府の出資がある他、滿洲炭礦、滿洲石油並に三井が参加してゐる。

帝燃の投資活動は十四年中に旺んに行はれ、一應の段落を付けた。即ち同年五月には資本金四千萬圓の樺太人造石油を設立し、之に三千萬圓を出資すると共に、三菱鑛業、三井鑛山、東洋拓殖、北海道拓殖銀行等、財閥並に國策會社の資本参加を求め、同年八月には、宇部油化工業（資本金五千萬圓）を設立、帝燃は二千萬圓を引受け、宇部窒素工業、沖ノ山炭礦（共に地方財閥、渡邊系）と共同出資をなした。次いで同年九月、滿洲國政府半額出資の特殊法人、吉林人造石油（資本金一億圓）の設立

に伴ひ、日窒と帝燃と残る半額を共同出資し、日窒は三千萬圓、帝燃は二千萬圓を夫々出資した。帝燃投資の人石會社は同年十月設立の尼崎人造石油(資本金三千萬圓)に終つてゐるが、同社には帝燃、日本石油並に淺野系—尼崎製鐵の三社が共同出資してゐる。

以上九社と石油共販への出資、並に日窒の朝鮮人造石油(舊稱、朝鮮石炭工業)、三菱石炭油化工業及び住友金屬工業等、財閥三社への融資を合すると、本年三月末現在に於て、其の引受總額は二億二千二百萬圓、内出資濟額は一億四千八百萬圓に達する。現在、各社の建設工事は進捗を見せてゐるが、操業を開始したのは極く一部である。それには、資材並に工作能力の不足が禍ひし、且つ技術的にも非常な困難があるからだ。第二次歐洲戰の勃發、就中、獨ソ開戰は右の困難を加重した。だが、燃料問題の最も有效な解決策として人造石油事業が選ばれてゐる限り、是が非でも之を完遂せねばならぬ所だらう。その擴充に具へて今後必要とされる資金は、既定の必要額七億七千萬圓に加へて、十二、三億圓には上るだらうとされてゐる。恐らく此の資金は、民間資本では賄へぬから、帝燃の所要資金は益々増大する筋合にある。去る第七十六議會で帝燃法が改正され、同社社債の發行限度を従來の二倍から三倍に引上げたのはそのためだ。併しそれでも、現在の資本金一億圓では、全額拂込濟後と雖も社債發行に依つて調達し得る資金は三億圓に過ぎない。斯くて同社の増資が問題にされる所以である。

である。増資に依つて民間資本を吸収すれば問題はないが、これには可成りの困難がある。この儘で仔會社を通じて財閥との提携を強めることになるのではあるまいか。今後の動向こそ注目さるべきである。

(C) 非鐵金屬關係兩社の非營利性

人造石油製造事業のことは一に將來にかゝる。これに對し、非鐵金屬の低品位鑛開發は云はゞ現實の問題である。それだけに、當該事業が不採算的であり、政府の多大な保護助成にも拘はらず、之が支援に當る帝國鑛業開發並に日本産金振興に於て、國家資本の犠牲が如何に甚大であるかが既に明かに看取される。兩社は前記せる如く、融資事業を主にしてゐる。いまの所、投資並に鑛山經營等は従である。尤も、帝國興發の方は昨年五月、森コンツェルンの昭和鑛業を傘下に入れてから、投資活動は漸次活潑となつて來た。昭和鑛業を傘下に入れたのは、尨大な鑛區を擁して、資金的に、技術的に或は資材的に行詰つた同社を更生せしめるに在つた。従つて、その買収には可成りの犠牲が拂はれた。帝國鑛發は昭和鑛業の總株數百二十萬株の内、前經營者森蠱昶氏一黨の持株新舊合せて六十三萬株を肩替りした。この肩替り値については兎角の批評もあつたが、それは要するに、公開コンツェルンの破綻に依つて當然受ける大衆株主の犠牲を同社が負ふたまでである。ところが最近また、同社が

東北興業と提携して、藤田組（資本金五千萬圓、拂込三千五百萬圓、社長藤田光一氏）の更生に積極的支援を與へることになつた。その内容は未だ詳にし得ないが、直接經營に参加する他、藤田組が日銀から仰いでゐた特融辨濟殘額約三千五百萬圓を全部日銀から肩替りすると傳へられる。投資關係を通じて見た帝國興發は、財閥支援と云ふよりは寧ろ財閥救濟の趣がある。勿論、それに依つて大衆株主に安定性を與へ、或は同社の融資を通じて一方には中小業者を援護してはゐる。

次に日本産金振興であるが、同社が殆んど純然たる融資機關の感を呈することは既に述べた。特に大鑛山に多額の融資をしてゐることは特に注目すべく、十五年末の貸付金總額は一億九千二百萬圓に達する。産金事業は昭和十三、十四年と何れもブーム状態を續け、同社は此の産金ブームの最中に出來た。従つて當社は創業後尙日淺きにも拘らず、斯く巨額の融資を行つた。而も國策會社としては可成り危険性のある融資も行はねばならぬ。英米蘭の對日資産凍結に伴つて、産金政策に急變あるやに傳へられたのに對し、政府は之を否定してゐるが、假令左様なことがなくても、金融事業を主體とする日本産金振興の浮動性は否定し難い。

(D) 拓殖會社の活動、特に北支開發に就いて

以上、生産力擴充關係四社を通觀して得た結論は、國策會社と財閥の交渉が、投資乃至融資活動を

媒介として愈よ頻繁になつたことだ。財閥又は新興財閥支配下の時局會社が準戰時體制から戰時體制への轉入過程に於て、擴張に擴張を累ね、殊に長期戰下、建設資材の調達難が加重されるに伴れて、既設同業會社合併による生産規模擴大運動に乗出したことは周知の事實だが、又一方、財閥同士の協同事業も多くなつた。國策會社と財閥の交渉は、右の傾向を一層特徴付けるものだ。單に生産力擴充關係に留らず、拓殖關係の國策會社も、投資を主とする所から、財閥との交渉も亦少くない。

拓殖會社は日本の海外膨脹を劃して、戦後の發展を彩つた。日露戦後の東洋拓殖並に南滿洲鐵道の創立がそれであり、滿洲事變後には、十年末設立の滿洲拓殖及び興中公司、翌十一年に簇出せる臺灣拓殖、南洋拓殖、鮮滿拓殖がある。そして支那事變は北支那開發と中支那振興の兩社（共に十三年十一月設立）を生んだ。興中公司を除けば凡て國策會社である。これらのうち滿鐵、東拓、南拓は共に重要な事業を直營するが、投資乃至融資會社たる性格を併せ有する。北支開發になると純然たる持株會社であり、中支振興も之に準ずる。財閥との交渉も自ら生じたわけだ。北支開發は「北支那の經濟開發を促進し、その統合調整を計る」ことを目的とした日本法人で、その傘下に日支合辦、支那法人の特殊會社として子會社を設立し、これに投資又は融資して「わが國防資源を豊富」にするための綜合的開發を行はんとするものである。而して、北支那開發五ヶ年計畫（昭和十三年度以降五ヶ年間）

は所要資金十四億二千三百萬圓を豫定され、そのうち鑛産の七億三千八百萬圓（製鐵一億四千百萬圓、石炭一億三千百萬圓、石炭液化四億六千六百萬圓）、並に交通、運輸及び港灣の四億四千七百萬圓が中心をなすが、北支開發會社の事業は、いまのところ華北交通會社（北支開發、滿鐵、中華民國の共同出資）を中心とする交通事業に集中され、鑛業は未だ其の緒に就いた程度である。鑛業が斯くの如き状態にあるから、これを通じて行はれるであらう當社と財閥の提携は、未だ密接とまで行つてをらぬ。既設の炭礦會社は、當社が融資を通じて關係してゐる山東鑛業（滿鐵、三菱鑛業、大倉組、東拓、三井合名、住友本社共同出資）と大同炭礦（蒙古聯合自治政府、滿鐵、北支開發共同出資）並に當社と貝島並に中國側の三者提携に成る井徑煤礦の三社を數へるのみだ。併し現在、軍管理のまゝ當社と内地側炭礦會社の折半出資に依る組合で經營されてゐる山西（大倉鑛業、北支開發）、磁縣（明治鑛業、北支開發）、中興（三井、北支開發）並に大汝口（三菱、北支開發）等がある。鐵鑛は目下、日蒙合辦の龍烟鐵鑛を中心とするが、金嶺鎮でも山東鑛業の子會社魯大公司の所有鑛區を、日本鋼管が協力會社として採掘することとなり、山西省の諸鐵山も北支開發と大倉鑛業の折半出資による組合（山西製鐵鑛業所）の經營に移り、本格的稼行の段取りである。斯くて、鑛業の發展は、當社と財閥のより密接な提携を約束するであらう。次に中支振興であるが、同社は既設設備の復興、土着資本の誘引を

目的としてゐるから、華中鑛業を除けば、これと云つた交渉は見られない。

第四節 國策會社の活動と其の制約

一、國策會社株の市場性

斯く、生産力擴充又は拓殖關係の國策會社は其の事業を通じて財閥との交渉を旺んにした。これら國策會社と財閥との交渉は、國策會社自體の資本構成にも見られるが、前述の如く、寧ろ事業上での關聯の顯著なるを擧ぐべきであらう。尤も、日本産金振興などには、三七%九を財閥が出資してゐる。即ち同社株式總額百萬株の中で、住友、三井、三菱並に日産（日本鑛業）が各八萬七千株を所有し、日窒、古河、藤田組等が大株主に加はつてゐる。同社を措いては、帝燃で、三井、三菱、住友、日窒並に日産が一八%強の株式を保有してをり、帝國鑛業開發並に日鐵には、三井、三菱並に住友の三大財閥だけで夫々一四%強、及び八%五を占める状態で、一體に生産力擴充關係では財閥の持株は多い方だ。拓殖會社並に大日本航空、日本通運、國際電氣通信、滿洲電信電話等の運輸通信會社を始

め、その他國策會社では交渉は比較的少ない。

右の如く財閥投資の比較的多い會社も認められるが、概して生産力擴充、拓殖並に通信運輸關係の國策會社は公開コンツエルンに類似するものと云へよう。それは國家資本を主體とする公開コンツエルンで、無論、新興コンツエルンに見る如き、典型的なものではないが、大衆株主を抱擁する點に注目されねばならぬ。尤も、最近設立された帝國石油、樺太開發の如き例外もある。前者は周知の如く十五年七月に設立の帝國石油資源開發會社（資本金三千萬圓）を吸収せる國策會社だ。而して同社資本金一億圓の構成を見るに、政府と財閥並に其の他少數の民間石油會社、それから極く僅かではあるが東拓、南拓、臺拓、北樺太石油等の國策會社を數へるのみだ。樺太の封鎖炭田開發を目的とする樺太開發は、資本金五千萬圓を政府、民間折半出資するが、民間株五十萬株は東拓（二十二萬株）、王子製紙（十萬株）、三井鑛山（四萬株）、三井物産（一萬株）、三菱鑛業（五萬株）、北日本汽船（二萬株）、北海道拓殖銀行（二萬株）、樺太公用材協會（二萬株）、日魯漁業（一萬株）、樺太石炭（一萬株）に割當てられた。東拓割當の二十二萬株のうち二萬株が朝鮮で公募されるのみだ。従つて市場性は殆んどない。また、日本石炭、日本肥料、日本輸出農産物、日本蠶絲統制、日本木材等の統制會社も、同業者の寄合を主としてゐる關係上、その市場性はない。

併し、右の如き例外は別として、國策會社が大衆株主を擁する點は注目すべきだ。これが國策會社の今後の活動に可成りの影響を及ぼすことが豫想されるからである。一體、國策會社の進出並に活動は相當活潑になつて來たが、さればと云つて、國策會社が無暗と其の觸手を延ばし、これがため政府出資を増大せしめる時は、インフレ昂進の懸念を伴ふ。議會でもこの點は強く論難された。とは云へ大衆株主にも限られた餘裕しかない。大衆株主を多く持ち、民間資金を吸収する當初の意圖は果されたが、斯うした所に大なる制約を蒙らねばならぬ。現に先の日鐵の増資の時、斯かる問題を生じた。最初の五億圓増資案はこれがため三億圓に減ずるのを餘儀なくされた。

比較的市場性は少いが、日本發送電も此の種の會社の中に數へてよからう。日發は周知の如く、既設電力會社の火力發電設備、主要送變電設備並に未開發水利權を強制出資せしめ、資本金七億三千九百萬圓で、十四年四月に創立された巨大國策會社だ。従つて、出資の大半は電力會社にあり、市場性の少いのは當然だ。併し、第二次電力國家管理に伴ふ發送電設備の日發移讓に當り、日發へ設備を出資する電力會社は、その代償として、日發株を交附されることとなり、一方、國家管理の強化で、電力會社の大部分は根底から意義を喪失し、配電特殊會社へ發展的解消が可能な者以外は、解散或は減資整理の方途に出でざるを得ないから、日發株は大衆投資家の手に細分されて、浮動性を著しく増

大するだらう。これが日發の株價を壓迫し、二圓餘の額面割れにある日發株は、明年四月一日に行はれる第二次出資に當つては、額面と株價の開きを更に大きくする懸念がある。斯くて、大衆株主に依存する國策會社の資金調達難は加重されるであらう。このことは、前記せる如き十五年秋以降の政府保證債賣行不振と併せ考へらるべきである。

二、國策會社と産組の對立

最後に國策會社と産組との關係に就いて一言しよう。統制會社の多くが農林關係であることは既に述べた。昭和十四年暮頃から農産物並に農林漁業用資材の配給混亂を來した際に、生産と配給との一元的連繫化の問題を生じた。當時、政府は、その解決策として、産組と商組の摩擦を回避するため、國策會社を創設する肚であつた。即ち農林水産團體と商業資本の連繫の上に、國家資本を參加せしめて、行政監督上の發言權を留保することだ。爾後、日本米穀、日本肥料、日本輸出農産物の三國策會社の設立が見られ、他方、所謂國策會社として産組側からの批判の矢面に立たされた官製の共販會社の簇出を招いた。「國策會社は商工資本に依つて形成され……農村必需物資の購入にも農産物の販賣にも、何れも商工資本が獨占的な形態で君臨する」(註一)と産組側で云ふ如く、前記三國策會社並に官

製の共販會社には全購販聯も資本參加を行つてゐるが、出資割合は八%七五に過ぎず、其の他産組系統並に農林漁業團體の出資を合しても、一二%七五である(註二)。而も尙ほ、産組等の出資が全然無い會社が可成り多い。而して資本關係だけに止まらず、現實に農林關係團體の事業にも壓迫が加はつてゐる。産組の國策會社に對する批判は、經費の多きに失すること、配當率が高率に過ぎること、價格關係が農村側に不利なること、品質の向上及び需要に對する適合等を常に無視すること、農村の爲に可能の數量を確保するなどの積極的努力が見られぬこと、及び國策會社の事業が官僚的であつて、徒に遅延を來すことなどを擧げてゐる。そして結局「既に戦時を四ヶ年も経過した今日では、從來國策會社の行つて來た『物を集め、物を配給する』と云ふ統制では駄目で、更に一步を進めて生産統制による物資の確保と、消費統制による物資の節約に迄進まなければならなくなつた」(註三)と云ふ點は統制關係の國策會社一般に通ずる缺陷を衝いて正しいものと云へよう。去る七月、日曹コンツェルンの再建工作の一環として、日本肥料では日曹傘下の日本水素工業株約三十二萬株(總株數六十萬株)を全株肩替りし、創立當初よりの懸案たる生産部門への進出を實現したが、これを以て生産統制に一步前進したと見るよりは寧ろ、財閥救済的色彩が濃厚だと云へ得よう。

(註一)、(註三) 全國農村産業組合協會「再検討を要する國策會社の内容」(昭和十六年一月)。

(註二) 産組中央會調査「國策會社に對する全購販聯其他産業組合等の出資額調」(昭和十六年二月)。

結 語

去る第七十六議會に於て、「國策會社の整理に關する質問書」なるものが衆議院に提出され、既成の國策會社が論難の的となつたことは未だ記憶に新らしい。質問書の要點は、國策會社の整理、官吏天降りの弊並に利益配當補償の弊の三點であつた。而して右の質問書が上程された當日の建議委員會に於て、一議員は大要以下の如き批判を行つた。(一)政府は一元的統制の理念に囚はれて、充分なる検討を経ずに國策會社を濫設する。(二)政府は長く助長行政に慣れて、國策會社の運営監督が不充分であり、優良なる成績を挙げると云ふことは困難である。(三)國家財政上の見地からして、唯だ補助金、助成金を中心とする所の國策會社を濫設することは、今後甚だ憂慮すべき事態を惹起する。

時の當局者は、右の批判を率直に認め、國策會社の現状に對して充分の再検討を行ふ旨を約した。ところが皮肉にも、同じ議會で七つの國策會社法が成立した。この矛盾の根源は恰度、現段階に於て補助金政策を否定し得ぬ如く、國策會社の設立も亦、一つの必然的な勢に乗つてゐる點にあると云ふより他なからう。

第二部 米國の世界制覇政策

第一節 米國の獨立と西漸

米國が約五十年に亙る英本國の支配から脱して獨立を宣言したのは一七七六年であり、イギリスがアメリカ植民地の獨立を承認したのは一七八三年であつた。爾來米國は、内には構成十三州の分立主義を克服して統一に向ひ、對外的には西に向つて膨脹し續けて行つたが、米國の近代國家化と今日の米本土を實現するには多年の年月を要した。

この間、第二次對英戰爭(一八一二年)によつて獨立國家としての國際的地位を獲得し、南北戰爭(一八六一年四月—一八六五年五月)によつて國家的統一の緒に就き、廣大なる西方に向つての西漸運動によつて漸次メキシコ灣岸と太平洋岸に國土を擴大し、先進英佛西の干涉と壓迫を排撃しつゝアメリカ大陸に於ける指導的地位に就いた。一八二三年には有名なる「モンロー主義」の宣言となり、一八九七年にはスペインと戰つてフィリッピンを獲得し、初めて植民地領有近代帝國の仲間入りをし

た。かゝる國土の擴張につれ、國內經濟建設は無限の資源を背景に異常の進歩を遂げ、次第に農業國から工業國に轉換して行つた。そして一八九九年には「門戶開放」を唱へて極東に容喙するに至り、中米に對しては「棍棒主義」、南米に對しては「弗外交」を振ひ、米國の世界的地位は著しく向上した。殊に先の大戦と共に、債務國から債權國に飛躍し、ドイツの没落と英佛の衰退により、世界的強國としてイギリスと並び稱せられる程の躍進を遂げ、今日の盛大を致すに至つた。

一、米國の建國

コロンバスの西航後、スペインは中南米一帯に、ポルトガルはブラジルに、フランスは北米に進出し、アメリカ大陸は歐洲の植民地として世界史に登場した。イギリスは内紛のため海外進出に立遅れたが、スペインの無敵艦隊を撃破し、更に航海條例によつてオランダの世界商權を覆しつゝ漸次擡頭した。イギリスは十六世紀末幾度かアメリカ植民地の建設を企てたが、何れも成功しなかつた。特許植民會社を創設して最初の恒久的植民地をアメリカに建設したのは一六〇六年のことであつた。

十六世紀後半にはスペインと干戈を交へて之を破り、十七世紀に入るに及んでオランダと世界貿易を競争し、航海條例を通じてオランダの世界商權を震撼し、十八世紀には歐洲、印度及び北米に於て

フランスと激烈なる角逐を演じた。七年戦争（一七五六—一七六三年）の結果、イギリスはブレダ條約により、アメリカに於ては戦時中に占領せる佛領西印度を返還せる代り、フランスの北米植民地のカナダ地方を奪ひ、その殘部たるルイジアナをスペインに讓渡させ、キューバ島をスペインに讓つた代りスペインからフロリダを獲得した。かくて北米に於ては、ミシシッピ河以東全部がイギリスの手に歸し、ニュー・オリンズとミシシッピ河以西がスペイン領となつた。

かくしてフランスを壓倒せるイギリスは近代帝國として世界に確乎たる地歩を占むるに至り、帝國主義の劃期的段階に移り始めた。従つて一七六三年以降のイギリス植民地政策は、植民地との貿易差額を有利ならしめんとする重商主義の立場から、植民地の本國隸屬を促進し、對佛戦争から生じた財政負擔を植民地に轉嫁せしめる方針を採る様になつた。勿論アメリカ植民地經營も右の方針に沿つて進められた。一七六三年の本國政府布告によつて、移住許可區域をアラチャ山脈以東に限定し、アラチャ山脈とミシシッピ河との間に横たはる廣大な地域を土人インディアンの保護區域と定め、西漸を阻止すると共に、インディアン相手の貿易に嚴重なる制限を設けた。更に一七六四年の砂糖條例及び植民地の紙幣發行を禁止する通貨條例、一七六五年の印紙條例、一七六七年のタウンゼント條例（植民地の輸入する酒、石油、ガラス、紙、鉛、印刷用インキ及び茶に輸入税を課する）を契機と

して、英本國とアメリカ植民地の對立が激化した。ところが更に一七七三年、イギリスが當時經濟的苦境にあつた東印度會社を保護する爲に、アメリカ植民地への茶の貿易を獨占を之に許可したので、植民地土着商人との衝突が起り、茲にイギリス本國と植民地との戦ひが不可避となつた。

ジョージアを除く十二州の代表者は一七七四年フィラデルフィアに大陸會議を開いて開戦を決意し、一七七六年には獨立を宣言し、一七七七年には第二回の大陸會議を召集して聯合規約を起草した。一七八一年に至り各州の承認を得て「アメリカ合衆國」といふ獨立十三州の政治的結合が成立した。

人口僅に約二百萬で、精々三十萬足らずの裝備不足の國民軍を動員し得るに過ぎなかつたアメリカ植民地が、東國イギリスとの間に一七八三年迄も戦ひを續け、終に獨立を戦ひ取るには、ワシントンの偉大なる指導と、フランス、スペイン、オランダ三國の後援が與つて力のあつたことを忘れてはならぬ。一七七八年には米佛同盟、七九年には佛西同盟が結成され、同年スペインが、八一年にはオランダがイギリスに向つて宣戦した。獨立戰爭中アメリカ植民地が外國から得た財政的援助は合計七百九十五萬弗（その内フランスからの贈與百六十六萬弗、借款四百四十四萬弗）に上つた。

二、第二次對英戰爭

米國の獨立は一七八三年の媾和條約によつてイギリスから承認された。これより先、アメリカ植民地は獨立を宣言したる後、各州はそればれ州政府を組織し、州憲法を制定したが、一七七四年以來各州の代表者より組織さるゝ議會が聯合中央機關たる消極的役割を果して來た。しかし聯合規約は一七八一年に至るまで批准されず、而も聯合規約は「各州は合衆國の議會による決定を遵守すべし」との宣言を掲げたのみであつて、各州の服従を強制し得なかつた。そこで一七八七年聯合會議を召集して五十五人の各州代表を中心に聯合規約の改訂が協議されたが、聯邦主義者と地方分權派との激しい意見の對立を醸した。激論のすえ妥協點に到達し、議會を上下兩院に分ち、下院は各州の人口に比例して選出さるる議員から成り、上院は各州を代表する各々二名の元老議員を以て組織することとなり、小州は上院に平等なる代表權を得たことに満足した。而して聯邦新議會は、聯合時代の議會よりも遙に強大なる權能を附與され、課税、通商、軍事上の支配權を得たが、これにも増して重視すべきことは、新に制定された聯邦憲法の最後の條項に於て本憲法は國家最高の法律たるべきものと、宣言した點であつた。

かくして新憲法に基いて新中央政府が組織され、ワシントンが初代の大統領となり、國務長官には反聯邦主義者ジェファソン、財政長官には聯邦主義者ハミルトンを任命し、新國家の育成に努め

た。しかし獨立戰爭の決行と完遂は比較的少數なる一部の人々の所爲であり、當時の人口二百五十萬のうち僅か三分の一弱が對英獨立戰を望んでゐたに過ぎず、二分の一強は中立を持し、尠くとも二十五萬人はイギリス國王に忠誠を盡さんとする人々であつて、上層階級の半數は戰爭反對者であつたと言はれてゐるに、獨立後、新國家を前進せしめるには、米國の爲政者は幾多の困難に當面せねばならなかつた。即ち聯邦派と地方分權派との、農業主義者と工業主義者との、親英派と親佛派との對立に惱され乍らも、米國は自主獨往の途を開拓して行つた。

米國はフランスとスペインの後援によつて獨立したものと、フランスは北米の失地回復を狙ひ、一七六三年にルイジアナを、一七八〇年にフロリダを獲得せるスペインはアパラチア山脈とミシシッピ河との中間地帯を狙ひ、イギリスは米國の獨立を承認したる後も約十年に亘つて、駐米公使の派遣を拒み、フランスは米國を後進國として待遇する有様であつたので、米國の對外關係は複雑であつた。殊に獨立した結果、イギリスの支配下に享受せる貿易上の特別待遇を失ひ、フランスは獨立戰爭中に米國人に對して認められた特權を廢棄し、スペインはその多くの港に米國船舶の出入を禁止したので、貿易に關する限り、獨立後の米國は獨立前よりも不利な地位に立たされた。

併し間もなくフランス革命が爆發して歐洲が戰亂の巷と化したので、歐洲諸國の北米に對する壓力

は減退した。フランス國民議會がフランス革命の使命は自由、平等、博愛の確立にありと聲明するや、米國人はフランス革命に熱狂し、親佛に轉じた。しかし其後フランスが英・蘭・西と開戦したので、歐洲諸國に對して米國は如何なる態度を採るべきかに迷つた。ハミルトンに率ひらるゝ聯邦黨はイギリス最氣で、ジェファソンに率ひらるゝ民主的共和黨はフランス最氣で、互に對立した。だがワシントン大統領は「交戰諸國に對して友誼的且つ中立の態度を維持」すべしと聲明し、歐洲戰爭の圈外に立たせたので、米國の海外貿易は著しく増進した。外國貿易に従事する米國の商船噸數は一七八九年の十二萬三千八百九十三噸から一八〇七年の八十一萬百六十三噸に、輸出は一七九二年の一千九百一萬二千噸から一八〇七年の一億八百三十萬噸に、輸入は一七九二年の二千九百二十萬噸から一八〇七年の二億四千六百八十四萬三千噸にそれぞれ激増した。

しかし強大なる海軍力を擁するイギリスが米國とフランスとの貿易を拱手傍觀する筈はなかつた。イギリスは戰時禁制品目を擴大し、西印度に於て米國船を拿捕したので、英米の國交は極度に緊張した。イギリスは米國を敵に廻すことを欲しなかつたので、一七九四年ジェイ條約により和議が成立した。米國の西印度物産の仲介貿易を容認し、事なきを得た。之に反しフランスはジェイ條約を以て米國の親佛態度の放棄なりと見做すに至り、親英的な聯邦黨のアダムズが一七九六年大統領に選出さるゝに

八〇
及んで、米佛關係は急激に悪化し、一七九八年には兩國の國交と通商が斷絶した。しかし一八〇〇年に民主的共和黨のジェファアソンが大統領となり、フランスに於てナポレオンが權力を掌握すると共に、米佛協定が締結され、兩國の緊張は緩和した。

しかし一八〇三年以降に再び英佛の大決戦が開始され、英佛は互に封鎖を強行したので、その餘波を蒙つて米國の海運業は全滅の危機に瀕した。而も英佛の海軍は米國沿岸までも巡邏して米國の中立を侵犯した。殊に米國が有利な待遇でイギリス海員を吸収し、イギリス海員の脱走が續出したので、イギリスは米船に對して戦時禁制品のみならず脱走海員の有無までも捜査するに至り、英米關係は悪化した。一八〇七年一米國巡洋艦が米國の領海をやゝ離れたところで英艦に停船を命ぜられ、砲火を見舞はれた上、脱走水夫を強制拉致されたので、米國國民の激昂は絶頂に達した。だがジェファアソン大統領もマディソン大統領も共に優柔不斷な妥協的平和方針に出で、出港停止令、通商制限令によつて米國の立場を不利にした。終に堪忍袋の緒を切らした米國民は、中立國たる米國の權利を承認せしめる爲に、再選せるマディソン大統領をして一八一二年イギリスに向つて宣戦を布告せしめた。米國はカナダ征略を幾度も試みて失敗したが、海戦に於ては連戦連勝し、而もイギリスの遠征軍をワシントンやニュー・オリンズに於て撃破した。一八一四年に歐洲の戦雲が鎮まり、開戦の原因たる中立國

の對歐貿易問題も自然解消したので、英米の和議が成立した。この結果、カナダと米國間の國境が確定され、國境の築砦禁止と五湖地方の武装撤廢が約束され、茲に英米接近の基礎が誕生した。

三、太陽西に昇る

一七六三年の布告によりアラパチア山脈以西ミシシッピー河以東の地帯へは移住を禁じられてゐたが、一七八三年の英米和約によつてこの四十八萬平方哩の西部が米國領となるや、今迄三十四萬平方哩の十三州植民地に閉じ込められてゐたアメリカ植民地人は、堰堤を切られた潮の如くこの新國土に押し寄せた。更に一八〇三年にはナポレオンから僅に千五百萬弗で八十二萬平方哩のルイジアナを購入して國土は倍加し、一八一〇年にはアラパチア山脈以西の人口は百萬を超へた。

第二次獨立戦争とも別稱さるゝ一八一二年の英米戦争は、米國が歐洲に對する經濟的依存の段階から解放された新紀元を劃したものであるが、この時以來、大西洋岸の米國人は廣大なる西部に着眼し、大規模の西漸運動を開始するに至つた。一八一九年にはスペイン領フロリダ(七萬平方哩)を購入し、一八二〇年に於ける西部の人口は米國總人口九百五十萬人の三分の一近くを占めて約三百萬人に上つた。一八四五年にはメキシコからテクサス(三十八萬平方哩)を奪ひ、一八四六年にはカナダとの國

(一) 獨立後の米國人口の増加(千人)

年	總人口	西部人口
一七九〇年	三、九三九	一〇九
一八〇〇年	五、三〇八	三六六
一八一〇年	七、二二〇	一、〇七八
一八二〇年	九、六三八	二、八二六
一八三〇年	一二、八六六	三、六七一
一八四〇年	一七、〇六九	七、三七四
一八五〇年	二二、一九二	九、八八三
一八六〇年	三二、四四三	一五、四八〇
一八七〇年	四二、九四四	二二、五〇一
一八八〇年	五三、九四四	三〇、四四六
一九〇〇年	七二、九九四	三九、四四六
一九三〇年	一〇三、九九四	五三、四四六

(備考) Statistical Abstract of the U. S. に依る。

された。一七九〇年以降に於ける米國總人口並に西部人口の激増は上掲第一表の如くである。

境劃定によつてオレゴン地方(二十八平方哩)を増し、一八

四八年には米墨戦争でテクサス以西の太平洋岸地方(五十二萬平方哩)を割譲させ、一八五〇年にはガズデン地方(二十萬平方哩)を獲得し、十九世紀の中頃には約三百萬平方哩の尨大なる國土を擁するに至つた、

道路の建設、蒸汽船の利用と運河の開鑿、更に十九世紀中葉に於ける鐵道建設(一八四〇年の鐵道總延長二千八百十八哩から一八六〇年には三萬六千三百三十五哩に躍進した)等による交通の急速度の發達に伴ひ、米國の西進と西部開發が促進

第二節 帝國主義アメリカへの成長

一、南北戦争

米國の經濟は、獨立以來南北戦争(一八六一—六五年)時代迄の西漸運動と交通の發達により、躍進を遂げた。西漸と人口激増は農業經濟の發展を促進し、それに伴ひ工業發達の諸條件もまた育成されて來た。イギリスのアメリカ植民は元來農業移民であり、主として北部に於ては小麦、玉蜀黍、南部に於ては煙草、棉花の栽培に従事した。獨立後は植民地産業に對すイギリスの桎梏から解放され、米國自身の必要に基いて農業生産が増大したが、殊に棉花の産出は著しく促進された。しかし當時の農業は國內消費を主とし、輸出し得る剩餘は非常に乏しかつた。一八〇三年迄は煙草が最も主要なる輸出品であつたが、この年初めて棉花の輸出は煙草のそれを凌ぎ、爾來米國の農産物輸出の三分の一を占めるに至つた。繰綿機械の發明(一七九三年)以來急發達を遂げた棉花の栽培は、大西洋とミシシッピ河に挟まれた廣漠たる南部地方の特産として、その生産高は一八二〇年の一億六千萬封度から一八二九年には三億六千五百萬封度に増し、全收穫の五分の四は産業革命完成時代の歐洲殊にイギリスとフランスとに向つて輸出され、一八五〇年の輸出は六億三千五百三十八萬一千封度、七千一百九十八萬四千弗、一八六〇年のそれは十七億六千七百六十八萬六千封度、一億九千一百八十萬六千弗に

上り、米國の總輸出額の半ば以上を占め、洵に「棉花は王者」であつた。

一八一二年の出港禁止令と第二次對英戰に刺戟されて、北部には製材、造船のほか種々の製造工業（紡績業、製靴業、製粉業、製糖業、皮革工業、機械製造業、製鐵業）が擡頭した。南北戰爭直前に於ける米國工業の現勢を觀るに、一八五〇年の工場數十二萬三千二十五、勞働者數九十五萬七千人、賃銀總額二億三千六百七十五萬五千弗、生産物價額十億一千九百十萬七千弗から、一八六〇年にはそれぞれ十四萬四百三十三、百三十一萬一千人、三億七千八百八十七萬八千弗、十八億八千五百八十六萬二千弗に増大した。

かくの如く南部が農業地として發達するに對し、北部が工業化の途を辿るにつけ、南北の經濟的利害は對立した。南部農業が奴隸制度に依存するに對し、自由勞働者制度に基く北部工業地帯は奴隸制度反對を主張した。南部は奴隸制度の許される地域の擴大を希望し、一八一二年ルイジアナ州を、一八二〇年ミズウリー州を奴隸州として獨立せしめ、その代り一八二一年メーン州を自由州たらしめ、奴隸州も自由州も十一で同數となつた。その後テキサス、カリフォルニア、コロンビア、ユタ、ニュー・メキシコ、カンサス、ネブラスカ諸州の聯邦參加問題を繞つて南北の對立は激化した。一八六〇年奴隸廢止派のリンカーンが大統領に當選すると、南部諸州は獨立を宣して「アメリカ聯合」を結成し、反對

の氣勢を擧げた。一八六一年四月南北戰爭の火蓋が切られ、第一次世界大戰前に於ける史上最大の戦ひとして、參戰者約三百萬のうち六十二萬（北軍三十六萬、南軍二十六萬）の戦死者を出した五ヶ年に互る大内亂は、一八六五年五月南部の經濟封鎖に成功せる北部の戦勝を以つて終結した。

二、南北戰爭後の經濟的發展

建國以來の内部的矛盾が南北戰爭となつて爆發したのであるが、これにより、米國の分裂は克服されて政治約統一に向ひ、經濟的には北部工業の躍進と西部農業の發達を齎し、聽て農業國から工業國に向つて一大轉換を遂げるに至つた。

(A) 農業の發達

西部地方開發に伴ひ、農業が發達した。西部の開發を促進したものは一八六二年、一八六四年の自作農創定法、軍隊の解散による農業人口の増大、農業機械の新發明、極西地方牧畜農場の増加、鐵道建設の進捗（鐵道哩數は一八六〇年の三萬六千三百三十五哩から一九〇〇年には十九萬三千三百四十五哩となつた）による交通の發達、人口増加に伴ふ農産物需要の増大等が、その主要因であつた。農地は著しい勢ひで擴張され、一八六〇—一七〇年間に五十萬エーカー、一八七〇—一八〇年間に一億九千萬エー

カー、一八八〇—一九〇〇年間に三億三百萬エーカーの農地が擴張され、一八五〇年に二億九千三百五十六萬一十エーカーであつた米國の農地總面積は、一九〇〇年には八億三千八百五十九萬二千エーカーに激増した。

南北戦争終了後の軍隊の解散と外國移民の入國増大（一八六〇—一九〇〇年間に一千四百七萬一千九十二人、一九〇〇—一九一〇年間に八百七十九萬五千三百八十六人）に伴つて農業人口も激増した。一八五〇年に二千三百十九萬餘、一八六〇年に三千百萬人餘に過ぎなかつた米國の全人口は、一九〇〇年には七千五百九十九萬四千五百七十五人となり、そのうち農業人口は四千五百六十萬を突破した。以上の如き農地の擴大、農業人口の増大に加へて、耕作量を倍化せるマシーン收穫機、收穫の速度を八倍せるアツプルビー結束機を初め、耙碎機、播種機、撒肥機等の農業機械の發明と農業技術の改良により、米國の農業生産力は驚くべき躍進を遂げた。農業生産物總價額は南北戦争後一九一〇年頃迄に三倍となり、農場財産總價額は一八五〇年の三十九億六千七百萬弗から一九〇〇年には二百四億三千九百萬弗に高まつた。

(B) 工業の發達

第二次對英戰（一八一二年）の頃から工場制度が徐々に發達したが、一八八〇年代から米國の工業

は鑛産資源の開發と内外市場の擴大に伴つて飛躍的發展を遂げ、一八九〇年には製造工業品價額は農産品のそれを遙に凌駕した。一八五〇—一九〇〇年間に全人口は三・二九倍、農産物價額は二・九六倍となつたに對し、製造工業はその投資額に於て一八・四五倍、生産物價額に於て一二・七七倍（十億一千九百萬弗から百三十億一千四百萬弗）に増大した。

かゝる工業の急激なる發展により、米國は一八八〇年代を境として農業國から工業國に轉換した。第一、工業生産物の總産額が農産物の總産額を壓倒し（註一）、第二に工業人口が農業人口に比して増大し（註二）、第三に農産物輸出が相對的に減退せるに對して工業品輸出が相對的に増加し、出超持續の根因となつたこと（註三）等が、それを裏書きする。

（註一）一八九〇年頃から工業生産物の總産額が農産物の總産額の三、四倍となつた。農産物の總額が一八八九年二十四億六千萬弗、一八九九年四十七億一千七百萬弗、一九〇九年八十四億九千八百萬弗、一九一九年二百三十七億八千三百萬弗に増大せるに對し、工業生産物の總額はそれぞれ九十三億七千二百萬弗、百十四億六百萬弗、二百六億七千二百萬弗、六百二十四億一千八百萬弗に激増した。

（註二）農業人口は一八八〇年には全人口の七一%五、一九〇〇年には六〇%、一九一〇年には五四%二を占めたが、世界大戦前後より都市人口の占むる割合が漸増し、一九二〇年には五一%四、一九三〇年には五六%二を占むるに至つた。

（註三）米國は植民地時代から一八六〇年代まで常に入超國であつたが、一八七〇年以降（一八七五年、一八

八八年、一八八九年、一八九三年を除き）輸出超過に轉じた。その主要因は、次表の如く、輸出に於ける食糧品の相對的減退と工業製品の相對的增加、輸入に於ける工業用粗原料の相對的增加と工業製品の相對的減退にあつた。

(二) 米國の類別輸出入比率

年 平均	輸 出				輸 入				
	粗原料	粗食料	加工食料	半製品	粗原料	粗食料	加工食料	半製品	完製品
一八六一—五年	一九・九七	三三・一三	三四・四三	五・六九	一四・一二	一四・二九	一七・四七	一三・六〇	四〇・五三
一八八一—五年	三三・七八	三二・〇〇	二五・五〇	四・七八	一九・九八	一四・九〇	一九・一五	一三・七三	三三・二五
一九〇一—五年	三〇・二七	三二・一九	三三・二六	一一・三〇	三三・三八	一一・九二	一二・三六	一六・六五	三四・六九
一九〇六—一〇年	三一・六六	八・九〇	一八・二二	一四・二三	二七・〇七	一〇・九八	一一・八〇	一七・八二	三四・八四
一九一一—五年	三〇・七四	八・八三	一四・三二	一五・四一	三四・九一	一二・八〇	一二・五六	一七・三七	二二・三六
一九一五—二〇年	一八・三三	九・一六	一七・六六	一五・三九	三九・五八	二二・三五	一六・二一	一七・一〇	一四・四〇
一九二一—五年	二七・五四	九・七四	一三・九三	一二・四五	三七・四〇	一一・〇九	一二・九九	一七・六六	二〇・八六
一九三一—五年	三〇・三三	三・八五	八・八三	一四・五一	四二・五七	二八・九一	一五・六一	一三・七三	三三・〇三

(備考) Statistical Abstract of the U. S. 2 依る。

三、南北戦争後の政治的成長

第二次獨立戦争とも呼ばれる、一八一二—一八四四年の對英戦争によつて米國は歐洲依存から脱却し、獨立

國家としての存在を世界に確認された。しかしこれにもまして重要なことは、大西洋岸の米國人が歐洲市場よりも西部の重要性に着目してその開發に邁進したことであつた。そしてかゝる政治的獨立性獲得と經濟的發展につれて、米國の國家的自覺と自信が増した。その最初の現れが、一八二三年のモンロー主義宣言であつた。

ナポレオン戦争の頃から、殊にナポレオン一世の弟ボナパルトがスペイン王位に即いてからは、中南米のスペイン植民地は、キューバとポルトリコを除き、長年の税政に對する不満から獨立した。米國は一八二二年率先して中南米諸國の獨立を承認し始めた。ところがフランスはスペインを使喚し、ロシア、オーストリー、プロシア等の神聖同盟諸國と結んでアメリカ植民地回復計畫を進め、先にアラスカを占領せるロシアも亦カリフォルニア方面に侵略的態勢を示した。この危機に臨んでモンロー大統領は、一八二三年十二月二日、中南米の獨立諸國との通商を期待せる反神聖同盟國家イギリスの支持の下に、「アメリカ人の爲のアメリカ」を主張し、米國は歐洲に容喙しないから、歐洲諸國もアメリカから「手を引け（ハンズ・オフ）」といふ意味の歴史的教育（註）を發した。爾來米國はモンロー主義の名の下にアメリカ諸國の保護者として、歐洲列強のアメリカ進出の前面に立塞がり、米國とアメリカをシノニムたらしめた。

ナポレオン三世は、アメリカに於けるフランスの勢力を再建せんと狙ひ、獨立せるメキシコの内亂に對して一八六一年英佛西の共同干涉を試みた。三國の聯合遠軍征はヴェラクルーズを占領し、領土的野心に燃ゆるフランスは猶もメキシコ市に進撃し、一八六四年オーストリーのマキシミアンを擁してメキシコ王たらしめた。南北戦争のため干涉の機會に恵まれなかつた米國は、一八六五年には内亂が終結したので、フランスに向つて撤兵を要求した。ナポレオン三世はこの頃歐洲の風雲急であつたので米國との衝突を避け、一八六七年撤兵し、メキシコの共和制が復活した。更に同年七百五十萬弗で五十八萬六千四百平方哩のアラスカを買收してロシアの勢力をアメリカから排除し、一八七一年には英船アラバマ號の米國船掠奪に對する千五百萬弗の賠償金をイギリスから獲得し、米國の威信は大いに高まつた。

一八八九年には第一回汎米會議を主催し、南方諸國に對して指導の手を延ばした。一八九五年には英領ギアナとヴェネズエラの境界問題に容喙し、仲裁々判に附すべしと要求し、アメリカに於ける英領の擴大を極力阻止した。キューバに於ては、米國尻押しにより一八九五年來スペインから獨立運動が烈しくなつたが、米艦メーン號のハヴァナ港に於ける爆發事件に藉口して、米國は一八九七年スペインに向つて宣戰し、イギリスの後援の下にスペインを屈服させた。かくて米國は、五千萬弗を投資

し、年一億の貿易關係を有せるキューバを獨立させて米國の保護國たらしめたばかりでなく、一八九九年の米西條約でポルトリコとグアムを獲得し、更にフィリッピンを二千萬弗で買取り、中南米と東洋に對する跳躍場を得た。從來、米國が取得せる領土は、アラスカを除き、何れも平等なる各州より成る聯邦に對等の地位をもつて編入され來つたのであるが、ポルトリコとフィリッピンは初めから植民地として米國に編入され、かくて初めて米國は植民地を領有する近代帝國の列に伍した。

米西戦争によつて世界的強國となつた米國は、帝國主義的進出を中米並に極東に展開した。中米に對しては、一九〇〇年コロンビアからパナマを獨立させて、一九〇三年運河地帯を獲得し、一九一五年にはハイチを保護國たらしめ、一六年にはデンマークからヴァージン諸島を購入し、同年ニカラグアを、二四年サントドミンゴを保護國とした。太平洋に於ては既に一八九八年ハワイを併合し、九九一年にサモア群島のツツイラ島を獲得した。而して同年國務長官ヘーイは「門戶開放」を唱へ、一八四〇年の阿片戦争以來の歐洲列強の支那侵略に對する米國の立遅れを克服して、有望なる支那市場に割込み始めた。

(註) この教書に於てモンローは聲明して曰く、「アメリカ大陸は今後歐洲列強によりて、將來の植民の爲の主體と看做さるべきものに非ず。我々は歐洲の列國のみの關係したる戦争に從來關與したることなく、且又

歐洲の戦争に關與することは我が政策にも合致せず。根本的に我が政治制度と異なる歐洲列強が西半球の如何なる部分に對して、その制度を伸張せんと企ても、我々は、それを我が國の平和と安全を危殆ならしむるものと看做す」と。

四、歐洲大戰への介入

二十世紀に入つて、米國が帝國主義の地盤を中南米と極東に見出さんとしめた時、一九一四年六月二十八日歐洲大戰の口火が炸裂した。米國は嚴正中立を持し、中立國の立場を利用して歐洲との通商に耽つたが、英獨の封鎖戰が深刻となり、海洋の自由を主張する商船が續々と撃沈された。而も一九一七年一月ドイツの外務省がメキシコ駐劄公使にメキシコとの同盟を訓令し、米國がメキシコから奪つたニュー・メキシコ、テクサス、アリゾナ等の失地回復を支持すると約束したといふ情報、イギリス側から米國に傳はるに及んで、米國人は極度の憤怒に驅られた。

ウイルソンが一九一六年大統領に再選さるゝと共に、米國の援英態度は積極の度を増し、次第に參戰に傾いた。一九一七年四月二日迄にドイツ潜水艦による米船の被害は十七隻、米人の乗船せる外國船二十三隻に及び、都合二百二十六名の米人が死亡した。殊に一九一七年一月三十一日ドイツが無制

限潜水艦戰の開始を宣言するや、二月三日獨米の國交は斷絶し、四月六日議會は米獨間に戰爭狀態の存在する旨を宣言した。ウイルソンは演説して曰く、「我々はドイツ國民と争ふのではない。我々は別に領土を欲するのでもない。自己の爲に償金を求めるものでもない。我々はただ人類の權利の擁護者の一人たるに過ぎない。デモクラシーのため、世界の平和と自由のため、正義の普遍的支配のため、に闘ふのである」と。

平時に於て年三億弗であつた軍事費は、一九一八年には七十億弗を超へ、一九年には百十億弗に達した。宣戰布告から休戰迄の十九ヶ月間に百十二億八千萬弗の課税を徴集し、二百六十億弗を出費し、約九十五億弗を聯合國に貸した。五回に亙つて發行された戰時公債の總額は約二百十五億弗に上つた。登録された十八才から四十五才迄の兵役適齡者は二千四百二十三萬四千人以上に達し、實際に軍隊に動員された數は四百三十五萬五千人に及んだ。一九一八年の七月迄に百萬人以上の兵士がフランス海岸に上陸し、その後は月々三十萬乃至五十萬人の割合で歐洲に派兵され、十一月迄に二百萬人がフランスに上陸した。そのうち百十萬人以上はイギリスの艦船によつて輸送され、米國の死傷兵は約三十五萬人（そのうち死者十二萬六千人）に上つた。老なる米國の新銳援軍の到着により、戰線の膠着は打破され、十一月十一日終にドイツは力屈して休戰條約に調印した。

五、歐洲大戰後の經濟的發展

南北戦争と一八一二年の第二次對英戦によつて青年となつた米國は、更に歐洲大戰によつて大人となつた。債務國から債權國に飛躍し、また大工業國として輸入國から輸出國に轉じ、世界貿易に於け地位も亦著しく躍進した。その國富は一九〇四年の千七十一億四百萬弗から、一九一二年は千八百六十三億弗、一九二二年は三千二百八億四

(三) 米國の國際債券債務パランスの變化(單位十億弗)

年	米國の外國の對米投資	差引
一八四三年	0.0	1.0
一八六九年	1.5	1.5
一八七七年	0.4	1.2
一九〇八年	2.5	6.4
一九一四年末	3.5	7.2
一九一九年	4.0	4.0
一九二四年	10.4	4.0
一九二九年	17.0	8.9
一九三六年	13.3	4.5

(備考) Lewis, America's Stake in International Investments, 1938. に依る

百萬弗に増し、金銀保有高は、一九一四年の十八億九千萬弗(金)、五億六千八百萬弗(銀)から一九一九年には各々三十一億一千三百萬弗、三億八百萬弗、一九三九年には各々百六十一億一千萬弗、十七億七千七百萬弗に激増した。大戰直前に、米國の對外投資は約三十五億弗、外國の對米投資は約七十二億弗で、差引三十七億弗の借金を背負つてゐた。しかし大戰中に外國の對米投資の多くがニューヨーク其他の市場で賣放られたので、外國の對米

投資は、證券投資に於て五十九億弗から十九億弗に、直接投資は十三億弗から九億弗に減退した。加ふるに大戰中七十億七千萬弗、休戦後三十億弗以上の所謂戰債を歐洲に貸し、海外企業投資の増大と相俟つて、その外國投資は、一九一四年の三十五億一千四百萬弗(企業投資二十六億五千二百萬弗、證券投資八億六千百萬弗)から、一九一九年には六十九億五千五百萬弗(企業投資三十八億七千九百萬

(四) 米國地域別投資額(單位百萬弗)並に百分比(%)

地域	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二四年	一九二八年	一九三八年	一九三九年
歐洲	151.0	489.3	691.8	1,966.8	4,600.5	3,377.0	19.6
カナダ、ニュウ・フオンドランド	189.7	697.2	867.2	1,542.8	3,660.5	3,733.0	24.6
西印度	49.0	255.5	336.3	606.2	1,153.9	9.5	9.1
メキシコ	100.2	671.0	853.5	908.9	975.2	1,501.0	24.2
中米	21.2	41.0	93.2	114.8	286.3	2.6	1.4
南米	37.9	139.7	365.7	776.2	3,033.8	2,549.0	10.4
アフリカ	1.0	5.0	3.1	11.2	11.2	0.3	0.2
亞細亞	23.0	335.2	345.9	309.5	1,040.4	608.0	6.9
太平洋	1.5	10.0	17.0	42.1	42.1	0.4	0.4
國際金融投資	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	不明	0.8
計	684.5	2,554.8	3,553.8	6,455.6	15,392.6	11,022.0	100.0

(備考) Lewis, America's Stake in International Investments, 1938. に依る。

弗、證券投資二十五億七千六百萬弗)に増した。かくて米國は債務國から債權國に飛躍したのだが、なほ米國の國際債務と債權のバランスの變化は九十四頁の第三表の通りである。

また米國の外國投資の地域狀況とその變遷は前頁第四表の如くである。

米國の外國貿易額は一八六〇年には世界第四位であつたが、一九〇〇年には第二位となり、世界大戰を轉機として第一位に躍進した。世界貿易に於て占むるその割合は、輸出に於ては一九一三年の二三%八から一九二九年には一六%二、輸入に於ては一九一三年の八%一から一九二九年には一二%八

(五) 米國貿易額の變遷(單位百萬弗)

年	貿易總額	輸出額	輸入額	差引
一八六〇年	六・七	三・三	三・四	〇
一八八〇年	一・五〇三	八・三五	六・七	一・六七
一九〇〇年	二・三四四	一・三九四	八・四九	五・一〇
一九二〇年	一三・五〇六	八・三三八	五・二七八	三・一〇
一九二九年	九・六四〇	五・二四〇	四・三九〇	八・四一
一九三〇年	六・九〇四	三・八四三	三・〇六〇	七・三
一九三二年	二・九三三	一・六一一	一・三二二	二・八
一九三八年	五・〇四五	三・〇三三	一・九六四	一・一〇

(備考) Statistical Abstract of the U. S. に依る。

かくして米國は輸入國から大輸出國に轉じ、前掲第二表の如くその貿易商品の構成も亦變化し、輸出に於ては食料が相對的に減少し、工業製品が相對的に増加し、輸入に於

に増進した。なほ米國の外國貿易額の變遷は上掲第五表の如くであるが、一八六〇年の七億弗から、一九〇〇年の十二億弗、一九二〇年の百三十五億弗といふ最高記録に達し、その後、世界恐慌によつて激減したとはいへ、一九三八年には五十億弗を超へた。

ては工業用原料が相對的に増大し、工業製品が減退し、農業國から工業國への轉換は、決定的となつた。のみならず、貿易の相手國に著しい變化を生じた。米國の貿易に於ける歐洲の比重は減退し、アメリカ大陸、亞細亞、阿弗利加の比重が高まつた。殊に米國が高度工業國家となるにつけ、主として農産物の顧客たる歐洲よりも、増大し行く米國工業製品の好市場としてアメリカ大陸と亞細亞の重要性が漸増した。なほ米國の外國貿易の地域別割合の變遷は左表の如くである。

(六) 米國の大陸別貿易額の百分比表(%)

年	輸出					輸入				
	北米	中米	南米	歐洲	亞細亞	北米	中米	南米	歐洲	亞細亞
一八六〇年	六・九	八・八	四・七	七四・八	二・四	一・五	一・〇	六・七	一三・五	九・九
一九〇〇年	七・〇	六・五	二・八	七四・六	四・八	二・九	一・四	四・七	一〇・六	一一・〇
一九一四年	一四・八	七・五	五・三	六三・九	六・〇	二・四	一・二	八・六	一四・〇	一一・八
一九一八年	一四・六	六・九	四・九	六三・八	八・一	一・八	一・〇	一五・一	一七・一	二〇・二
一九二〇年	一三・〇	二・五	七・六	五四・三	一〇・六	三・一	二・〇	一一・六	一九・九	一四・四
一九三〇年	一七・五	九・一	八・八	四七・九	一一・六	二・八	二・四	一三・五	一一・三	一四・二
一九三八年	一五・四	八・五	九・七	四二・八	一六・七	三・〇	三・八	一三・六	一一・四	一三・四

(備考) Statistical Abstract of the U. S. に依る。

第三節 米國世界政策の發展

一、世界政策の基調

(A) 歐洲、中南米、極東に對する政策の相違

世界大戰を通じて、米國は急激に巨富を蓄積し、その工業生産力は異常の發達を遂げた。その産業力の捌け口を見出し米國戰時景氣の繁榮を維持するために、商品輸出市場と投資業地を必要とした。「米國は最早これ以上領土を必要とせず、通商的發展を欲するのみである」といふハーディング大統領の言葉が之を裏書きする。されば米國は、歐洲の安定、中南米の確保、極東に於ける門戶開放の徹底を必要とした。併し歐洲は市場地、投資地として漸く行詰つて來たから、米國は、中南米と亞細亞を共に將來性ある地盤だと觀て、善隣主義による南進と、門戶開放・機會均等主義による極東進出とを急いだのである。

米國の世界政策の基礎は、建國の祖ワシントンの一七九六年九月十七日の告別演説に於ける「外國との通商關係は之を盛大ならしむべきも、外國との政治關係は能ふ限り尠くすべし。歐洲の紛争に捲込まれることは賢明ならず。また、如何なる外國とも永久的の同盟を締結すべからず」といふ有名な遺訓にある。建國後約百年は大體に於て右の孤立政策を堅持したが、米國の成長に伴ふ國際的利害の複雑化は、その外交政策の變化を促し、國際主義的傾向と帝國主義的性格を帯びさせた。建國以來百年に亘り、米國は主精力をアメリカ大陸進出と歐洲勢力の排除に注ぎ、餘力を太平洋の彼方に向け、歐洲に對しては傳統的孤立政策を踏襲した。従つて一八八四年迄に米國が正式に參加せる國際會議は僅に二つであつた。

併し米國の膨脹と帝國主義的發展は自然に孤立主義の外殻を押し破り、その後第一次大戰前迄の三十年間に關係せる國際會議の數は三十八に及んだ。而も世界大戰の結果、米國の世界政治經濟に於ける比重が高まり、ピアード教授の言を藉りるならば、「アメリカ商業帝國が世界の四隅に迄も及び」、イギリスに代つて世界に君臨するにつれ、殊にアメリカ政治が極東政治並に歐洲政治と複雑に拮み合つた連環の上に世界政治を構成するに至つた現代に於ては、米國が歐洲から文字通りに孤立することは、不可能且つ無意味となつて來た。

第一次大戰後に米國は世界の目付役として、アメリカ大陸のみならず、極東は云ふに及ばず、歐洲

問題にも容喙するに至つた。國際聯盟には依然として加入しなかつたけれども、ドイツの賠償問題、歐洲列國の對米戰債、軍縮、世界恐慌、世界經濟の安定等の諸問題を繞つて列國をリードし、米國帝國主義の擁護と世界平和並に歐洲の安定の爲に、傳統的孤立政策を棄て、否應なしに國際主義の立場に進み、歐洲の政治と經濟に關與し容喙する様になつた。その關係せる國際會議の數が一九二九年には四十八、三〇年には六十一、三一年には五十、三二年には二十三、三三年には五十一、三四年には五十九に増加したことによつても、この事が察知される。

(B) 大陸別利害の消長

歐洲に對する米國の投資は先の大戦前後から激増し、一九一四年の約七億弗から一九一九年の約二十億弗、一九二九年の四十六億弗に昂まつたが、爾後減退して一九三五年の三十億弗、一九三八年の二十三億弗に低下した。一九一四年には米國の對外投資の一九%六を占め、一九一九年には三〇%七に高まつたが、一九三五年には二三%五、一九三八年には二一%に遞減した(前掲第四表参照)。また米國の貿易に於ても、歐洲は一九〇〇年米國の輸出の七四%六、輸入の五一%八を占めたが、一九一四年にはそれぞれ六二%九と四七%三、一九二〇年には五四%三と二三%三、一九三〇年には四七%九と二九%八、一九三八年には四二%八と二八%九に減退した(前掲第六表参照)。

而も對歐投資の四二%乃至四五%は證券投資であり、回收と今後の發展の見透しも乏しく、對歐貿易は戦前の三、四割も減退し、歐洲の米國からの輸入は大部分が原料及び食糧品であり、(例へば一九二三年に於て歐洲は米國の原料及び食糧輸出の七〇%を占めたが、完製品輸出の二八%を占めたに過ぎず)、工業國たる歐洲は、米國にとり、完製品輸出市場として有望でなく、今後經濟的進出を試みる餘地に乏しい。之に反して中南米と亞細亞を前途有望なる輸出入地、投資地と觀て、これらの地方に對する帝國主義的進出を急いだ。従つて歐洲に對しては、既得經濟權益の保全の爲にその安定を冀ひ、その限りに於て歐洲問題に介入したが、歐洲の政治問題に深入りすることを慎んだ。

米國にとり、歐洲が年と共に經濟的重要性を喪失し、南北アメリカと亞細亞に對する經濟的利害が深まるにつれ、米國の主たる關心はこれらの前途有望なる新市場に注がれた。カナダに對する投資は一九一四年の八億六千萬弗から一九一九年の十五億四千萬弗、一九二九年の三十六億六千萬弗に、中南米に對する投資は一九一四年の十六億五千萬弗から一九一九年の二十四億弗、一九二九年の五十四億三千万弗に、亞細亞に對する投資は一九一四年の二億六千萬弗から、一九二九年の十億四千萬弗に各々激増した。その後カナダを除きこれらの地方に對する投資は減少したとは云へ、一九三八年の米國の對外投資に於て、カナダは三三%七を、中南米は三六%八を占めて二一%一の歐洲を壓し、亞細亞

も亦五%五を占めてゐることは前掲第四表の示す通りである。

而も南北アメリカは、歐洲が貿易相手として重要度を減退しつつあるに反し、輸出に於て一九一四年の二七%六から一九三八年の三三%六に、輸入に於て一九一四年の三四%四から三八%四にその割合を増した。亞細亞も亦一九一四年に於ける米國の輸出の六%〇、輸入の一六%一から、一九三八年には各々一六%七、二九%〇に著しい躍進を遂げ、南北アメリカと共に前途有望なる貿易相手となつた。殊に歐洲に比して工業化の程度遙に低く、而も人口尨大なる南北アメリカ(米國を除き一億四千萬人)と亞細亞(十一億六千萬人)は、米國の發展し行く工業生産力の捌け口として絶好の地域だと米國は觀たのだ。

(七) 米國の大陸別利害表(大 三、中二、小一)

戰 略 的	0	1	0	0	3
經 濟 的	2	=	1	=	2
人 種 的	1	1	1	0.5	1
軍 事 的 危 險	1	1	1	1	1
宜 教	1	1	0.5	1	1
(綜合利害)	0	1	0.5	2	5

(備考) B. J. Williams, American Diplomacy, 1936. に依る。

歐洲 亞細亞 阿弗 中南米
上に掲ぐるB・J・ウイリアムズ教授作成の地域別米國利害關係表は不精確の誹りを免れ難いが、米國の國際的利害の大陸別特質の大體を示唆する。米國の地域別利害は中南米四、亞細亞一、阿弗利加〇・五、歐洲〇の順となつてゐるが、かかる利害の相違と不均等の故に、米國の對外政策も大陸別に相違し、歐洲に對しては孤立不干涉主義、アメリカ大陸に

對しては汎米主義、極東に對しては門戶開放主義となつたとも觀られよう。

二、モンロー主義政策の發展

(A) モンロー主義の擴大解釋

モンロー主義は、聲明當初に於ては、南北アメリカに對する歐洲の干渉と發展を排撃せる「非植民地主義」と、歐洲に對する米國の「不干涉主義」との二大原則より成つた。然るに米國の爲政者は、「今後歐洲諸國がアメリカ大陸に植民することを許さず」といふモンロー宣言中の「植民」といふ用語を擴大解釋して、終には單に植民のみならず、戰爭、賣買、其他如何なる名儀と方法によることを問はず、歐洲各國が將來西半球に於て領土を占領、獲得、若しくは擴大することを許さずとまで宣言するに至つた。

即ちグラント大統領は一八七〇年に「モンロー主義はアメリカ大陸の寸土と雖も、歐洲列國に對する讓渡の對象と看做さるべからずといふ重大原則を具有する」と云ひ、オルネー卿は一八九五年に「米國は事實上アメリカ大陸の主權者であり、その命令はアメリカ大陸の民衆にとつては法律である」とまで極言した。またT・ローズヴェルト大統領は一九〇四年に「米國は隣邦の安定、秩序、及び

繁榮を熱求するから、若しも慢性的悪行、又は虚弱が西半球に存在する場合には、モンロー主義の立場上、心ならずも國際的警察力を發動せざるを得ない。我國の利害と南方諸國との利害は眞に完全に一致するからである」と聲明し、米國を以つて西半球の警察たらしめた。この聲明はローズヴェルト・コロラリーと稱され、所謂「棍棒主義(ビツグ・ステイック)」の源泉となつたが、爾來米國は中米の内政に干渉してその勢力圏を擴大し、ノックス國務卿の如きは、「中米並にキヤリビア海地方の革命鎮壓は米國自身の安全の爲に必要であり、モンロー主義の當然の歸結だ」とまで放言した。

また一九一二年メキシコのマグダレナ灣地方の約四十萬エーカーの土地を所有する一米人會社が之を日本人の漁業會社に賣却せんとするや、ロツヂ上院議員は、モンロー宣言中の「植民」といふ用語は、非アメリカ諸國政府の行爲又は政府監督下の行爲のみならず、モンロー主義の禁止するところを行はんとする會社又は個人は一切の行爲を包含すべきであると提案し、次の有名なるロツヂ決議を産んだ。曰く「アメリカ大陸の港灣、或はその他の場所が或國の陸海軍の目的の爲に占有され、米國の交通、又は安全を脅威する虞れある時は、假令それ等の場所が米國以外の政府にその國家的目的達成の實權を提供せんとする會社又は協會によつて所有されても、米國政府は之を安閑として黙視する能はず」と。更に一九一三年ウイルソンは外國資本が利權附與國の内政を左右する危険ありとの理由か

ら、外國資本家のアメリカ大陸全土に於ける各種の利權獲得に反對を聲明した。またヒューズ國務長官は一九二三年「モンロー主義は米國の自衛策で、米國の國家としての安全を主張する主義である」と演説し、米國のキヤリビア政策を接壤主義に基いて合理化し、中米地方を「特殊權益地帯(スペシヤル・インタレスツ・ゾーン)」と呼び、ルート大統領の如きは、「中南米諸國は米國の保護下に立たざれば繁榮を期し難い」と、臆面もなく放言した。

かくして米國の南方政策は、中南米諸國の自由と獨立を擁護する政策から、その自由と獨立を脅威する干渉政策に一變した。キューバ、パナマ、ドミニカ、ニカラグア、ハイテイ、メキシコに干渉の手を延ばして、中米を自己の勢力範圍とし、キヤリビア海を事實上米國の海たらしめ、親米的ならざる新政府に對しては不承認主義を振舞はして中米地方の對米隸屬を強行した。而も米國はモンロー主義を、この様に獨善的に擴大解釋し、之を中南米諸國に強制したばかりでなく、之を國際原則として世界に確認させた。國際聯盟規約に對する種々の留保條件の一つに於て「米國の判斷に於て、モンロー主義に依據若しくは關聯すると見らるゝ問題に關しては、米國は總會、又は理事會の調停又は査問に應ぜざることを得」と云ひ、またケロツグ不戰條約の批准に際しても「本條約は、モンロー主義の防衛の爲に米國が武力に訴ふることを妨げず」といふ留保條件を附した。

かくの如く米國は、モンロー主義の名の下に外國勢力のアメリカ浸潤を阻止し、「棍棒主義」と「弗外交」によつて銳意南進し、中米を自己の特殊權益地帯化すると共に、その勢力を南米一帯に延ばした。併し米國の多年の高壓的なアメリカ制覇政策は中南米に恐米と排米を植えつけた。歴代の大統領が、中南米に對して領土的野心なしと辯解し、アメリカ諸國の汎米的結合を強調しても、中南米の米國に對する積年の反感、怨恨、不信、恐怖を除去することは不可能に近かつた。況や南米のA・B・C三國（アルジエンチン、ブラジル、チリー）が近代國家的成長を遂げ、反米ナショナリズムの波が漸く高まるにつけ、從來の專擅的汎米政策を修正する必要に迫られた。

中南米に對する干涉壓迫の汎米政策から協調主義の新汎米政策への轉換はモンロー主義の縮小解釋に始つた。既に一九二三年ヒューズ長官は「モンロー主義はラテン・アメリカ諸國の内政に干涉する政策と看做され、非難を浴びるに至つたが、これは誤解である。モンロー主義はラテン・アメリカを保護領化せんとするものではない。寧ろそれは、アメリカ諸國の獨立と保全を主張する點に於て、アメリカ諸國の協調の爲の必要なる基礎を提供するものである」と演説した。モンロー主義は非アメリカ諸國のアメリカに對する行動を制肘し、米洲の協調を促進せんとするものであり、米國のアメリカ

諸國に對する干涉を正義化するものに非ざることが強調される様になつた。一九二八年末クラーク國務次官はクラーク・メモランダムと稱さるゝ覺書を發表し、「モンロー主義は米國對歐洲の場合を論ぜるものにして、米國對ラテン・アメリカの關係を論ずるものに非ず」と公言し、ラテン・アメリカの内政に對する干涉を主張するものでないと辯解した。

米國はかゝるモンロー主義の縮小解釋を口約束に止めず、之を實踐し始めた。久しく採り來つた革命政府不承認方針は、一九三一年ステイムソン國務長官が、一九二三年の中米會議に於て革命政府不承認を協定せる中米五ヶ國（グアテマラ、サルヴァドル、ホンデユラス、ニカラグア、コスタリカ）に對してのみ適用さるゝものにして、南米に對しては適用せすと聲明してから崩れ出した。其後、米國はハイティ、パナマ、ニカラグアに對して干涉政策を慎み、撤兵をさへ約束するに至つた。更に一九三二年F・D・ローズヴェルトが大統領に選出さるゝに及んで、彼は善隣主義を高唱し、武力的干涉政策の放棄とアメリカ諸國の協力を訴へ、新汎米政策による平和的南進を企圖した。其後中米に對する干涉政策の放棄を實踐せるのみならず、諸種の汎米會議を通じて西半球共同防衛と汎米經濟協力を促し、着々として南北アメリカの間接支配に成功しつゝある。

三、「オーブン・ドア」政策の發展

一〇八

(A) ヘーイ主義の宣言

モンロー主義は積極的には歐洲の對米干涉排撃と米國を指導者とする汎米主義の發達を、消極的には歐洲に對する米國の不關與を意味したのであるが、亞細亞に對する不干涉を約束しなかつた。一八九八年ハワイを併せ、更にグアムとフィリッピンを獲得すると共に、是等を亞細亞への飛石として全歐洲に匹敵する面積と人類の四分の一を占むる龐大な世界の寶庫支那を狙ひ出した。列國の亞細亞進出に立遅れた米國は、その立遅れを埋合せ支那への進出を合理化する爲に、門戶開放を宣言した。

一八九九年秋ヘーイ國務長官は日・英・獨・露・佛・伊に向つて同文通牒を送り「列國の支那に於ける勢力範圍、又は權益範圍に於ては各國の商工業に對して通商航海上完全に平等なる待遇」を要請した。更に翌年團匪事件後に列強が支那を再分割せんことを警戒して、支那の領土的行政的保全尊重に關する通牒を發表し、「米國は、支那に恒久的安全と平和を招來し、その領土的行政的完整を保全し、條約並に國際によりて保障されたる各國の權利を保障し、支那帝國全土に對する平等公平なる貿易原則を世界の爲に防衛せんとするものである」と宣言した。

(B) 日露戰後に於ける日米の對立激化

米國は滿洲への進出に對支投資への割込みを策し、ハリマンの滿洲鐵道買収案、ノックスの滿洲鐵道中立計畫、錦環鐵道計畫、對支借款團結となつた。また英・佛・獨・露の支那進出を牽制し、ロシアが鮮滿に伸びんとするや、日本を支持して露の南下を喰止めたが、歐洲大戰前後から日本がロシアに代つて支那大陸に伸出せんとするや、米國は日本の前途に立塞がつた。門戶開放を強調することによつて一國の獨占的支配を阻止し、諸勢力の均衡の上に極東の安定を維持せんとする米國の極東根本方針と、東亞の安定勢力たらんとする日本との摩擦が漸くこの頃から表れ出した。

滿洲問題或は米國の日本移民排斥運動を繞つて日米間に險惡な空氣を胎んだ。ドイツは日英佛露に對する對抗策として米獨清三國同盟を畫策し、米國はその艦隊を太平洋方面に廻航せしめて對日威嚇を試みたが、一九〇八年末、太平洋の現状維持と支那の門戶開放と領土保全を約束せる高平ルード協定の成立によつて日米の疎隔は一應緩和された。殊に英・佛・露は當時日本の南滿進出を支持したので、米國は滿洲進出を諦めて支那本土への進出を企圖し、對支借款國への割込みに成功した。

歐洲大戰勃發に乗じて一九一五年日本が支那に向つて二十一ヶ條の要求を突きつけるや、ブライアン國務長官は對日覺書を提示して「支那に於ける米國並にその市民の條約上の諸權利、支那の政治的

領土的保全、又は門戶開放政策に違反する如何なる日支兩國政府間の協定乃至約定をも承認せず」と聲明した。しかし米國は英佛援助に没頭し、且つドイツを打倒する上にも日本との協力を必要としたので、遂に日本の對支特殊權益を承認するに至り、一九一七年末、石井ランシング協定が成立した。

「日米兩國政府は、各々領土相近接せる國家との間には特殊の關係を生ずることを承認す。従つて、米國政府は日本が支那に特殊利害を有するを認める。殊に日本の領土に接壤せる地方に於て然り」といふのが、その眼目であつた。但し米國は支那の領土保全と主權尊重、及び門戶開放・機會均等の原則を強調することを忘れなかつた。また我國が一九二〇年シベリアに出兵し、一九二一年尼港事件を契機として北樺太を占領するや、米國は抗議を申入れ、「現在の占領、又は管理に基く如何なる要求も權限も之を是認せず、既存の條約上の權利を損傷し、又はロシアの政治的領土的保全を害すべき一切の日本政府の行爲を承認せず」と述べ、日本の大陸進出に對する米國の妨害は日に増し露骨となつて來た。

(C) ワシントン會議

戦後、米國は主唱せる國際聯盟にも加入せず、歐洲に對してはその走狗たる英佛を通じて間接的支配に甘んじたが、極東に對しては俄然大攻勢に轉じ、大戰中に於ける日本の大陸進出をご破算にせんとした。即ち一九二一年、戦後の隆々たる世界的地位に訴へて、米國は對日膺懲の好機到來とばかり、

軍縮問題に藉口してワシントンに世界會議を召集し、多年の日米の葛藤を一氣に解決せんとした。

第一、日・英・米の海軍比率は三・五・五に制限され、米國は對英・パリテイ、對日絶對優位を確保した。第二に、日・英・米・佛の四國條約による太平洋集團安全保障政策によつて、米國は目の上の瘤たる日英同盟を葬つた。第三に支那に關係ある列國（日・英・米・佛・伊・蘭白・葡）及び支那を調印國とする九國條約を成立させ、米國の傳統的極東政策を國際條約として成文化し、支那に對する日本の特殊利害を抹殺し、對支二十一條要求を骨抜きにしてしまつた。かくして米國の「オープン・ドア・ポリシイ」は、支那に於ける諸國の既得の權益乃至勢力範圍内に於ける各國の平等を求むる當初の消極的意義から、モンロー主義と同様に擴大解釋され、支那の全土に互つて特殊權益の設定を排除し、支那の領土を保全せんとする積極的意義あるものとなつた。そしてこの精神が滿洲事變に際してはステイムソンの「不承認主義」となつて發動した。

(D) 不承認主義とオープン・ドアの強要

滿洲事變勃發後、度々ステイムソン國務長官は、九國條約又は不戰條約に對する違反行爲なりとして我國に抗議を申入れ、國際聯盟の對日壓迫を助長したが、一九三二年早々「九國條約並に不戰條約の約束及び義務に違反せる手段によりて成立せる如何なる事態、條約又は協定をも承認するの意な

し」といふ意味の「不承認主義」の通牒を我國並に支那に向つて發した。一九三七年七月支那事變勃發と共にハル長官は事變不擴大を希望し、十二條の世界平和原則を説き、國際問題を武力行使によらず當事國間の商議によつて平和的に解決することを要望した。戦火が上海に擴大するや、八月二十三日ハル長官は「七月の聲明は太平洋地帯にも全世界にも適用さるゝものである。該原則の聲明は包括的且つ根本的のものにして、右はワシントン條約及び不戰條約をも含む多數の條約に盛りられたる諸原則を包含する。是等の根本原則が強化され、太平洋地帯に履行されんことを欲する」と述べ、米國の態度は次第に硬化した。同年十月ローズヴェルト大統領のシカゴに於ける有名なる隔離演説の翌日、米國國務省は日支問題に關する聲明を發し、「支那に於ける日本の行動は國際關係を律すべき諸原則と矛盾し、且つ九國條約並に不戰條約の規定に違反するとの結論に到達せざるを得ざるに至つた」と、日本の行動を非難し、一九三七年十一月のブラッセル九國條約會議に参加して、對日壓迫に努めた。

これより先、國際聯盟はオブザーバーとしての米國代表の参加の下に、日本の對支行動を九國條約及び不戰條約違反と斷じ、日本を支那領土への「侵入者」と決議し更に九國條約の第七條に基いて一九三七年秋九國條約會議を開催して日本を糺斷することゝなつた。日獨は参加を拒み、英・米・佛・伊・白・葡・蘭・支、英帝國王自治領（カナダ、ニュージールランド、印度、濠洲、南阿）、諾

丁・瑞・ボリヴィア・ソ聯の代表者の出席の下に、日本の對支行動を九國條約違反なりとして、對日糺斷の聲明を發した。しかし當時英佛は獨伊の進出とスペイン内亂に煩はされ、米國も亦イニシヤテイヴを採ることを躊躇したので、對日經濟壓迫を決定するには至らなかつた。しかし、一九三九年我が武漢作戦と南支作戦が進み、新東亞建設の方針も漸く具體化するに及び、支那に於ける門戶開放と在支權益の將來に不安を痛感せる米國政府は、一九三八年の十月グルー大使を通じて「在支米國權益及び門戶開放主義」に關する申入れを行ひ、右に對する保障を要請した。我國政府は「事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て、そのまゝ現在及び今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題の解決を齎す所以に非ざるのみならず、また東亞恒久平和の確立に資するものに非ず」と回答した。之に對し、十二月末日グルー大使を通じて右に對する米國政府の見解を披瀝せる公文を有田外相に手交した。その要點は、(一)日本の軍事行動によりて一方的に齎されたる「新秩序」を承認せず、(二)經濟上の機會均等主義を固執する所以は通商上の利益擁護を本旨とするからではなく、國際秩序維持の大目的に出づるものであり、(三)國際法に謂ふところの「情勢變遷原則」を認め、條約又は協定の變更を必ずしも否定する者ではないが、但しその變更は、當事國間に於ける商議並に合意による秩序ある手續に依りてのみ合法的に行ひ得る、といふ三點に歸着する。

結語 世界制覇を夢みる米國

ヴェルサイユ條約成立後、米國は傳統的孤立主義の立場に戻つたとけれども、ヴェルサイユ體制確立の努力を惜しまなかつた。一九二二年のワシントン條約、一九二八年の不戰條約（自衛戰、制裁戰の場合を除き、締約國は國際紛争を平和的手段によつて解決することを主眼とす）、一九三〇年のロンドン軍縮會議等の音頭を採つたのは米國であつた。然るに一九三二年には滿洲事變が爆發して日本は聯盟を脱退し、一九三五年末には第二次ロンドン軍縮會議からも脱退し、一九三七年以降日本は海軍無條約時代にはいつた。歐洲に於ても一九三三年のナチ・ドイツの實現以來、風雲漸く急を告げ、伊エ戰爭、スペイン内亂、日獨伊防共協定締結、獨塊合邦、獨伊の進出となり、更に支那事變、第二次歐洲大戰となつて發展せる日獨伊の現状打破運動は英佛のみならず、米國の世界的地位を震撼した。歐洲動亂の兆に接するや、米國は逸早く一九三五年中立法を制定し、其後一九三六、七年、三九年の三度修正を試み、歐洲紛争に對する中立の構へを強化した。しかし、ヴェルサイユ・ワシントン體制による世界の勢力均衡が、東に西に崩れ出し、殊にフランスさへも降伏し、世界革新を翹望する日獨伊の三國同盟が成立すると、遂に米國は狼狽した。多年、世界の政治・經濟の覇權を繞つて對立せる

英米は共同の敵に對する「持つ國」としての共通利害に基いて合作し、パラレル・ポリシーを「ジョイント・ポリシー」に發展させ、今や先の大戦に於けるが如く、再び半同盟關係に移行した。

米國は死物狂ひで超軍擴と西半球防衛と援英樞軸壓迫を急がねばならぬ。米加共同防衛を計り、西半球に於ける英領を租借し、西半球共同防衛に藉口して中南米諸國に軍事基地を提供させて國防を堅ふしたが、三選後ローズヴェルト大統領は武器貸與法を發布し、ジョンソン法や中立法の制限を超克し、援英に直進する。援英ルート確保のためアイスランドにさへも進駐し、ドイツの逆封鎖水域と擴がり行く米國の防衛水域とは全く間一髪の危機を胎んでゐる。

ステータス・クオを震撼する日獨伊は、何れも英米の敵視するところであるが、英米にとつて最大の敵はナチ・ドイツであるから、日伊打倒よりもナチズムの打倒を先決とする。そこで米國は、背後の敵たる日本をABCDプラスSの包圍陣完成によつて不動金縛り状態に導きたる後、大敵ドイツに當らんとするのだ。日本南進に備ふるため、米國海軍の八割を太平洋に配備してゐたが、最近では六割を太平洋に、四割を大西洋に配置してゐる。これは援英壓獨を先決とし、日本打倒を後廻しにする計畫の現れではなからうか。兩面作戰を避けるため米國は一時日本との妥協を必要とするのだ。

米國の援英が強まる毎に、イギリスは高い代償を支拂はねばならぬ。デモクラシーと自由の擁護を

名とする米國の援英は、聽てイギリスを丸裸にするであらう。イギリスが勝てばなほ善し、若し勝たなくても、米國はイギリスの資産と領土を頂戴することが出来る。戦争が永びくにつれ、カナダも濠洲も新西蘭も米國のものとなるであらう。但し日獨伊の戦勝を許すならば、獨伊の歐阿近東支配と日本の大東亞支配が實現し、アングロ・サクソンの世界支配に罅がおり、米國は歐亞兩大陸から手を引いて西半球に立籠らざるを得ないので、米國は史上空前の世界大戦を覺悟して、その外濠ともいふべき英帝國を防衛せねばならぬ。英米の冀ふところは、亞細亞及び歐洲大陸に於て夫々一國の制覇を阻止して分裂相剋状態に置き、英米を中心とする新國際聯盟を創設することによつてアングロ・サクソン本位の世界秩序を堅持せんとすることだ。戦勝後、ヴェルサイユ條約、ワシントン條約以上の苛酷なる條件で、日獨伊を籠の鳥たらしめんと考へてゐることは確かだ。英獨何れが勝つにしても、米國の英國併呑は不可避であらう。米國の野望は世界制覇にある。

主要参考文献

Bemis, S. F., *A Diplomatic History of the U. S.*, 1936; Godshall, W. L., *American Foreign Policy*, 1937; Williams, B. J., *American Diplomacy*, 1936; *Statistical Abstract of the U. S.*
 鹽野谷九十九氏「アメリカ經濟の發展」(日本評論社)。A・ジ・グフリード「現代のアメリカ」(青木書店)
 J・T・アダムズ「米國史」(理想社)。M・フ・アライランド「アメリカ發展史」(岩波新書)。

第三部 獨ソ開戦後の世界情勢

第一節 獨ソ戦を繞る世界の戦局

一、獨ソ突如開戦す

六月二十二日午前五時三十分、獨逸のラヂオは、獨逸とソ聯が戦闘状態に入つたことを告げて、全世界をあつと云はせた。續いてヒットラー總統の「遂に自由に語り得る時期が到來した」と云ふ言葉に始まり、過去二年間に於けるソ聯の獨逸に對する不信を責め、今回の戦争は唯に獨逸一國ばかりでなく、全歐洲保全のためのものであることを絶叫し、「故に今日、余は、獨逸及び獨逸國民の運命と將來を、再びわが兵士の手に委ねる決意をした」と云ふ力強い言葉で終る宣言が行はれた。總統の宣言に續いて、獨ソ不可侵協定成立の立役者であるリツペントロツプ外相が、マイクを通じて、對ソ戦開始に至る迄の外交的経緯を詳細に説明し、開戦理由を明かにした。

これより先、獨逸空軍によるソ聯諸都市の爆撃が、事実上の宣戦布告だつた。獨逸のラジオが、高らかに獨逸開戦を告げると同時に、シユールンベルグ駐ソ獨大使も、正式にクレムリンを訪問して、對ソ宣戦布告に關する獨逸政府の通牒を手交したが、それは、事実上の開戦後、一時間半も経つてからであつた。宣戦布告に先だち、戦闘状態に入るといふ、獨逸一流の電撃戦法は、こゝでも見られたわけである。

ヒットラー總統の宣戦布告に對しモロトフソ聯外相も直にラジオ演説を行ひ、獨逸が無警告にてジトミール、キエフ、セバストポール、コーカスの諸都市の爆撃をなし、フィンランド、ルーマニア國境方面で砲撃を開始した事實を述べ、獨逸の態度は、歴史上にもその比を見ざる不信であると難詰し、ヒットラーもナポレオン敗退の轍を踏むであらうと應酬した。而して、直に總動員令が下され、國境地方には戒嚴令が布かれ、その夜のモスコは、燈火管制で暗黒の世界と化した。

こゝに北は北氷洋から南は黒海に至る二千五百軒の間に、有史以來の大戦闘の幕は切つて落された。開戦と同時に、獨逸軍の進撃物凄く、早くも翌二十三日、舊ポーランド領に於ける獨逸國境線の要衝ブレストリトウスクの陥落が傳へられ、さらに、赤軍飛行機墜千臺が報道された。これに對して、ソ聯側は、捕虜五千、タンク三百を得たと發表した。

二十二ヶ月前、獨逸不可侵協定締結の發表で驚愕した世界各國は、獨逸開戦の報にまた／＼大衝動を受けた。伊太利とルーマニヤは、獨逸に續いて對ソ宣戦布告をなした。ヴィシー政府は、共產主義打倒を目的とする、獨逸の對ソ軍事行動を支持する旨の聲明を行つた。フィンランドは、開戦と同時に中立を聲明したが、ソ聯の攻撃により、實質的に戦争に突入した。ストックホルムでは、政府首腦部の緊急閣議が行はれ、その結果、瑞典は、戦争の最後迄中立を守る旨の聲明を行つた。トルコは、獨逸開戦に先だつ數日前、獨逸と友好條約を結んだが、イノーニウ大統領は、緊急閣議を開き、トルコの中立態度を決定した。

獨逸開戦により、思はぬ拾ひ物をしたのは英國である。開戦當日の夕刻、チャーチル首相は世界に向けラジオ演説を行つたが、その中で、「余は過去二十五年間にわたり、共產主義に反對して來たが、今となつても前言を取り消さうとは思はぬ。併し、眼前に展開しつゝある情勢の前には、それ等はすべて消え去る」と述べ、「ナチに反對する如何なる人間も國家も、英國の援助を受けるであらう」と、英ソ提携方針を明にした。それと共に、獨逸とは、絶対に和平せざる旨を強調し、「若しヒットラーが、ソ聯を攻撃することによつて、民主主義國家陣營内に、目標の背馳、抗戰意力の弛緩等を齎らし得ると考へたのであれば、それは大きな誤算である」と、暗に米國の援英強化を促した。それと同時に、

英空軍の佛蘭西海岸、獨逸本土空爆は、かつて見ざる積極性を加へた。

一一〇

二、獨ソ開戦の理由

獨ソ國境方面に於ける兩國大軍の集結を繞つて、獨ソ關係緊迫説は、開戦の大分前から流布されてゐたが、獨ソ共、強くこれを否定し續けた。而して獨ソ新經濟協定が、友好裡に進捗中と傳へられたのは、開戦前一週間のことである。ソ聯の傳統的戰爭不介入策は周知の通りであるし、また獨逸としても、近き將來に於ける英本土攻略を目標とする限り、今こゝでソ聯と事を構へることの不利なるはあまりにも明白である。それにもかゝはらず、獨ソは遂に矛をとつて立つた。しからは、何故獨ソは戦はねばならなかつたか。この問題を検討して置くことは、今後の見透しを立てる上からも、不可缺であらう。

(A) 微妙なる獨ソ關係

開戦と同時に、マイクを通じて行はれた演説中、ヒットラー總統は、二年前、獨ソ不可侵協定に調印しなければならなかつたことは、彼にとつて、甚だ苦痛であつたと述べてゐる。このことを理解するには、彼の「我が鬭争」を想起すれば充分であらう。また、リツペントロツプ外相は、獨ソ不可侵

協定締結以後に於ける、ソ聯の限りなき不信行爲を次の如く述べてゐる。

ソ聯はその領土慾を一先づ満足させると、今度は銚先を獨逸に向け、盛に地下活動を始めた。チェッコスロヴァキヤ、佛蘭西、和蘭、ベルギー、ノールウェー等の獨逸占領地域に共產黨の機關を設け、諜報蒐集、赤化工作等に從事した。これ等地方の共產黨員は、獨逸占領地域に於ける食糧不足を利用して、しきりに反獨宣傳をなすばかりでなく、積極的に獨逸産業阻害を計り、共產黨員の手で、獨逸船舶内に爆弾を装置せられたるもの十六件を數へた。しかも、ベルリンにあるソ聯大使館は、その治外法權を利用して、公然とこれ等の活動を指導した。

これはまだよいとして、ソ聯のバルト三國併合は、全く獨逸を裏切つたものであり、フィンランド侵入は、獨ソ間の協定を破壊する行爲であつた。さらに、ソ聯のベツサラビヤ奪取は、全然獨逸との話し合ひなくして行はれたものであつた。昨年十月、モロトフソ聯外相がベルリンを訪問した時、三ヶ條の要求を提出したが、それは、(一)ソ聯が、ブルガリヤをもバルト三國と同様の保護領とし、そこに軍事基地を設けることを獨逸が認める。(二)トルコがソ聯に對して、ダーダネル海峽に陸海軍基地を設けることを許すやう、獨逸と伊太利が尻押しをする。(三)、ソ聯がフィンランドに對して、再度軍事行動を起すことを、獨逸が認める等であつた。

勿論獨逸はこれ等の要求を一蹴した。その後、本年に入つて、英軍をギリシヤから驅逐するため、獨逸はバルカン作戦を開始したが、獨軍がルーマニヤ、ブルガリヤに集結するに至るや、ソ聯の反獨態度は愈々露骨となり、英國と歩調を合せて、獨軍の虚を衝かんとするに至つた。その時のソ聯の動きを要約すると、(一)ユーゴスラビヤに政治的、軍事的援助を與へた。(二)トルコを反獨方向に動かさうと努めた。(三)ソ聯自身は、ベツサラビヤ、モルダビヤ地方に大軍を集結した。(四)四月初旬、ソ聯外務次官ヴィシンスキーは、ルーマニヤ駐ソ公使と會談し、ソ聯とルーマニヤの接近を計り、かくしてルーマニヤを獨逸から引き離すことを企圖した、等々である。

以上の如く、ソ聯の反獨態度は目にあまるものがあるが、これに加へて、赤軍は續々と國境方面に集結して、獨逸に大きな壓力を加へるに至つたので、遂に總統は獨逸軍に進撃を命じた。

以上がリツペントロツプ外相演説の要旨である。勿論これに對しソ聯側の言ひ分もあることであらうが、兎も角、獨ソ協定後、日數を経るに従ひ、兩國間に利益の喰ひ違ひが醸成されつゝあつたことは事實であらう。處で、こゝで疑問なのは、獨ソ戰勃發に先立つて、獨逸がソ聯に對して、何等かの最後の要求をなしたか否かである。一説には、ロンドン筋の情報として、開戦直前、獨逸はソ聯に三ヶ條の要求をなしたと云はれる。その要求の内容は、次の如くである。(一)石油、小麥の對獨供給額

を急増すること。(二)リバウ、リガ、タリン等バルト海沿岸のソ聯港に、獨逸海軍基地及び造船所の設置を許可すること。(三)前記二項の完全實施保障として、ベツサラビヤに空軍基地の設置を許可すること。

ところが、開戦と同時に、モロトフ外相は、彼の對獨宣戦布告演説に於て、獨逸政府は、ソ聯に對して、最後の瞬間迄、何等の要求をも提出しなかつた」と右の説を否定してゐる。

また開戦前迄に於けるソ聯の獨逸に對する石油、小麥等の供給數量は、必らずしも獨逸にとつて不満足な程の小量であつたとは考へられない。その實際供給量に關する數字は不明であるが、六月十四日、即ち獨ソ開戦に先だつこと九日、獨逸ライヒス・バンクの頭取ワルター・フンク博士が維納で試みた演説では、ソ聯と獨逸の貿易は、今次歐洲大戰勃發前に比して、約十倍に増加してゐると述べ、大いに満足の意を表した。これに關聯して注目されるのは、リツペントロツプ外相のソ聯彈劾演説中にも、ソ聯の政治的不信は口を極めて責めてゐるが、ソ聯の對獨物資供給に就いては、一言も觸れてゐないことである。以上のことから見ても、開戦に先だつて、獨逸がソ聯に對して、何か經濟的の強硬要求を爲したとは考へられない。何れにしても、開戦に先だつて、獨逸が、何等かの對ソ要求を爲したか否かは、大いなる疑問である。

(B) 獨逸は何故ソ聯に挑戦したか

獨逸の對ソ宣戰布告理由は、前述のリッペントロップ外相の演説によつて、一應の説明は與へられてゐるわけであるが、さらに一步突込んで、獨英戰の現段階、米國の動向等と睨み合はせて、何故獨逸が、この時期を選んでソ聯に挑戦しなければならなかつたかを検討することは、甚だ重要である。

先づその理由として、第一に考へられることは、ヒットラーの獨英戰に對する見透しの問題である。獨逸空軍の優勢は、英空軍を徹底的に壓倒し、これに大損傷を與へたと云へ、これを完全に壊滅することは出来なかつた。また、獨逸潜水艦による英國船撃沈は大いなる戰果を收めてをり、英國に對する逆封鎖は着々とその成功を見てゐたとは云へ、最後の止めを刺すには至らず、これに加へて獨逸海軍の劣勢を以つてしては、英國海軍の優勢を如何ともし難い。以上のことから、獨英戰を、短期間に終了することは不可能である。

また、獨逸陸軍二百五十個師團の士氣を維持する問題がある。一九三九年秋から一九四〇年春にかけて、ジークフリート線、マデノ線をはさんで獨軍と聯合軍が相對峙してゐた時、無爲による聯合國軍の士氣の沮喪は甚だしいものがあつた。無爲は、敗北よりも劇しく士氣を沮喪させる。これは、獨逸にとつてもよき教訓である。故に、さしあたり英本土攻略が不可能であるとする、獨逸大陸軍に

他に爲すべき仕事を與へねばならぬ。

また、バルカンに於ける獨逸の制覇は、大體クレタ島攻略をもつて一段落を告げたものと見るべくそれ以上、近東、アフリカ方面に迄廣く手を伸すのは、戰略上獨逸としては不利である。

併し、最大の理由としては、ヒットラー總統が、米の參戰近しと見たことであらう。若し米國が參戰すると、戰爭は否が應でも長期戰となり、それは大陸と大陸との全經濟力を賭けての鬭争となることは明かである。そのためには、獨逸としては、長期態勢を整へ、聯合國海軍による封鎖にも耐へ得るが如き、陸續きの物資供給源を確保して置かねばならぬ。物資の大寶庫としてのロシアを、獨逸の支配下に置くこととは、獨逸の傳統的希望でもあつた。併し、今日迄のところ、獨逸はソ聯に間接的壓力を加へることによつて、ソ聯を獨逸に協力せしむる策を採つて來た。ところが、愈々米國が參戰するとなると、かゝるソ聯の協力程度では間に合はず、ソ聯の寶庫を完全に自家藥籠中のものたらしむる必要がある。

次に政治的な理由として、ヒットラー總統が、歐洲を赤化の魔手より救ふといふ、彼の古くからの政策へ復歸したことである。

最後に、ソ聯に挑戦することは、獨逸が歐洲諸國の上に打ち建てんとする「新秩序」に對して、好

影響を與へるものであることも見逃し得ない。ヴィシー政府の反共態度は周知の通りであり、歐洲に散在するスラブ人の小國家群は、人種的にはソ聯と密接な繋りを持ちながら、共產主義に對しては強い反感を持つてゐることも周知の通りである。

以上が、獨逸の對ソ挑戰理由に關する諸方面の見解であるが、その真相はヒットラー總統の胸三寸にあることで、われ／＼の窺知し得ないものがある。併し、その真相は、今後の獨ソ戰の經過を通じて、順次に語られて行くであらう。

三、獨ソ戰の經過

ヒットラー總統が、獨逸軍に對してソ聯進撃命令を發した時期は戰略的に見て、誠にその時宜を得たものと云ふことが出来る。即ち、英國がバルカンから驅逐せられ、トルコの中立が保障せられた好機を狙つて、ソ聯進撃が開始されたのだ。しかも、リビヤ戰爭では伊太利軍が英軍を喰ひ止めてをり、獨軍主力は、既に北氷洋から黒海に至る間に配置され、黒海西岸の要港は獨軍の支配下にあつた。さらに、英軍はシリヤで佛軍と交戰中であり、而もシリヤ屈服の後も、トルコの中立のために、直にトルコ領を通過して北上することは出来ない。かくして、獨逸はその背後からの攻撃には全く懸

念がなく、電撃的ソ聯進撃を決行し得たのである。

ここに、北は北氷洋から南は黒海に至る蜿蜒二千五百軒に互る間に對陣せる獨ソ兩軍の、死闘は開始されたのである。兩軍の兵力は、ソ聯側百七十乃至百九十五個師、獨側百七十乃至百八十五個師と推定されたが、戦線の規模と云ひ、兵力と云ひ、史上空前の大戦闘である。開戦と同時に、北氷洋からフィンランド灣に至る北部戦線は、獨逸・フィンランド聯合軍、東プロシヤのメーメルからソ聯ルーマニヤ國境のカルパチヤ山脈に至る中部戦線では獨逸の精銳軍、カルパチヤ山脈からドナウ河口に至る南部戦線では獨逸、ルーマニヤ聯合軍が、一齊にソ聯領に向つて殺到を開始した。一方、獨逸爆撃部隊は、ソ聯の機先を制して、舊ポーランド領及び西ロシヤ各地のソ聯空軍基地を痛爆し大打撃を與へた。開戦の翌日には、中部戦線に於てブレストリトウスクが早くも獨軍の手中に陥ち、續いて東プロシヤから北上せる獨軍は直にリトワニヤの首都コヴノを攻略し、六月二十五日中にはリトワニヤ全土を席捲した。一方、北部戦線のフィンランド軍は、二十五日正式に對ソ宣戰を布告すると共に、獨軍協力のもとにラドガ地峽の要地ヴィボルグを占領した。

不意を衝かれたソ聯軍は、一齊に陣地を後退して立直りを圖り、二十六日頃から漸く本格的抵抗に入つたが、傾勢は如何ともし難く、ひた押しに迫る獨軍の猛攻に堪え兼ねて、一歩々々後退を餘儀な

くされた。南部戦線に於ても、二十五日ベツサラビヤの首都キシネフが陥落し、獨逸、ルーマニヤ聯合軍の先鋒は早くもドニエストル河に達し、一路ウクライナ進撃の態勢を示した。三十日にはレンベルグに於ける赤軍の大包圍織滅戦が展開され、同時にラトビアのソ聯海軍基地リバウ港、七月に入つてウインダウ港、それからラトビアの首都リガと續いて獨軍の占據するところとなつた。

七月三日、スターリンは全國民に呼びかけ、一致團結して獨逸の進撃を喰ひ止むべきことを要請したが、その演説中にも、獨逸がリトアニアの全部、ラトビアの大部分、白ロシアならびにウクライナの西部を占領したことを確認した。

その後も獨逸は攻撃の手を弛めず、中部戦線では七月六日、作戦上の要衝ミンスクも陥ち、獨逸軍は怒濤の如くスターリン線に迫つた。而して、獨ソ開戦三週間にして、いよいよ兩軍主力が、スターリン線を挟み、大決戦を展開する陣形となつた。

今こゝで、獨ソ開戦以來の三週間を回顧して見ると、先づソ聯は、獨逸の電撃的攻撃開始により、全く出鼻を挫かれた形であつた。而して、その亂れた陣容を立て直すには一週間を要した。六月二十六日頃より、ソ聯の抵抗は漸く本格的となつたが、それに従つて、獨逸の進撃速度も鈍つて來た感がある。開戦初期に於ては、中立國筋の軍事専門家の間に、今回の獨逸作戦は、ソ聯軍裝備の點から見

ても、兵の士氣の點から見ても、また戦場の地理的條件が獨逸機械化部隊の活動に適してゐることよりするも、一九三九年より四〇年にかけて行はれた對佛作戦より容易であらうとの觀測が有力であり、獨逸側の見解は、ウラル作戦を完了し、赤色政權の死命を制するには、一ヶ月を要しないとすものであることが傳へられた。しかるに、いざ開戦となると、ソ聯軍の士氣は豫想外に盛んであり、裝備に就いても、質と共に、その量の威力が如何に恐るべきものであるか、明かにされた。而して、開戦二週間に於て獨逸作戦豫定の遅延が感ぜられ始め、戦線は漸く膠着状態に入つた。

しかし、この膠着状態も、長くは續かなかつた。一時鳴りをしずめ、滿を持してゐた獨逸軍は、七月十一日に至るや、俄然スターリン線に對して猛攻撃を開始し、忽ち各所に於てスターリン線を突破した。キエフ方面はもとより、ナポレオン街道に於ても、二、三日の激闘の後ソ聯軍を退け、七月十六日には、早くも東部戦線の要衝スモンレスクに殺到し、ソ聯領内に深く楔を一本打ち込んだ形となつた。それと共に、北部戦線に於ける攻勢も大いに進捗し、七月十八日には、レニングラード地區に突入した。

ところで、獨軍の攻撃力が如何に劇しいものであるとは云へ、スターリン線が案外脆く潰えたことは、各國軍事専門家の豫想を裏切つたが、このことは、如何に難攻不落の防禦陣地も、極度に近代的

機械裝備を施された精銳部隊の進撃を阻止し得ないことを示してゐる。

一三〇

さて、獨軍のスターリン線突破後の形勢は、スモンレスク、モスコイ間が約三百五十キロ、ペイブス、レニングラード間が約二百五十キロで、モスクワ、レニングラード、キエフの三大都市攻略が殘された問題となつたが、こゝらで、獨逸の進撃は再び緩漫になり、スモンレスク附近に於けるソ聯軍の反撃物凄しいものがあつた。戦線は膠着状態に陥つたとは云へ、その膠着の意味は、兩軍相對峙して睨み合つてゐるといふ状態ではなく、兩軍は死力の限りを盡し、しかも兩勢力相伯仲するが故の膠着であり、これは驚くべき大消耗戦であつた。戦果に就いては、兩軍の發表の間にあまりにも大きな開きがあり、その真相を捕捉し難いが、フランス軍事通間の推定では、開戦以來八月八日迄の兩軍の損失を獨逸側將兵百五十萬、戦車七千五百、飛行機五千、ソ聯側將兵二百萬、戦車九千、飛行機七千三百と傳へてゐる。これも、どの程度に真相を傳へてゐるかは疑問であるが、その戦闘が如何に大規模の消耗戦であるかは窺はれよう。

中部戦線に於ける膠着状態はなか／＼破れず、スモンレスク東南方に於ける獨ソ兩軍の激闘が續けられてゐる間に、南部戦線に於ける獨軍の攻勢はとみに積極性を加へ、破竹の勢でウクライナに進撃し、八月十九日迄には、ドニエプル以西の地は大體獨軍の手中に歸した。オデツサ、キエフ、ニコラ

イエフ等の要衝は、獨軍重圍の中に、果敢な抵抗を續けてゐるが、この陥落も時日の問題と見らるゝに至つた。

獨軍は、ウクライナ方面に猛進撃を續ける一方、レニングラード地區に於ても大攻撃を開始し、八月十八日にはキングセツプを攻略してタリン、レニングラード間の鐵道を斷ち、北部より南下せる獨・芬兩軍と相呼應して、レニングラード包圍圈を刻々縮小した。

その後の戦局は、概して停滯して居り、九月も既に半ばとなつた現在も、獨軍重圍下のレニングラード、オデツサ、キエフ等の諸都市は依然として果敢な抵抗を試みつゝあり、中部戦線に於ては、一時スモンレスクとモスクワの中間に位するウヤジマ迄獨軍の進出を見たが、赤軍の猛烈な逆襲にあつて後退し、現在もスモンレスク東南方にて激戦中と傳へられてゐる。

併し、フィンランド灣の咽喉を扼する要港タリンを獨軍に奪はれ、殘された唯一の軍港クロンシュタットを中心に、フィンランド灣の入江の中に袋の鼠となつたソ聯バルチック艦隊は絶對絶命の運命にあり、またウクライナにある獨軍は黒海沿岸に達し、ソ聯の黒海艦隊は大いなる脅威下に曝らされてゐる。而して、ブルガリアに於ける獨逸大軍の集結が傳へられ、その目標はコーカサスと想像されるが、現在の膠着が破れ、再び獨逸の大攻勢が開始せられた暁には、現在の獨ソ戦は、大いなる變貌

をなすであらう。

四、獨ソ戦を繞る歐洲の新情勢

(A) ローズヴェルト・チャーチル會談

ソ聯の抵抗が意外に頑強であり、獨ソ戦は、漸く長期化せんとする氣配が見えた時、北大西洋に於て祕密裡に英米兩巨頭の會談が行はれた。八月十四日、その會談の結果として、八項目の英米共同宣言が發表せられたが、その内容は、英米兩國に領土的野心のないこと、ナチ獨逸の打倒とその後の世界に於ける各國の政治的、經濟的利益の保障、海洋の自由等であつた。

右共同宣言の内容は、世界の注目を集めてゐたものであつたが、發表されてみると、何等の新味もなく、要するに、英米の共通的利益である現状維持を強調したものに外ならなかつた。しかも、その前提條件をなすものは、今次の世界戦に於ける英米側の究局的勝利であり、樞軸側の敗北であつた。これは、何も今改めて宣言するまでもなく、今迄の英米の建前から自明のことであるが、それを宣言の形で再確認したことには、相當の意味がある。即ち、英米は、ソ聯の意外に頑強な抗戦振りに、獨ソ戦は長期化するとの見透しを立て、長期化すれば世界戦は英米側に有利に展開するとの結論を得た

わけである。右共同宣言は、英米の窮極的勝利を豫想しての、抽象的平和再建論以上には出てゐないが、しからばその具體的實行策として當面の問題は何かと云ふに、先づ歐洲に於ては、援ソの強化、もつと適切な表現を用ひれば、英米のソ聯利用である。英米兩巨頭會談に於ては、共同宣言とは別に獨ソ戦を楔機とする世界新情勢に對應しての、英米の新攻勢が、あらゆる角度から討議されたことは想像に難くない。果せるかなその後幾ばくもなく、その結果は、英米ソ三國會議の計畫、英ソのイラン進駐となつて現はれた。

英米ソ三國會議は、九月初旬開催の豫定と傳へられたが、現在に至るもまだ開催の運びに至つてゐない。併し、その會議地として、ソ聯の心臓部モスコウが豫定されてゐることは、英米が、對ソ協力の前提要件としての獨ソ戦の實相、ソ聯の對獨抗戦力等を打診しつゝ會議を進めやうとする意圖を腹藏してゐるものなることは、推測するに難くない。

(B) 英ソのイラン進駐と岐路に立つトルコ

八月二十五日、英ソ兩軍は、突如イランに進駐した。英軍はペルシヤ灣に沿つて南部イラン國境を突破し、ソ聯軍は北方よりコーカサスを経て侵入し、英ソ間に於て、イランを南北に二分した。英ソ間のかゝる行動は、事前に米國の承認を得てゐたものであることは前述の通りであるが、米國はこれ

よりさき、イラン經由ソ聯向け軍需品供給の準備を進めつゝあつたと傳へられるが、このことも右の事實を裏書きする。

しからば、英ソイラン進駐の作戦的意義は如何なるものであらうか。これを要約すると、大體次の如く考へられる。

一、獨軍を歐洲大陸に釘付けにする。もし獨軍が西亞に進出すると英米ソ三國共同作戦の遂行が困難になるから、あく迄獨軍を歐洲大陸に於て喰ひ止めることが必要である。今春以來、英軍は、獨軍の北アフリカならびに小アジア進撃を阻止し、獨軍のスエズ作戦を無効ならしめ、さらにイラクの叛亂に乗じてこれを軍事的に占領し、またシリアのダンツ將軍麾下の佛軍を攻撃し、獨軍の軍事的救援の間に合はぬうちに、ド・ゴール軍と協力してシリアの占領を行ふなど、近東、アフリカ方面に於て積極的攻勢に出たが、これはすべて、以上の如き獨軍進出を阻止する目的を持つたものであつた。

二、獨逸のイラン進入に對して先手を打つ。獨ソ戰の進展に伴ひ、ソ聯は、ウクライナから、さらにコーカサスまで退却の形勢になつた。それと共に、獨軍のコーカサス攻撃も豫想さるゝに至り、もしコーカサスが獨軍の手中に陥れば、獨軍は長驅イランに進駐するであらうことは明かである。そこで、英ソ兩國は、獨軍のイラン進駐に先手を打つて、イラン、イラク、コーカサスを結ぶ對獨防禦線

を強化した。それと共に、年産千三十六萬噸のイラン石油が獨逸の手に渡るのを防いだ。

三、援ソルートを確認する。イランの軍事占領により、英米の援ソ物資は、イランルートを利用し得ることになる。

かくて、英ソがイランに進入したとなると、トルコの問題が、俄然その重要性を増して來る。英ソのイラン進駐によつて、トルコは大なる脅威を受くることになつた。ダーダネル海峽の鍵を握るトルコは、北西より獨伊が迫り、東南よりは英ソの壓力が加はつて來た。現在のトルコは、八方美人政策をとり、英佛とは友好條約を、ソ聯とは不可侵條約を、そして今年四月には對獨バーター協定を締結し、これ等諸勢力の均衡裡にその獨立を保持してゐるが、一度諸勢力の均衡が破れんか、忽ちトルコは他國軍隊の侵入を受くべきことは明かである。獨ソ戰が勃發するや、トルコはいち早くその中立態度を表明し、極力戦火の自國に及ぶことを防いで來たが、獨ソ戰の進展と共に、黒海の入出口であり、近東への通路をなすトルコを繞つて、獨伊、英ソの外交戰は熾烈を極めるに至つた。

トルコは、獨ソ開戦の直前、獨逸と友好條約を結び、獨逸の作戦を有利に導き、樞軸側になびくかと思へたが、英ソがイランへ進駐するや、再びその態度は日和見的になつた。最近、トルコは獨逸との間に經濟交渉を行つてゐるが、それと共に米國との間にも通商交渉を開始し、樞軸側へのみ親近を

示すものではないことを明瞭にしてゐる。

一方、英ソのトルコに對する働きかけも實に活潑であり、八月十日には、英ソ共同にて覺書を發表し、兩國は、トルコに對して、領土的野心を有しないことを言明した。

かくの如く、現在のトルコは、諸列強の火花を散らす外交戦の舞臺となりながら、戦局の推移に自重態度を持してゐるが、イランには既に英ソ軍が迫り、獨逸の攻勢が漸く黒海、コーカサス方面に向はんとする時、何時かは戦争の渦中に巻き込まれざるを得ない運命にある。即ち、トルコは、今迄の日和見の態度を放棄し、樞軸側に立つか、英米ソの側に投ずるか、何れにしても旗幟を鮮明にする必要に迫られて來た。

五、獨米關係の緊迫と今後の見透し

英米の大西洋會談と、それに續く英米ソの對樞軸攻勢に對應して、八月二十五日から二十九日に亘る五日間、東部戦線の總統大本營に於て、ヒットラー獨總統とムツソリーニ伊首相の間に會談が行はれた。その會談内容についての獨逸側公表は、「戦勝を獲得するまで、あくまで戦争を繼續するといふ決意と、緊密な同志的精神とを以つて、軍事、政治の諸問題を討議した」とある。獨ソ戦がやゝ膠

着状態にあり、しかも會見の場所が東部戦線であることから見て、その會談の中心は専ら目前の獨ソ戦に對する積極的新作戦の構想を練るにあつたことは想像に難くない。さらに、若し現在の獨ソ戦を年内に終了出來ず、冬季に入つた場合、なほ現在の攻勢をそのまま押し通すべきか、或は冬季作戦は不利なりとし、現在の獨ソ戦線はそのままの膠着状態に残し、主力を南へ轉じて、コーカサスを席捲し、長驅西亞に進出して、英ソの勢力を驅逐し、獨ソ戦遂行上の後顧の憂を斷つべきか、といふことも考慮に上つたであらう。また、いよゝ米國が參戦した場合の對策、占領地經營の問題等も論ぜられたであらう。特に最近、ヴァイシー政府内に於ける反獨分子の暗躍が活潑であり、八月二十七日にはラヴァール氏狙撃事件などがあり、獨佛關係には甚だ微妙なものがある。而して、獨逸のダカール港を含む北アフリカの佛基地防衛權移讓希望に對し、ドゴール派の策謀、またそれを利用してダカールを大西洋作戦基地として自己の手に收めやうとする米國の暗躍等があり、これ等一切の問題を解決することは、獨逸今後の作戦上甚だ重要である。

従來、ヒ總統とム首相會談の後には、必らず何等かの大芝居が打たれて、世界をあつと云はせるのを常として來た。最近では、六月二日ブレンネル會談があつて、暫くすると獨ソ戦が開始されたのであつた。しからは、今回の會談後、獨ソ開戦に匹敵する大芝居を豫想するとすれば、それは何であら

うか。この點に關して想像を廻らせば、色々のことが考へられやうが、その一つとして獨ソ和平が考へられないであらうか。レニングラード既に危く、ナポレオン街道上ではスモンレスクを後にしてモスクワへひた押しに迫らうとする形勢であり、ウクライナの攻略を大半完了し、さらに長驅ユーカサス進撃態勢をとるのへつゝあるといふ優位に物を云はせて、有利な條件でソ聯と和平し得るものとしたら、これは、獨逸にとり大きな外交上の勝利であらう。一方、英米の援ソも「スターリンを助くるにはあらず、ヒットラーを阻止するため」と云ふ考へのもとに行はれてゐるものであり、英米には、どこ迄もソ聯と手を握つて行かうとする意志など毛頭なく、利用價值がある間だけのソ聯提携であることは明白である。考へやうによつては、ソ聯は、英米のために戦つてゐるやうなものである。海千山千のスターリンが、このことを知らぬ筈はない。もしスターリンが、この際、一應獨逸の云ふ條件で和平して、英米と獨逸をへとくになる迄戦はし、その疲勞困憊せる頃を見計つて、世界赤化といふ本來的政策に復歸する方が有利であるとの結論に達すれば、獨ソの和平も滿更不可能ではない。

九月四日朝、米國驅逐艦グリーア號と一獨逸潜水艦が、たま／＼アイスランド沖で砲火を交へた事件に端を發して、大西洋の雲行は俄に險惡となり、獨米開戦の期日が愈々切迫せる感がある。引き續き九月七日の紅海に於けるスチール・シーフェラー號爆沈事件、セツサ號擊沈事件、十一日のモンタ

ナ號擊沈事件等が相前後して發生し、獨米關係は益々緊張するに至つた。かゝる緊迫した空氣の中に、九月十一日ローズヴェルト大統領は、グリーア號事件に關する米國側報告を詳細發表し、現下の國際危機に對する米國の立場を述べ、獨逸側の挑戰態度を非難し、その結論として、米國の「防衛水域」に立入る獨伊艦艇は、米國海軍によつて擊沈される危險を冒すものなる旨を宣言し、この方針の即時實行を米海軍に命令したと言明した。さらに、十四日に至つて、ノックス海軍長官は、右大統領の攻勢的演説を裏書するものとして、米國海軍は十五日を期して、米國よりアイスランド近海に互る水域上の獨伊艦艇攻撃を開始する旨宣言した。かくて、米國の獨伊に對する露骨な攻勢が開始されたのである。

これに對し、シユミット獨外務省情報部長は、十二日夕刻、ローズヴェルト大統領の演説に答へて、次の如き強硬聲明を發し、米國の挑戰的態度を難じ、「もし獨逸が、必要なる對抗手段をとるのやむなきに至る場合には、ローズヴェルト大統領こそ、その唯一の責任者である」となし、一戦をも辭せざる決意を示した。

現在の如き險惡な状態では、獨米戦は刻々勃發の危機線上を彷徨してゐるかの如く見える。しかしさうかと云つて、明日にでも獨米戦が勃發するものと豫斷するのは早計であらう。大西洋會談の後、

ローズヴェルト大統領は、今次大戦は一九四三年迄続くであらうと述べてゐるが、その背後の意味として、米國は早急に参戦する意圖を有しないことを暗示してゐるものと解される。

また、作戦的に見ても、米國は四月十日にグリーンランドを占領し、四月十一日に紅海に於ける米國船の航行を解禁し、ついで七月七日アイスランドに進駐を行つたが、對獨戦を開始するには、より一層の積極的準備工作が必要であらう。即ち、對獨開戦に先立つてポルトガル領アゾレス諸島、ケーブ・ヴェルデ諸島、スペイン領カナリー島、及び現在ヴィシー政府の支配下にあるアフリカのダカール等を占領し、米國の軍事基地として確保して置くことが肝要である。また、米國防計畫進展の現段階から見ても、その充實はもつと將來のことに屬する。

以上のことから見ても、米國が今直に参戦するとは考へられない、今回の對獨強硬態度は、米國が將來参戦する前提工作として、右の如き大西洋上の軍事基地獲得を企圖してのデエスチャーと見られ、同時に、對内的には、國民をそこ迄引張つて行かうとする意圖のもとになされたものと考ふべきであらう。

併し、戦争は算盤ばかりで動くものではない。時の勢といふものもある。今後、大西洋上に於ける英、米、獨の動きは、極めて注目すべきものであらう。

第二節 獨英米戰時經濟の新方向

一、歐洲廣域圈建設を進むる獨逸戰時經濟の現況

(A) 戰時財政の推移

去る六月二十二日の獨ソ開戦以來既に三ヶ月、獨軍の威力は既にレニングラード、オデッサ、キエフに迫つてゐるが、併し、ソ聯も一般の豫想を裏切つて頑強な抵抗を示してゐる。更に獨ソ戦の長期化を見越した英米もこの機を狙つて對樞軸攻勢を強化しつゝあり、英獨戦は世界戦争に擴大し、いよいよ長期戦の相貌を呈して來た。かくて世界の眼は短期決戦を目指して立つた獨逸がよくこの長期戦に耐へ得るか否かに注がれてゐる。長期戦に備へる獨逸經濟はそのヒントランドとしての歐洲經濟圏の確保を必要とし、そこに獨ソ開戦の經濟的要因も求められるのであるから、獨逸の一面戦争、一面建設の負擔は加重されたとも云へる。かゝる重い負擔を背負ふ獨逸戰時經濟の現段階を以下主として貨幣的側面から検討してみよう。

貨幣的側面とは、先づ巨額の戦費を含む財政支出は幾何に達し、如何にしてそれを調達してゐるかといふ問題である。今次大戦に臨んだ獨逸戦時財政の強味は前大戦當時の分裂せる聯邦財政に比して高度の財政金融的中央集權が確立されており、更に戦前の勞働振興・四箇年計畫、軍備擴充等の大規模な國家的支出によつて既に戦時財政的性格を持つてゐたことである。

ナチス財政の放膽な支出によつて獨逸經濟が恐慌のどん底から國營景氣を謳歌するやうになつた時、ナチス經濟を危んだ者も「ナチ財政の奇蹟」に眼を見張つた。發表される數字の乏しさも加はつてナチス政府の金融操作は奇蹟視されたのであるが、獨逸統計局長官ライヒャルト氏の政府事業金融についての説明は簡單にこの秘密を明らかにしてゐる。即ちそれによれば、政府諸事業は總て手形を用ひて金融を行ひ、第一段階に於てはその引受の立役者はライヒスバンクであつたが、第二段階に於てはかゝる政府資金の撒布によつて回復した民間會社の負債償還、預金増加によつて金融市場、即ち諸銀行が政府事業の金融を引受け、第三段階たる一九三六年以後に於ては既に民間事業の資本蓄積は充實し、浮動債務が整理されて長期債が増加し（一九三八年末迄に約百五十億の整理公債發行）、政府は浮動債（手形金融）のみに依存するものでなく、堅實な資本市場に立脚して事業の金融を行へる事實が國民の前に明らかにされたといふのである。（註）

（註）日本工業俱樂部調査課著「ヒトラ政治下獨逸資本主義の變貌」一一一頁以下参照。

併し、かゝる金融操作の成功したのは恐慌以來の遊休設備の利用といふ裏付けがあつたことを注意しなければならぬ。それ故、完全操業状態に達すればかゝる財政政策は行詰らざるを得ない。「奇蹟」を生ぜしめた「手品使」シヤハトにはもとよりそれは自明の事であつた。一九三八年十一月二十九日彼は次の如く述べた。「一九三八年初期は我國財政政策の一段階であつた。其の譯は、此の時期に獨逸經濟は完全操業状態に到達したからである。國民經濟が其の所有する最後の勞力と總ての材料を動員した以上、如何なる信用擴張も意味が無い許りでなく、有害である。かゝる場合には、新しく調達された資本は新しい財貨生産を喚起する事無く、唯勞力と材料に對する競争を誘致し、かゝる競争は如何に國家が管理しようとしても、價格と賃銀を昂騰せしめる結果となる」（註）。

（註）フォン・ミンデン著「大獨逸國の經濟指導」邦譯一五八―一九頁。

この財政轉換の根本思想は國家の財政需要を租稅其他の經常收入と公的資本需要に使用し得べき資本市場に於ける貯蓄を利用することによつて充さうとするもので、一九三八年三月よりの六ヶ月期限の交附證券發行はその過渡的手段であつた。しかるに同年九月のミュンヘン會議を中心とする國際情勢の危機は國家財政の異常な膨脹を必至ならしめた。かくてシヤハトの後を繼いだフンクは一九三九

年三月二十日「國策事業の金融に關する法律」を發布し、所謂新財政計畫を立てた。この計畫の中心は租税の増徴によつては最早充すことの出来ない再軍備に必要な資金を、將來の税收入を短期間先取りする無利子の租税證券の發行に依頼することであつた。即ち政府は國策事業支出の四〇%を租税證券で支拂ふことゝなつたのである。これによつて公債發行を停止し、國家は利子負擔の増加から免れると共に「過去の國家による公債發行のために過度の要求を受けた」資本市場を再び私經濟の手に委ねようとするものであつた。併し、ラインハルト大藏次官の言の如く「本來の税收入と國家の總財政需要との間に現在尙存在する差額に架橋する」過渡的任務をもつた租税證券の發行は大戦勃發による財政の急膨脹のために困難となり、一九三九年十一月一日以後その新規發行は停止された。かくて政府資金の調達に再び租税收入、公債及び政府手形、無利子大藏省證券の發行によることゝなつた。以上大略開戦迄のナチス財政の推移を主としてその核心をなす政府事業金融について見て來たのであるが、此によつてその高度の國家統制といふ意味と共に又困難なる問題をも含んでゐることが知られる。

開戦と共に戦時體制は強化されたが、それは先づ九月四日の戦時經濟令となつて現れた。それによれば個人の所得税に五〇%の戦時附加税を課し、又、酒、煙草等の嗜好品の消費税に戦時附加税を加へ、且、公共團體の戦時負擔金が強化された。かくて一九四〇年三月に終つた一九三九年會計年度に

於ける税收入は二百三十五億マルクで前年度の百七十七億マルクに比して五十八億マルクの増収であつた。一方、公債發行（租税證券を含む）増加は同年度に二百十三億マルクで、四〇年三月末現在高は五百二十一億マルクに達した。従つて税收入と公債増加高を合した約四百五十億マルクが歳出に向けられ、これによつて戦争準備期及び初期の一九三九年度財政が賅はれたものと思はれる。一九四〇年の春に始つた獨逸の歐洲制覇を反映して、本年三月に終つた一九四〇會計年度の財政は去る五月十三日のラインハルト大藏次官の報告によれば、税收入は二百七十二億マルクと前年度に比して三十七億マルクの増収で、その他政府收入及び公共團體の戦時負擔金を合すれば本年一月のラインハルト次官の豫想三百億マルクを超えた。一方、公債發行は本年三月末現在高は約九百億マルクであるから同年度の増加は三百七十九億マルク、それに占領地の賦課金を加へれば昨年度の總歳出は七百六十億マルクと見積られてゐる。かくの如き戦時財政の膨脹が如何に急激であるかは次の比較によつて明らかであらう。即ち一九三九、四〇兩年度の税收入と公債發行合計は一千一百億マルクに達し、これは一九三三年度以降三八年度に至る六會計年度の兩者合計は八百六十八億餘マルクを超すこと實に二百三十二億マルクである。同次官は本年度の税收入を三百億マルク、政府收入を五十億マルク、政府收入を五十億マルク、公共團體負擔金を十四億マルク、歳入合計を三百六十四億マルクと見積つてゐる。尙

最近の新聞電報は税制改正を傳へ、それによれば從來戰時附加税を課せられなかつた株式會社に對して法人税の二五%を徴收することとなり、一方、個人營業者等には若干の特點が與へられた。同じく最近の新聞電報によればラインハルト大藏次官は保護領よりの徵集金、占領地の占領費を加へた本年度の國庫總收入を四百億マルク以上と見積つてゐる。尙、戰爭開始當時三百七十二億マルクだつた國債は六月末に一千億マルクに達したと傳へられてゐるが、獨ソ戰は未曾有の消耗戰と言はれてゐるかから本年度の公債發行額は昨年度以上であると思はれる。

かくて獨逸戰時財政の興味の中心はかくも巨額な公債が如何にして消化されてゐるかにある。獨逸統計局發表によれば、一九三八年末から三九年末迄に發行された内國債は約百四十億マルクでそのうち短期債は九十一億マルク、長中期債は四十九億マルクであつた。ライヒスバンクの一九三九年度年次報告によれば同期間中、一般大衆消化が三十億マルク、ライヒスバンクの投資増加の三十五億マルクの大半が公債に向けられたとすれば、残りの大半は一般金融機關の引受けとなつたことと思ふ。一九三九年末から一九四〇年末までの内國債増加は三百四十九億マルクで、そのうち短期債は百八十七億マルク、長中期債百六十三億マルクであつた。同年度のライヒスバンク年次報告及び中央信用制度監督局長ゴチック氏によれば一般消化は八十億マルクで、ライヒスバンクの投資増加は三十二億マル

ク、そのうち主として政府手形の引受が増加した。従つて、その殘餘の巨額は一般及特殊銀行の引受けとなつたものと思はれるが、それを可能にしたものは預金増加と貸出減であつた。昨年度の新規資金流入は一般銀行六十億マルク（三九年は二十五億マルク）、貯蓄金庫及各種信用組合に於ては實に百億マルクに達した。一方大銀行に於ける貸出殘高は前年比二一%減であつた。昨年度のベルリン六大銀行の業績を見るに資産合計は百四十七億八千六百萬マルクで前年比三四%増、そのうち有價證券及び手形百三億五千六百萬マルクで前年比七〇%の激増であり、その増加は専ら國庫證券乃至公債の手持増加に基くものであつた。かくて大銀行の資産の半は國債であつた。しかも、公債利率は前年の四%五から同年度には四%へ下げられ、償還期限も五年及び十年から二十年に延長された。今年になつてからは利率は更に三%五に引下げられた。かくの如き低金利傾向と公債手持の増加は銀行の業績を壓迫せずには置かないが、それと結びつけて獨逸諸銀行の合併及占領地域及びバルカン諸國への旺んな進出が考へられる。

一方、ライヒスバンク券の流通高は一九三九年末は百十七億九千八百萬マルクと前年比三十五億七千五百萬マルク増加、一九四〇年末は百四十億三千三百萬マルクと前年比二十二億三千五百萬マルク増加した。これは波蘭編入地方等のライヒスバンク券流通區域の擴大による所が多い。従つて物價指

數も一九三三年を一〇〇とする一九三九年平均は一一四・五、一九四〇年七月は一一八・六、本年六月は一二〇・五と僅かな上昇率しか示してゐない。これは勿論、獨逸の圓熟した高度の物價政策及び消費統制の結果でもあるが、「金」を裏付ける「物」が獨逸及び歐洲廣域圏から輸入されてゐることも考慮しなければならない。

次に政府資金によつて市場を壓迫された産業資金の金融状態について最近の新聞電報は次の如き興味ある記事を寄せてゐる。即ち本年上半期は活況を呈し、株式發行高は總額十六億四千四百萬マルクで、昨年上半期の五倍に増加したが、社債發行高は昨年上半期の六億一千八百萬マルク、昨年下半年の二億七千九百萬マルクに對して僅かに一億二百萬マルクに過ぎなかつた。しかも社債發行の過半は低金利に基く借換へであつた。従つて實質的に生産力擴充資金と見られるものは、株式發行額のうちでも主として大陸石油會社の如き獨逸企業の歐洲各國への進出に基くものであること、又株式發行高の過半を占める九億八千四百萬マルクはヘルマン・ゲーリング・コンツェルンの子會社に占められ、しかもこの國營コンツェルンの新領土に於ける經營に向けられてゐたことは特徴的である。

かくて戦時下獨逸經濟の具體的發展の方向は歐洲廣域圏の確立にあることが明らかとなつた。

(B) 歐洲廣域圏の具體化

獨逸の占領地の經濟再建は先づ通貨工作から始まつた。波蘭に於ては占領後早くも一九三九年九月二十三日のライヒ信用金庫令によるライヒ信用金庫券が軍票として發行された。その後波蘭の一部は東部地方として獨逸の行政區域に編入され、同地方に於ては舊ゾロテイ貨は法定支拂手段と認められずライヒスマルクが之に代つた。之に反し、總督管區となつた地方に於ては同年末新發券銀行が創設され、マルクとの一對二の比率の新ゾロテイ貨が發行され、舊ポルスキ銀行券及びライヒ信用金庫券は急速に回収された。かくの如く行政區域によつてその通貨工作は異つてゐるが、ライヒスマルクの流通圏の擴大を極力阻止してゐることは注目される。ライヒ信用金庫の活動はその後中絶したが、一九四〇年、スカンデナヴィア諸國及び和蘭、白耳義、佛蘭西等が占領されるや再び活動を開始した。一九四〇年五月三日及び十五日のライヒ信用金庫令によつて同金庫は上述の占領地に於ける獨逸軍隊及び行政官廳に對して通貨を供給する任務をもつて本店をベルリンに置き各地方に分庫を設置した。同金庫は三十億マルクを限度として同金庫券及金庫貨を發行した。併し、同金庫はそれら占領地域に於ける信用制度が整備する迄の過渡的機關であつた。従つて、占領地に新發券銀行が設立されるとライヒ信用金庫券は回収され、その活動範圍を縮小した。而してライヒスマルク建の信用金庫券と各占領地の通貨との比率は次の如くである。

一デンマーク・クローネ	五〇	ライヒス	ペンニツヒ	一ベルギー・フラン	一一〇	ライヒス	ペンニツヒ
一ノルウェ・クローネ	六〇	ライヒス	ペンニツヒ	一ルクセンブルグ・フラン	一一〇	ライヒス	ペンニツヒ
一オランダ・ギルダー	一一・五	ライヒス	マルク	一フランス・フラン	一一五	ライヒス	ペンニツヒ

これは占領前に比していづれもライヒスマルクのかなりの過高評價となつてゐる。一方、バルカン諸國に於ては清算マルクは公定相場に對して從來二三%乃至四〇%の打歩となつてゐたが、昨年十月から一率にそれを二〇%とし、バルカン諸國に對するライヒスマルク相場を統一した。かくの如くライヒスマルクに對する各國通貨の比率を安定せしめると共に所謂多角的清算取引が發展した。即ち、從來の單に兩國間のみの清算取引を漸次擴大し、やがて廣く歐洲各國の取引は凡てベルリンの清算金庫に設けられた各國の清算勘定に於て決済される仕組である。

以上の如き歐洲に於ける新通貨及清算制度に對して「エコノミック・ジャアナル誌」四月號のポル・アインツツヒの論文「ヒットラーの新秩序の理論と實際」は次の如く批評してゐる。即ち、マルクの引上げによつて獨逸は低價格で歐洲各國の物資を輸入し、且つ一方それによつて對手國の物價は引上げられ、加ふるに信用金庫券の代りに多額の紙幣を發行せねばならない。その上獨逸への輸出は

拒むことが出來ず、輸入増加を要求することも不可能であるから被占領諸國は徒らに清算勘定に凍結されたライヒスマルク殘高の代りに自國通貨を發行しなければならぬ。かくてアインツツヒは獨逸はかくる方法によつて占領諸國に人工的にインフレを惹き起してゐるのだと非難してゐる。この惡意ある論文は一面の眞理を含むものではあるが、歐洲各國よりの物資の圓滑なる補給は獨逸にとつては又戦時下の至上命令でもある。さればこそ獨逸の歐洲廣域圏確立への努力は一方に獨逸銀行、企業の進出に援けられながら歐洲の生産調整、技術改善に傾注されてゐるのである。

かくて歐洲各地は物資の補給に協力してゐるばかりでなく、又最近の獨逸戰の展開に伴つて一層甚しくなつた獨逸の勞力不足に對しても多くの貢獻をなしてゐるのである。獨逸は勞働條件の改善による勞力の吸收、勞働奉仕、捕虜の使役、婦人就業等によつて勞力不足に對處する一方、多くの外國勞働者を入植せしめてゐる。獨逸經濟相兼ライヒスバンク總裁フンク氏はワーゲマン博士の近著「多額の貨幣は何處から來るか」の序文に於て「多額の貨幣は多量の勞働から生ずる」と述べたが勞力不足こそ獨逸戰時經濟の現段階に於ける焦眉の問題であらう。

二、英國に於けるインフレの進展

(A) 物價の上昇依然顯著

英國の戰時經濟は、既に早くより倫敦エコノミスト誌の指摘する如く「インフレーションの發生を防止するといふよりは、その發展力を出來るだけ弱めねばならぬ」といふ段階に入つてをり、事實イン

(一) 英國の物價推移

年月	卸賣物價指數	ロイター調 卸賣物價指數	日人物價指數
一九三九年八月	一〇九・七	一一三・二	
一九四〇年一月	一四五・九	一二三・五	
同 六月	一五三・一	一二三・五	
同 十二月	一六〇・二	一二七・八	
一九四一年一月	一六三・七	一二九・七	
同 二月	一六三・五	一七六・六	
同 三月	一六五・六	一八〇・八	
同 四月	一六五・六	一八一・九	
同 五月	一六六・五	一八一・六	
同 六月	一六六・〇	一八一・六	
同 七月	—	一八三・〇	
同 八月	—	一八五・一	

(備考) 卸賣物價は一九三三年平均基準
日人物價指數は一九三五年平均基準

フレを防止しつゝ、軍需生産を急速度に高めるを目的とする各種の政策は、今年に入つて、益々積極的に採用されつゝあるが、併しその効果は未だに十分に上らず、依然としてインフレ不安に脅へ、その對策に腐心せねばならない實情にある。

物價が依然として上昇を止めないことは英國の最も大きな悩みの一つである。いま最近の推移を見ると表示の如くで、一九三三年平均を基準とした倫敦エコノミスト誌調卸賣物價指數の去る六月の位置は一六六を示し、戦前(一九三九年八月)に比し實に五一%の上昇率に當つてゐる。

無論今年に入つてからのインフレ阻止策で、卸賣物價の上

昇力は幾分鈍化したかに見える。即ち本年上半期間に於ける卸賣物價の上昇率は約3%で、昨年下半年に於ける5%に及んでゐないからである。けれどもそれは今後もその鈍化傾向が続くといふことを決して意味するものではない。ロイターの日々物價指數は六月以降更に上昇してをる。そして今後ほど確實に豫想される國防費の老老化や、ストックの減少、空襲による生産設備の破壊や、勞働力の不足、勞働賃銀の上昇不可避等といふ要因を考慮すると、米國の援英力が多少強化されても、物價の上昇力は容易に弱まらないと斷定して差支へないであらう。

英國は今次の戰爭に際して、早くから物價の急激な上昇を危険視して、種々と對策を構じた。供給省は原料品の物價統制に、食糧省は食糧品の物價統制に、商務省は食糧品以外の小賣物價の統制にそれぞれ専門的に當り、物價の上昇を阻止すべく努力した。けれども結果から見ると、それらの努力の效果はさして上つてゐない。第二表からも窺はれる如く、今次戰爭勃發後に於ける物價の昂騰度は、物價の騰勢に何等特別な人為的制限政策を採用しなかつた第一次大戰當初時に於ける同じ期間の昂騰度より強いのである。この點から考へても英國の物價統制が今や非常に困難となつてゐることが窺はれる。即ち今日まで採られて來た斷片的な物價抑制策を一新して、眞に全面的にして且つ強力な統一的物價統制策の確立が不可避となつて來てゐるのである。

(B) 勞賃統制の強化必至

けれども、さうした強力な物價統制の確立が容易でないといふことは、第二表に見られる如く英國勞働者の賃銀が相當著しく上昇してゐる點に容易に窺はれる。いま今次戰爭勃發後の賃銀指數の推移を戦前を一〇〇とした指數でみると、本年二月の位置は一一七である。即ち十八ヶ月間に一七%の上

(二) 物價・賃銀・生計費の
前大戰當時との比較

年	主要十一産業の賃銀指數	生計費指數
一九二四年七月	100	100
一九二五年七月	107.5	115
一九二六年一月	不詳	115
一九二六年七月	118	115
一九二七年七月	117.5	115
一九二八年七月	117.5	115
一九二九年七月	117.5	115
一九三〇年八月	115	110
一九三一年二月	111	107

昇である。第一次大戰當時に於て賃銀率が一七%上昇するに於ける、賃銀上昇度の強いことが窺はれよう。しかも生計費の上昇力は今次大戰に於ける方が、前大戰に於けるよりも僅かではあるが弱いて於ておやである。勞働賃銀の上昇力が強度である一つの理由は、無論勞働需の増加が急激といふ點にある。英國の失業者數は戦前(一九三九年七月)に百三十五萬人を數へてゐたが、昨年七月には七十六萬七千人に、本年七月には三十萬二千人にまで激減してをる。斯うした失業者の激減が賃銀を上昇せしめた他の

原因として見逃せない點は、英國の勞働組合が強い勢力をつてゐるためである。即ち英國の賃銀勞働者にして勞働組合に加入してゐる者は、物價が騰貴すると直ちに賃銀の改訂を要求する勞働組合賃銀協定を自動的に持つてゐる。賃銀と物價が惡循環の上昇を演ぜねばならぬ如き機構が一應出來上つてゐるのである。従つて戰爭勃發後間もなくして英國の産業界は賃銀引上の要求に慣はされつゝ、今日に至つてゐる譯だ。そして炭抗夫の賃銀の如きは既に五回に互つて引上げられてゐるのである。

だが、上述の如く賃銀の上昇が比較的著しく、しかもその上昇の基礎に物價と賃銀の上昇が惡循環的上昇を演ぜねばならぬが如き機構のあることは、英國の戰時經濟運営上の一つの大きな脆弱點である。インフレの悪性化を飽くまでも阻止して、戰時經濟に安定性を與へるためには、何よりも先づ物價の上昇に應じて自動的に賃銀を上昇せしめるといふ勞働組合協定に、大きなメスを加へねばならぬ。無論それが非常に困難な仕事であるといふことは、賃銀に對する戰時政策の確立が最も遅れてゐる點からも窺はれる。が、併し今やその困難な仕事を遂行せねばならない段階に來てゐる様である。

(C) インフレ一段の激化へ

英國の本年度の歳出豫算は第三表示す如く總計四十二億七百萬磅となつてゐる。内國防費は三十五億磅で、歳出の八三%に當る巨額である。が、一般の豫想では國防費の一段の増加は必至で、歳出

(三) 最近の英國財政推移 (單位: 萬磅)

歳出總額	一九三八年度	一九三九年度	一九四〇一年度	一九四一年度 (増稅前)	一九四一年度 (増稅後)
内國	1,066 (100%)	1,111 (100%)	3,184 (100%)	4,107 (100%)	4,107 (100%)
直接	221 (21%)	250 (23%)	3,130 (98%)	3,500 (85%)	3,500 (85%)
間接	499 (47%)	566 (51%)	778 (24%)	978 (24%)	1,129 (28%)
その他	346 (32%)	395 (36%)	581 (18%)	631 (15%)	630 (15%)
借入	31 (3%)	31 (3%)	50 (1%)	27 (0%)	27 (0%)
借入	141 (13%)	77 (7%)	2,475 (77%)	2,571 (62%)	2,411 (59%)

(註) (一) 各年共四月に始まる會計年度実績、一九四一年度は豫算のみ。
(二) 一九四〇年度以降の國防費は全部 Vate of Credit
(三) 直接税は所得税、附加所得税、相続税、國防税、超過利得税、その他内國税の合計。
(四) 間接税は關稅、消費税、印紙税、自動車税の合計。

も五十億磅を突破するものと見られてゐる。四〇年度の歳出三十八億八千萬磅に比し、注目し値する増加である。而して四十二億磅といふ歳出は、大體増稅によつて十一億二千九百萬磅にまで激増した直接税(四〇年度は七億七千八百萬磅)に、六億三千萬磅の間接税、二千七百萬磅の「その他歳入」と二十四億二千百萬磅による借入金によつて賄ふ手筈となつてゐる。借入金によつて賄ふ分は五七%である。併し歳出が五十億磅にも達する様になると借入も當然増加せねばならず、斯くてはインフレーションの深化も必然といはねばならぬ。

英蘭銀行の紙幣流通高は累月増加の一途である。本年一月の五億九千九百萬磅から四月は六億二千萬磅、八月は六億六千萬磅へと、八ヶ月間に五千五百萬磅の増加である。昨年一ヶ年間の増加高は七千二百萬磅であるから、増加率は決して鈍つてゐない。然るに平和産業の整理が進捗してゐる上に、軍需生産が目立つて増加してゐるとも考へられないから、物價の上昇するは當然である。英國のインフレは今や明瞭に激化しつつある。

三、米國軍擴經濟の擴充過程

(A) 國防費の膨脹

獨戰の不可避性に就いては既に誰も謳ふ者はなく、今やその時期も刻々と切迫しつつある。ために「民主々義防衛の武器庫」として軍需生産力擴充に努力して來た米國も、それに加へて直接自己防衛のための、否進んで敵を攻撃するための武力充實に邁進せねばならなくなつてゐる。斯くて國防豫算は先づ一見無鐵砲に見られる如くに膨脹せしめられ、それを中軸として米國の經濟は次第に大きな變貌を遂げんとしてゐる。

然らば國防費は如何に膨脹してゐるか。一九四一會計年度の國防豫算は昨年初頭に十八億弗と計上

されてゐたが、年末には六十五億弗に増額改訂され、一方四二年度豫算の國防費は百八億弗で總歲出の六二%を占めるに至つた。更にそれは去る六月一日の豫算局推定では百五十五億弗に増加し、四〇年度に比して十倍、從來の最高國防費たる一九一九年度の百十億弗を遙に突破してゐる。

しかも「將來國防計畫の進展と共に更に増額改訂の必要」とされてをり、事實その後も尙巨額の國防豫算が追加されてゐる状態で、豫算教書も進行中の國防計畫の終局の所要額は何人の豫測をも許さ

(四) 米國々 防費(單位百萬弗) ないと迷べてゐる位だ。

飛行機	一、九五七	而して去る七月二十五日國防生産管理局の發表によれば國
軍艦及船舶	八、四八三	防計畫關係豫算は昨年七月一日以後過去一年間に五百七億八
銃砲及彈藥	八、〇八一	千五百萬弗に達したとのことである。これは政府豫算及び豫
工業施設	五、五三〇	算外の政府機關による融資、英國の注文額三十六億六千九百
兵營、倉庫等建造	四、三三三	萬弗を含んでゐるが、驚くべき巨額で、その内譯は第四表の
其他設備及器具	四、〇〇〇	通りである。
雜費(給與旅費等)	八、三八一	
合計	五〇、七五五	

(備考) 紐育タイムズ七月二十六日號による。

これは勿論數年に渡る豫算をも含んでゐるのであるが、同年度の實際の國防支出は六十九億四千萬弗であつた。

だが如何に國防費が巨額となり、國防計畫が老대화しても、その具現は米國の軍需工業の生産能力に制約されざるを得ないが、八月クヌードセン國防生産管理局長官は本年六月で終つた前會計年度中の國防生産額は九十億弗で、本會計年度にはこの額は二百億弗、明年度には三百億弗を豫想され、その場合國防生産額は米國生産力の三分の一を占めるだらうと發表した。

米國の軍擴は後述の如く今後幾多の障害に悩まねばならないが、政府が積極的に政府資金をもつて軍需工場の擴張新設を急いでゐることは前表中で工業施設費五十五億弗が計上されてゐることによつても明かで、米國の國防計畫をその數字の巨大さによつて單なる机上計畫と輕視することは出來ない。現に世界一を誇る米國の豊富な經濟的潛勢力は文字通り急ピツチで軍擴に動員されつゝある。

併し、以上の如き歲出の激増の結果、財政の赤字も巨大な増勢を示してゐる。無論國家支出の増加は國民所得の増加を齎らし、稅收入を増加せしめてゐるが、併しその増加は巨大な歲出に比せば九牛の一毛にも足らない。斯くて増稅と公債の増發が必至となるのだ。

然らば四二年度の老犬豫算は如何にして調達されるか。本年初頭の豫算教書に於ける總歲出は百七十五億弗、歲入は八十三億弗で、赤字九十三億弗の補填策が示されてゐたが、六月一日豫算局發表の推定豫算に於ては總歲出二百二十二億弗、總歲入九十四億弗で、赤字は百二十八億弗に増加した。從

つて赤字増加は三十五億弗で、その補填策が必要となつた。モーゲンソー財勢長官は四月二十四日下院歳入委員会に於てこれに對處すべく總額三十五億弗に上る劃期的増稅案を發表した。これは四二年度豫算の財源として三分の二を税金により、三分の一を公債に仰がんとする編成方針を則つたものである。その稅制改正の骨子は次の四點である。

- 一、個人所得稅附加稅率の大巾引上げ（最低率は一一%、この増收見積十五億二千一百萬弗）
- 二、相續稅及び贈與稅率の引上げ（増收見積三億四千七百萬弗）
- 三、法人所得附加稅を課す（純益二萬五千弗以下は五%、それ以上は六%、増收見積九億三千五百萬弗）

四、國內消費稅の新設及び増額（増收見積十二億三千三百萬弗）

以上の増收見積を合計すれば四十億三千六百萬弗となる。（本年度に於ては三十五億弗）この大増稅案は購買力吸收によるインフレ阻止を狙つてゐるのであるが、その實施期の遅れるため、本年度に於ては二十億乃至二十五億弗、とも推定されてゐる。従つて本年度の歳入は百二十億弗に近づくと思はれる。

だが以上の如き大増稅を行つても尙本年度の赤字は百億を超えるものと思はれ、それは當然公債に

(五) 公債現在高(百萬弗)

一九三二年六月	一九、四八七
一九三三年六月	三三、五三九
一九三四年六月	二七、〇五三
一九三八年六月	三七、一六五
一九三九年六月	四〇、四四〇
一九四〇年六月	四三、九六八
一九四一年一月	四五、八七七
同 五月	四七、七二二

よつて賄はねばならないが、今後に於ける國債高の激増を思ひ半に過ぐるものがあり、米國の經濟界に暗影を投ずるものであらう。が、それは兎も角として、いま米國公債高の推移を見ると第五表の如く、過去二ヶ年足らずの間に約七十億弗といふ巨額の増加を示してゐる。而して本年一月一日現在高は四百四十一億弗に達し、一般借入限度四は百五十億弗に近づいたため國防計畫のため許された特別借入限度四十億弗を加へた現行公債發行限度四百九十億弗を六百五十億弗に引上げ、且つ今後發行される公債には所得稅を賦課される案が二月に成立した。又五月一日からは利廻二分五厘及び二分九厘の國防貯蓄債券が賣出された。これは公債を一般大衆によつて消化し、併せて購買力の吸收を目的としてゐる。が、既に一九四一年度に於て十一億弗に達する公債利子は今後公債増發と共に米國財政の悩みの種となるであらう。

(B) 信用インフレ現段階

だが、此處に注目されねばならぬことは、上述した如き巨額の政府支出も今のところ比較的無難に消化されてゐるといふことである。即ち米國の銀行界は巨大な遊資をもつて軍擴と生産力擴充資金を

十分に賄つてゐるのである。

いま全米國銀行の貸出及び投資の推移を見ると、第六表の如く第二次歐戰勃發後に急増してゐる。即ち戰爭直前の一九三九年六月末現在に於ける貸出及投資額は四百九十九億弗であつたが、本年四月四日現在には五百六十一億弗へと、過去一年十ヶ月間に約六十二億弗の増加を示した。所謂大スベン

(六) アメリカ全銀行預金の貸出及投資に對する比較(百萬弗)

預金總額	貸出及び投資
一九三九年十二月末	五五、二八九
一九三九年十二月末	五八、四一七
一九三八年十二月末	三八、五〇五
一九三八年六月末	四〇、三一九
同 十二月末	五三、一九五
同 十二月末	四七、三八一
一九三九年六月末	五四、〇五四
同 十二月末	四八、九三九
一九三九年六月末	五五、九九二
同 十二月末	四九、九一六
一九四〇年三月末	五八、三四四
同 六月末	五〇、八八五
同 六月末	五九、〇一七
同 十二月末	五一、一三五
同 十二月末	五一、三三五
同 十二月末	六〇、五八二
同 十二月末	五四、一八八
一九四二年四月四日	六五、三二〇
(備考) 預金インターバンク預金を含まず。	五六、一四八

デング政策で景氣の昂揚を計つたニューデールの五ヶ年間に於けるその増加額が八十六億弗であつたことに比較するならば、如何に過去二ヶ年弱の間に貸出及び投資が急激に増加したか判る。しかも五百六十億弗といふ水準は一九二九年末の五百八十億弗に近く、過去十年來の最高記録なのである。然らば次にさうした貸出及び投資の推移をより内容的に検討して見よう。いま全國加盟銀行の資金運用状況を見ると、貸出總計は戰前(一九三九年六月末)の百卅一億四千萬弗が本年四月一日現在には百五十八億七千萬弗に約二十七億三千万弗を増加し、投資總計は同じ期間に百九十四億六千万弗か

ら二百三十一億弗に約三十六億四千萬弗を増加してをる。而して投資の大部分が政府證券に向けられてゐることはニューデール以來の顯著な傾向であるが、この傾向は第二次歐戰勃發後に於ける政府證券への投資額は戰前即ち一九三九年六月末の百三十七億七千萬弗から、本年四月四日現在には百六十九億八千萬弗に約三十二億弗の増加を示してをる。而してこの間その他の證券への投資額は三十一億弗から二十九億弗く反對に減少してをるのである。

尙ほ米國の有力銀行たる百十一都市の報告加盟銀行の資金運用状況を見ると、貸出は戰前即ち一九三九年六月の八十一億四千萬弗から本年五月の百億弗に約二十億弗近くの増加を示し、政府證券への投資は百億弗から百四十億弗へ約四十億弗の増加を示した。而してその他證券への投資は三十二億四千萬弗から三十七億弗に約五億弗を増加してをる。

以上を要するに米國の銀行は都市、地方及びその規模の大小を問はず、政府證券への投資を特に増加させ、しかも一般貸出も相當の増加を示してゐることが明かである。而してこの貸出の増加は、昨年十一月通過した一法律によつて政府註文の契約を持つ業者が該契約を擔保として銀行から融通を受けることが許されたため特に拍車をかけられた點も見逃すことは出来ない。そのため貸出の増加は全國的傾向となり、本年四月の聯邦準備局月報もこの點に就いて次の如く言つてをつた。即ち「貸出の

増加は一部の地方を偏したのではなく、昨年末までのところ殆んど全国的に起つてゐる。農村地方の加盟銀行の如きも都市程でないが、商業貸付のかなりの増加を來してゐる」と。

だが以上の如き貸出及び投資の激増が、預金のより巨額の激増によつて何等の困難なく處理されたことは注目すべきで、米國戰時金融の現段階が國債の非常なる増加にも拘らず、比較的平靜を保ち得てゐた所以のものは、實に預金が過去二ヶ年足らずの間に文字通り激増したために外ならない。いまその増加状況を見るに第六表に示した如く一九三九年六月末から本年四月までに實に九十二億弗を増加し、同じ期間に於ける貸出及び投資の増加額六十二億弗より約三十億弗に上る多額の増加額を示してをる。報告加盟銀行の預金高を見ても、當座預金は一九三九年六月の百七十億弗より本年五月は二

(七) 米國の通貨金融統計(十億弗)

一九三九年六月	二六・一	一〇・一	四・二	七・〇
同 十二月	一七・六	一一・四	五・〇	七・五
一九四〇年三月	一八・四	一一・二	五・六	七・五
同 十二月	二一・九	一四・〇	六・六	八・七
一九四一年三月	三三・三	一三・六	六・六	八・九
同 五月	三三・五	一三・七	五・八	九・三

百三十億弗に約六十億弗の増加であり、定期預金も同じ期間に僅かではあるが二億四千萬弗を増加してをる。

然らば以上の如き預金の激増は如何にして齎らされたか。その主要源泉が海外からの巨額の金流入にあることは、第七表によつて明かである。歐戰勃發後米國の輸出超過や歐洲大陸からの逃避資金の流入のため、米國政府の金保有高は戰前

の百六十億弗から本年五月には二百二十五億弗に約六十億弗の激増を示してをる。而してこの金流入が、先づ預金の増加を結果し、その一部は公債の購入資金となり、一部は貸出の増加を刺戟して通貨流通高の増加を齎らし、一部は過剩準備金を構成してをる。而して財政支出の増加に伴ふ資金需要の

(八) 聯邦準備銀行主要勘定

(百萬弗)

金 證 券	一九三九年九月	一九四〇年六月	一九四一年五月
準備總額	一四、六七一	一五、〇三三	二〇、三三三
割引手形	六	一八、二一〇	三〇、〇六八
中小産業貸付	二	二	二
手持政府證券	二、八〇三	二、四六六	二、一八四
聯銀券流通高	四、七一九	五、三四七	六、六三三
預金總額	二二、九五三	一五、二二三	一五、九五七
準備率	八五%	八八%八	九一%二

増大が、前述した如き巨額な金流入に基づく市中銀行の預金増によつて殆んど難なくカバーされたことは、聯邦準備銀行の主要勘定を二見すれば明かである。即ち聯銀流通高の増加は割引手形や貸付や手持政府證券の増加によつて、なく、一に金證券の増加に基いてゐるからである。

これは要するに巨額の金流入が創出した豊富な資金によつて、米國はその戰時經濟の擴充に必要な資金を充分に賄ふことが出来た。しかも現在尙ほ六十億に上る過剩準備が存在してをる。けれども問題は米國がその金を輸入資金として充分に活用し得ない點にあり、斯くては金流入に基く通貨流通高の増加は信用インフレを刺戟せねばならず、従つて聯邦準備制度理事會調査局長ゴールデンワイザー氏が言ふ如く「重要商品の生産に若し今後ポトルネツクの現象が発生すれば、イ

インフレを起す危険性が非常に多いのである」。

(C) 米國戰時經濟の新段階

然らば今後米國の生産は軍擴計畫の進捗に支障を起させず、且つ現に發展しつつある信用インフレを悪性インフレの傾向に脱せしめない程度に、充分に増加し得るであらうか。先づ今日までの生産増加の推移を聯邦準備局調の生産指數によつて大觀すると、表示の如く、總生産指數の大戦勃發前即ち一九三九年六月に於ける位置は一〇二であつたが、戰爭勃發と同時に急増し、同年十二月は一二六に上昇した。併しその後一九四〇年の第一四半期は歐洲戦局の停滯を反映して生産は低下したが、五月に入つて佛蘭西の崩壊と英本國の危機が傳へられるや、大統領は大軍備擴充計畫を發表し、生産は再び軌道に乗つて増加し始めた。即ち昨年九月の指數は一二五であつたが、同年末には勞働爭議の激増にも拘らず一三九にまで急上昇を示し、三月には一四三といふ記録的水準に到達した。而して本年四月の水準を戦前の位置に比較すると、三七%の増加に當つてをる。

けれども無論、軍需生産部門に於ける生産の増加には、眞に驚異的のものがある。それは總生産指數に於ける三七%の上昇率の比ではない。いま鐵鋼、航空機、造船、機械生産部門に於ける生産増加を見るに、戦前即ち一九三九年六月に於ける生産指數の位置に對して本年四月の位置を比較すると、

	總生産	鐵鋼	航空機	自動車	機械	造船	纖維
1939年 6月	102	94	160	86	98	126	109
9月	113	128	181	92	108	136	114
12月	126	168	239	121	125	144	126
1540年 3月	112	106	263	120	123	156	99
6月	121	154	364	106	128	170	107
9月	125	164	517	109	145	220	116
12月	139	181	624	134	163	261	140
1941年 1月	140	174	686	149	173	291	134
2月	141	168	726	159	176	316	135
3月	143	168	751	144	181	322	144
4月	140	160	801	110	192	339	155
戦前6月に對する本年4月の増加率(%)	+ 37	+ 70	+ 400	+ 28	+ 100	+ 169	+ 42

(備考) Federal Reserve Bulletin に據る。1935—39年平均100をとす。

それ〱七〇%、四〇〇%、一六九%、一〇〇%といふ非常に高い上昇率を示してゐる。自動車生産の増加率が低いのは、政策的な生産の削減によるものであるが、兎に角軍需生産の上述の如き激増にも拘らず、總生産指數の増加率が低いのは、所謂平和産業の生産が停滯してゐることを示し、平和産業と軍需品生産の跛行性を露呈してゐる。

だが問題は以上の如き生産の著増傾向が今後もその増加率を弱めずに發展するか否かである。今年の上半期に於いて米國の國防費は月十億弗平均で消化されたと言はれてゐる。年百二十億弗に當るが、それ位では無論非常に不充分である。今日までの生産増加も設備の増設に基くものが多かつたが、それらの設備の中に

は大體今年末頃から活動を開始するものが尠くないから、今後實質的軍擴の進捗も案外はかどるので

はないかと想像されるが、併し早くも一部には各種の物資の不足が叫ばれてゐる。就中、アルミニウム不足は今や米國軍擴の進涉に輕視し得ぬ打撃を與へんとしてをり、その他生産擴充に不足を訴へる物資が増加しつゝある。米國の軍擴が老大で且つ急速である點に鑑み、それがあつた段階に達すれば、不足する物資の生ずるは當然であるが、無論それは當然として放致し得ないのであつて、此處に民需を壓迫する政策が次第に廣汎に具體化せねばならなくなる。同じことは勞働部門に就いても言へるのであつて、勞働爭議に對する政府の彈壓が次第に強化され、しかもそれが合法化されつゝあることは前述の民需壓迫政策の廣汎化と共に、米國の戰時經濟が明白に新しい強化への基礎を固めねばならなくなつて來てゐる證左に外ならない。低物價政策堅持のためにも政府は今や物價統制局に廣汎な制裁權を與へねばならなくなつてをり、そのための法案を七月十六日議會に提出してをる。果して戰時經濟の上述した如き新段階がスムーズに展開し得るかどうか。既に政府の勞働、物價、生産政策に各方面から強固な反感が高まりつゝある。米國戰時經濟も漸く多難な段階に入つて來た。

第三節 英米の攻勢強まる東亞及び南方情勢

この期間に於ける東亞及び南方の諸情勢は、實に騒然たるものがある。即ち、先づA B C D對日包圍陣の結成が傳へられた。更に獨ソ戰の勃發によるソ聯の反樞軸陣營參加が決定し、抗日重慶及び中國共產黨の背後から抗日戰を使喚して來た英、米、ソ聯の極東に於ける戰略的合作が進められてゐる。而かも英米の對日攻勢は、皇軍の南部佛印増派を轉機として日本資産の凍結手段に出ると共に、日本の泰佛印國境紛争調停以來、共榮圈の一環として親日的傾向にある泰國に對し恫喝的な強壓が加へられるに至つてゐる。

斯くの如く諸情勢は悪化の一路を辿つたが、以下本節においては、(一)A B C D包圍陣の結成、(二)英米の攻勢下にあつて苦境に立つ泰國の諸情勢、(三)獨ソ戰後の國際政局を反映し、新四軍問題以來の對立的關係を清算して、合作強化の方向に向ひつゝある國共關係の現段階、(四)成長途上にあつる南京政府の近狀等の諸問題について述べやう。

一、A B C D 對日包圍陣の強化

一七〇

所謂A B C D包圍陣とは、英米の重慶援助が抗日戦とビルマルト防衛問題を中心にして軍事的連繫に迄發展したA B C同盟と、他方西南太平洋の舊秩序を維持し日本の南方進出を阻害せんとする英米（馬來、濠洲、比島）と蘭印の戰略的連繫線、即ちA B D同盟との合體したものと解される。

A B C同盟の結成は、從來行はれて來た英米の經濟的援助に平行して、最後の援蔣路たるビルマルトの防衛問題を中心に、去る六月初旬シンガポールに開催された英蔣の軍事會議で、具體的に決議されたと云はれる。この會議について、當時の南京同盟電は、英國側ボツパム極東軍司令官、スミス馬來總督、重慶側代表商震等の代表間に英蔣軍事同盟に關する會議が開催されたとのみ傳へてゐるが、その後蔣介石は六月十五日英國大使館附武官テニス少將の來訪を求め、右軍事會議について懇談の結果、兩者の意見一致を見、ダウン英極東軍總參謀長は、シンガポールから重慶に飛來し最後の取極を行ふことになつた。従つてかゝる英蔣間の軍事會談の結果として重慶側は、四月マニラにおいて開催せられた英米蘭會談後の體制に積極的に參加することを決定したものと見られるが、右軍事同盟の内容に關しては次の如く報ぜられた。

- 一、軍事同盟は、日本の南進開始の場合發動する。
 - 二、重慶は特定部隊をビルマに進駐し濠洲軍と共に英極東軍總司令官の指揮下に入る。
 - 三、重慶は英國の要求に應じ、雜役の提供をなす。
 - 四、ラシオに於ける空軍基地を擴張し、重慶軍の火藥庫を設置する。
 - 五、重慶軍のビルマ進駐前に英國より軍事教官を派遣し西南地區の重慶軍を訓練する。
 - 六、英國はシンガポール、ラングーン等における援蔣物資輸送を全面的に支援する。
- かゝる内容の連繫はその後着々具體化されてゐる模様である。例へば皇軍の南部佛印増派當時、シンガポールより傳へられたビルマ及び英領マレーの兵備狀況は、右の事實を裏書してゐる。即ちビルマ方面においては、シャンステート附近一萬、マングレー附近二萬、ラングーン附近二萬、ビルマ領の北部マレー半島附近一萬の合計約六萬で、この内譯は、白人兵五千、印度兵一萬、土民兵一萬、支那兵三萬五千が配備され、一方英領マレー方面に於ては、ピナン附近二萬五千、コタ附近一萬、西海岸一萬、東海岸一萬、シンガポール附近二萬の合計七萬五千が在り、この内譯は白人兵二萬五千、印度兵三萬五千、馬來兵一萬、支那兵五千といふ英蔣間の聯合戦線を構成してゐる。一方泰國及び佛印を圍繞する空軍基地も英蔣連繫下に擴大整備され、最近ではビルマ、マレーを通じて合計五十乃至七

十の空軍基地が存在してゐると報ぜられてゐる。

ABC軍事同盟におけるBC間の連繫は以上の如き動きを示してゐるが、一方米國の重慶に對する態度は、從來の物資援助の形式を脱し、殊に最近は、軍事、政治、經濟の全般に亙り重慶政府の指導者の地位にある。即ち軍事的援助の方面においては、重慶空軍の再建に主力が注がれてゐるが、今春、米國は滯米中の經濟作戰部長宋子文の要請を容れ、新鋭戦闘機（カーチスP五〇型）百機を支那側に提供することを約し、そのうちの約五十機は既にビルマのラングーンに到着し、英米協力下にその一部は重慶方面に空輸せられたと傳へられる。更に比島の陸軍航空司令官クラゲットは幕僚及び航空専門家を帶同して重慶空軍の現状並びに空軍基地を視察して六月上旬マニラに歸還した事實がある。このクラゲット一行の目的は、第一に支那空軍の再建を企圖することであり、第二には、日米戦に際して支那の空軍基地を米國が利用せんとするものと視られる。なほ航空機の重慶輸送と共に、米國は重慶空軍の訓練及び人員不足の補はんとして、陸海軍飛行士を義勇飛行士として重慶に送り、既に六月技師五十五名、飛行士六十六名が重慶に到着してゐる模様である。また八月二十六日の紐育電は、マグルーダー代將を首班とする軍事使節團を重慶に派遣することに決定したと傳へ、これに就いて胡適は、マグルーダー代將一行の米國使節は、現在支那が必要とする軍需資材について調査するのみならず重慶軍の戰略的配備状況についても検討するものであると語つてゐる點、米國の重慶に對する軍事的支配の一端を示すものとして注目される。

また政治經濟の面に於ける支配は、二月カリー特使の重慶訪問を轉機として、五月にはゴース新大使の着任を見、更に六月には法幣安定資金委員會米國側委員エマヌエル・フォックス、ウイリアム・テラー、ウォルター・フリーズの三名が派遣せられ、また蔣介石の政治顧問としてオーウェン・ラチモアが派遣された。而かも七月に入つて、重慶空軍再建の米人飛行士及び技術員が續々シンガポールに到着したと傳へられると共にビルマルート建設委員としてアーンスタイン、ヘルマン、デヴィスの三名が重慶に到着してゐる。以上の動きからみても、米國の重慶に對する關係は單なる援助國と云ふよりも寧ろ支配的關係にあることが首肯される。

一方、南方における英米の屬領（濠洲、比島、馬來）と蘭印が戰略的に結び付いた所謂ABD線の成立は、四月上旬マニラに開催された英、米、蘭の現地代表會議によつて具體化されたものである。この英米蘭の現地首腦者會議の内容は嚴秘に附され知るべくもないが、その出席者が、英極東軍總司令ポツパム大將、和蘭外相クレフェンス、米駐比高等辨務官セイヤー、米アジア艦隊司令長官ハート大將等である點からしても、本年一月、ワシントンで行はれたハル國務長官、ハリファックス駐米英

大使、ルードン駐米和蘭公使、ケイシー駐米濠洲公使等の西南太平洋に關する對日共同作戰會議の延長として、これ等諸國間の軍事的連繫に關する具體案が決定されたことは疑ひない。従つてこの會議を契機として、英米の企圖する對日包圍體勢は、アラスカよりハワイ、比島、濠洲を経て蘭印、馬來、ビルマにわたる太平洋の包圍線が完成され、その後更に前述の如き、ビルマルト防衛に關する英米蔣の連繫線を加へて、所謂A B C D包圍線は結成せられたのである。

斯くの如くして結成されたA B C D包圍線の最近に於ける動向は、先づ七月末の皇軍佛印増派に對し、蘭印及び英米屬領の對日資産凍結が行はれ、更に泰國の對日クレヂット供與及び滿洲國承認問題に關し、英蘭印協同の泰國脅喝行爲が續けられてゐる。また獨ソ戰の波紋は、A B C D線の最も攻勢的な役割を演じてゐる支那の國共合作戦線に重大な響影を與へた。八月上旬のチタ會談は、ソ聯と中國共產黨及重慶側の代表者間に、獨ソ開戦後の新事態に對する對日共同作戰が練られたと傳へられてゐる。而かもこの會談を契機としてA B C D包圍線は、更にソ聯の参加によつてA B C D R戦線に迄擴大せんとする形勢にある。

英米はまた、最近南東アジアにおけるA B C D線の連繫強化について再検討を企圖し、特に大臣級の人物を特使に任命して現地に派遣し、具體策を検討せしめてゐる。即ち九月下旬米國は經濟特使グ

レーゼイを比島及び蘭印に送り、英國は八月下旬ダフ・クーパーを米國經由でシンガポールに送つてゐる。米國特使の目的は、初め比島經濟の現状調査、即ち比島の軍需資材確保、輸出許可制及び資産凍結令實施の狀況並びにその影響などにつき、實情を視察するにあつたが、更に蘭印と米國との經濟關係、ビルマルトに於ける對蔣援助物資の輸送狀況と南方諸國全般にわたる經濟調査をもその使命とすると報ぜられ、また英特使ダフ・クーパーの使命は、戰爭遂行のため南方圈における英屬領間の防備及び連絡調整に關し出先官憲と協議をとげ、その協力關係の具體策につき調査報告するにあると云はれる。米國特使は約三ヶ月にわたり比島、蘭印、馬來、ビルマ、印度を視察する豫定であり、英特使は約四ヶ月の豫定をもつてシンガポール、蘭印、濠洲、ビルマを巡歴し、場合によつては、香港、重慶、印度方面をも視察する意向と傳へられる。殊にダフ・クーパーは往路米國を經由しワシントン政府と充分協議を遂げたが、歸途もまた米國を經由する模様で、この點からしても、英國がその東亞政策の遂行に當つて米國の援助協力を懇請せんとする意向が明白に看取される。従つて兩特使の使命は、英米相互間に充分の連絡があるものと見られ、特に英國が西南太平洋に關する米國の指導的役割を尊重せんとしてゐる點が注目される。

以上英米兩特使の使命に見られる如く、英米は歐洲戰の長期化に對應してその主力を太平洋方面に

注ぐため、東南アジアの軍需資源確保を目指して新政治經濟體制を樹立すると共に對日包圍陣の強化を着々完成しつゝある現状である。

二、岐路に立つ泰國の情勢

世界の視聽は今や泰國が日本側につくか、英米側につくかの一點に集中されてゐる。泰國は大東亞共榮圏の一環としてタイ人のタイ建設を全うし得るか、或は從來の英國勢力に押されてその支配に屬するか、まさに重大岐路に直面してゐる。而かも皇軍の南部佛印増派後、泰國は、大東亞共同防衛線とA B C D包圍線との新たな接觸點として一觸即發の危機を孕むに至つてゐる。

英國の對泰工作は、昨年末泰佛印國境紛争が激化するやこれを利用して泰國を自己の陣營中に參加せしめんと暗躍したが、日本の調停成功によつて、この企圖は失敗に歸し、その後は米國或は蘭印との合作により經濟的政治的軍事的の凡ゆる手段を弄して、日泰間の友好關係を離反せんと畫策して來た。併し、かゝる英米の對泰工作に對する泰國の解答は、對日クレジット供與であり、泰國の滿洲國承認であつた。斯くの如き泰國の對日接近傾向に對して英米の對泰工作は、更に強化せられ、懷柔に威嚇に熾烈な諸工作が續けられてゐる。

即ち日本軍の泰領進駐を放送し、或は英領の失地回復を好餌として泰國の對日經濟關係を封ぜしめんとし、更に國境地帯の軍備を誇大に宣傳して威嚇する等の工作が續けられ、また一方に於いては、泰國に於ける英米の金融的支配力を背景として内部的な經濟工作により泰國を自己の手中に收めんとしてゐる。かゝる英米の重壓下に泰は敢然として「大東亞に於ける泰」の獨立と自由を確保せんとし、雄々しくも苦難の路を歩んでゐるが、泰の現實に直面してゐる事態が如何に苦難の途であるか。以下泰の内藏する經濟的政治的性格について少しく觸れてみよう。

泰國經濟の特質は、凡ゆる部門に於いて英國の支配下にあることである。先づ貿易關係に就いてみれば英國は、一九三九年、一九四〇年に於て泰國の貿易總額の五八%から七四%を占め、シンガポール、ピナン、香港の中繼貿易に依存する泰國の輸出入商品を抑へてゐる。殊に泰國の主要輸出品たる米、錫、ゴムの輸出市場として英屬領は決定的な支配力を有してをり、これ等商品による輸出超過額によつて國民經濟を營む泰國にとり、英國の貿易面よりする重壓は重大なる影響を有してゐる。而かも泰國經濟に對する英國の壓倒的支配力の基底をなすものは、泰國財政上に占める地位にある。

泰國の紙幣發行準備に關して英國の有する勢力は泰國の全經濟を思ふまゝ引きすつて行く最も有力な威嚇の道具であらう。一九四〇年十月八日現在の泰國兌換券發行額は約二億二千百萬銖(バーツ)で

あり、これに對する發行準備額は二億二千二百萬銖で、法定の一〇〇%を超過する健全財政であるが、併しこの準備額の内容を検討するならば、その大部分が英國の掌中に握られてゐることを知る。即ちそのうちの四千萬銖が英貨證券として、また約八千萬銖が銀行預金として英本國に在り、半凍結の状態に陥つてゐる。更に英國が泰に扶植してゐる經濟勢力は、各主要産業部門に於て六〇%以上の割合を占めてゐるが、殊に錫鑛業の如きは殆んど英資本の獨占下に置かれ、英人經營工場は全投下資本の八〇%に當つてゐる。以上が泰國經濟に占める英國の絶對的な支配力の實情である。

次に泰國の經濟を支配するものは、最近迄重慶と英國資本に操られて來た華僑の經濟的支配である。泰華僑の實際人口は約二百五十萬以上と發表されてゐるが、彼等は一般商人、高利貸、貿易商として泰國の商權を握り、また泰の主要輸出商品たる米の集荷及び精米、輸出をその手中に收め、泰人口の八〇%を占める農民大衆を搾取の對象として來た。更に、泰國の貿易出超額は最近十年間四千九百萬銖を示し、國民經濟はこの出超額にのみ依存して來たのであるが、一方泰華僑の本國送金年平均額は二千五百萬銖に及び貿易差額の約半分以上を占めてゐるのである。昨年度の如きは國際情勢の不安に影響され多額の軍需品を購入した爲、華僑送金を差引けば泰國の國際收支は差引ゼロになつてゐる。なほ今後とも軍事費の膨脹が豫想される以上、この方面からする泰國經濟の危機は増大すること必

至である。斯くの如く泰國の經濟は、一方において英帝國の重壓下に在ると同時に、内部的には重慶及び英國資本と密接な關係にある華僑の經濟的植民地の役割を負つてゐる。

以上の如き深刻な經濟的惡條件と闘ひつゝ敢然と立ち立つた新國泰國の指導者は、ピブン首相を盟主とする若き人民黨の人々で、此等人民黨の人々によつて一九三二年六月の立憲革命は成就された。

革命以前の泰國は、英佛のバランスオブパワーの上に立つ専制君主制の名目的獨立國であつて、實質的支配者は皇室に食ひ入つてゐた英佛、殊に英國の金融資本であり、國富と權力は悉く少數貴族の手中にあつた。而かも産業と經濟は華僑の獨占するところであり、泰國人口の八〇%を占める農民大衆は、貴族の高壓政策と華僑の搾取下に甘んじ、また廣汎に滲透した佛教の忍從諦觀の教と熱帶國の自然的條件の下に無氣力な貧困の生活を續けて來た。而し一九二九年末より世界を襲つた農業恐慌は泰國の經濟的基礎を根底から動搖せしめ、こゝにプレイヤー・パボン大佐を中心とする少壯軍人派と知識層より成る人民黨の立憲革命が行はれたのである。

爾來八年、その間政府は内に王族を圍繞する舊勢力の陰謀（一九三三年、英國の支援する反革命）及び華僑勢力と闘ひ、外には英佛の重壓下に呻吟した半植民地的状態から眞の自主權を奪回し「タイ人によるタイ國家」を建設せんとして、一、法權及び財政經濟の獨立擁護（獨立）、二、國內治安の維

持(秩序)、三、國民經濟福祉の増進(經濟)、四、國民平等權の確立(平等)、五、國民自由の確保(自由)、六、國民教育の普及(教育)の六大原則の實現を目指して邁進して來た。即ち「タイ人によるタイ國家」建設の前提は泰のナショナルリズムの昂揚にあつたのである。故にその後この運動の指標は五回に互つて奪取された佛印、ビルマ、馬來に對する失地回復運動として展開し、昨年九月に至り泰は佛印に對する失地の一部返還を要求するに至つた。

斯くして發生した泰佛印紛争事件を英米は巧みに利用して泰を英米陣營の一翼たらしめんと暗躍し、國境調停を名として泰國に軍事協定を強要した。即ち昨年十一月傳へられた軍事密約内容は次の如きものである。

- 一、泰國は英、米と聯合提携して共同利益の防護策を樹立する。
- 二、英米は泰國の失地回復運動を極力援助する。
- 三、英米は原則的に泰の中立を承認する。
- 四、若し外國軍隊が泰國を攻撃した場合、英米は軍事的援助を與へる。
- 五、米國は泰國に對し莫大な借款に應じ、更に飛行機、武器、彈藥、ガソリン等の軍需品及び技術を提供する。

六、泰國は在泰華僑と密接なる提携を圖る。

若し以上の協定締結を拒否した場合、英米は今後泰國の失地回復を援助せざるのみならず、現在の泰國に對する一切の經濟的援助を停止して泰國の金融を攪亂し、更に石油、軍需品その他の供給を即時停止する。なほ泰國が中立を事實上放棄した場合は抗戰國と認め經濟封鎖を斷行する。

かゝる英米の懷従と強壓政策が成功せざる内に紛争は泰國の有利に展開し、本年一月二十三日、日本の國境紛争調停の申出を先づ佛國が受諾し、續いて二十四日泰國が受諾した。斯くして開かれた東京調停會議は三月十一日遂に無事調停をみたのである。而しその後における英米の對泰工作は、三國密約の條件を拒否した場合の條項に見らる如く、高壓手段に出で、印度よりの麻袋の輸出禁止、ガソリンその他燃料の供給禁止を以て泰國民衆の經濟生活を脅し、以つて對英依存の念を深からしめ様と試みた。然るに泰國政府はかゝる重壓に屈せず、ブラヨーン大佐のモスコフ訪問を機に、本年五月ソ聯とバーター協定を結び、泰國のゴム及び錫とソ聯の石油その他製品を交換するを約し、更にソ聯は歐洲より泰國向物資のシベリア經由輸送に便宜を與へるとの内約が結ばれてゐると傳へられた。

なほ、この泰ソ聯バーター協定問題は、獨ソ戰の勃發によつて消失したとは云へ國境紛争調停成立後に於ける泰の今後の方向を示唆してゐる點注目に値する。

併し、その後もなほ執拗に續けられた英米の重壓、例へば泰の滿洲國承認に對する英米の抗議、及びガソリンと米穀輸出用麻袋の供給を交換條件とする泰の日本向ゴム、錫、阻止等の諸強壓に對して、ピブン首相はこの難局を切抜けるため、嚴正中立の政策を宣言し、この事態に對應すべき内閣の強化に着手した。即ち七月二十九日以來再度にわたつて「泰國は如何なる國をも敵國とせざる故絶対に第三國より侵される憂なきも、若し戰に至らば最後の一秒まで獨立の榮譽を保持する」旨の聲明を發表し、續いて八月下旬行つた内閣の強化は、從來ピブン首相が兼任してゐた國防、外務、内務の兼職を解いて、國防相輔佐プロム中將を國防相に、デイレック外務副大臣を外相に、チャヴェンサク氏を内相に昇進せしめ、更に交通省の一省を増設してコヴィット遞信局長を拔擢して交通相に据えた。なほ對日、對英の外交折衝はデイレック新外相、ルアン・ウヂット外相輔佐、男子青年團訓練局長プライン大佐、ワニット通商局長の四人の協力によつて行はしめることになつた。また警視總監アドーソン氏を首相事務代理に拔擢し、自らは國務總理兼陸、海、空三軍の元帥として軍政の最高統帥者となつた。以上の内閣改造は、戰時體制下に於ける政府部内の一絲亂れぬ團結とピブン政權自體の強化を意味し、ピブン首相は今後益々大膽に自己の所信に向つて政治的手腕を發揮するものと期待される。

泰國を繞ぐる以上の如き緊急の事態を反映して、八月中旬駐泰帝國公使館は大使館に昇格せしめら

れ、坪上貞二氏の新任をみた。更に米國は駐泰米公使ヒュー・グラント氏の更迭を行ひ後任として北京大使館參事官ウィリー・ベック氏を任命した。この米國公使更迭問題に關し、グラント公使の歸國は英國の對泰政策に關して、クロスビー駐泰英公使との間に、重大な見解の相違を生じた結果であると傳へられるが、これ迄共同歩調を採つて來た英米の對泰工作がその裏面に於て早くも帝國主義的對立關係にあることを露呈したものと見て注目し得る。

また九月十三日バンコック電によれば、最近米國グラライ汽船會社がバンコック、香港、サンフランシスコ間の定期航路を新設することになつた旨を傳へてゐる。これによつても英國船、ノルウェー船の衰勢に代つて米國がその經濟勢力を泰國に延長せんとする意圖が明瞭に看取される。併しウィリー・ベック新公使の着任と共に英米共同の泰抱込工作は更に激化すべく、ベック公使は九月十二日バンコックに着任したが、赴任途中は、同九日極東探題として派遣された英使節ダフ・クーパー一行と行を共にしてゐる點からしても、英米の泰に對する今後の共同工作は、充分諒解が遂げられてゐるものと見られ、更に積極的な英米共同の對泰工作が打たれるものと豫想される。再三中立聲明を發表してゐる泰國がこの英米共同積極策に對し如何なる態度を以つて臨むであらうか。

東亞共榮圈に對し好意的理解を有し、「アジアの泰國」としてその獨立を全うせんと起ち上つたタ

イの指導者、ヒブン首相の前にまた新たな試練が加へられやうとしてゐる。

三、獨ソ戦と國共の新動向

南方の諸情勢は以上の如く切迫した相貌を呈してゐるが、一方眼を大陸に轉ずれば、重慶政權と中國共產黨の所謂合作戦線は、獨ソ戦の勃發が齎らした世界政局の變化により、新四軍事件以來續けられた激烈な抗争關係を清算して再び協調的方向に復歸せんとする傾向を示してゐる。

即ち最近の中國共產黨は獨ソ開戦と共に俄然活潑な動きを見せ、特にソ聯と重慶との提携ならびに英、米、ソ、蔣の對日共同戦線結成に大きな役割を演じやうとしてゐる。一方、重慶側もローズヴェルト大統領の極東政策を直接に反映して、重慶を紐帶とする英、米、ソ聯の軍事的連繫強化を畫策すると共に新四軍以來の國共紛争の停止と合作聯合戦線の再建に向つて努力しつゝある。これ等の動きは、彼等の背後にある米國とソ聯の極東に於ける新しき提携を意味するものであるが、先づ最近における米國の對重慶政策とソ聯の對支政策に就いて觸れなければならない。

米國の對重慶政策は、對日包圍攻勢の最前線として、重慶の抗戦力を強化し、支那事變を長期化せしめることによつて、日本の南方進出を阻止せんとする方向に進められて來た。従つて重慶の對日抗

戦力が低下するか、強化するかの問題は、米國の太平洋政策の中核をなす重大問題である。然るに本年一月突發せる新四軍事件は、重慶對中國共產黨の再合作下に於ける深刻な對立抗争關係を暴露するに至り、米國は意外にも重慶の抗戦力が國共相剋の内部分裂によつて崩壊せんとしてゐる事態に直面した。爾來、米國の重慶に對する督戰隊的な重壓は、カリ特使の報告を基礎として「米國の援助せる武器は對日戦に使用さるべきであつて國內戦に使用さるべきでない。米國は支那の内亂を援助する意志はない」と恫喝して、國共合作を強要すると同時に、對日牽制の第一線に追ひ立てゝゐる。更に米國は、國共問題の調停役としてゴース新大使の着任後、六月下旬にオーウエン・ラチモアを蔣介石の政治顧問として派遣し國共間の調整に當らせてゐる。

一方、ソ聯の對支政策は、獨ソ戦の勃發によつて大きな變化を示した。即ち獨ソ戦は必然的に英米とソ聯を同一戦線に立たしめたが、その結果從來立場を異にした援蔣國家としてのソ聯と米國が、その對支政策において同一線を歩むことになつた。従つて、重慶を對日抗戦に向はしめ、國共の合作を強化することは英米とソ聯にとつて利害相反することではなくなつたのである。而かもソ聯は殺到する獨逸軍の猛攻を防ぐのに急であつて、到底重慶に對する援助を積極化することは不可能となつた。尙獨ソ戦の現状においてソ聯は英米の軍需品援助に依存してゐるので、その對支政策に於て政治的、經

濟的、軍事的な讓歩をしても英米と共同歩調を採らざるを得なくなつたのである。

またソ聯は、極東方面に對する日滿軍との摩擦を回避する爲にも支那に於ける抗日戦線の擴大強化によつて両面作戦の危険を避けねばならない。かゝるソ聯の極東に於ける事態は、所謂第三インターの中國共產黨に對する政策に直接反映し、コミンテルンは中共に對し、積極的な國共合作の強化による英米ソ支聯合戦線の結成を指令するに至つた。

即ち、中共の指導者の一人である周恩來は、獨ソ戦の直後「獨ソ戦は支那の抗戦に新段階を齎したもので支那は國內摩擦を排除し、國共合作を強化しなければならぬ」と云ひ、また「抗戦四年間の支那の中心は三民主義であり、國民政府であり、蔣委員長であり、國民黨であつて共產黨も之を擁護するものである」と述べてゐる。かゝる中共側の新合作への歩み寄りには、勿論獨ソ戦後のコミンテルンの指令によるものであるが、中共に對するコミンテルンの指令は、獨ソ戦を轉機として次の如き轉換があると云はれてゐる。即ち戦前の指令は、「中國共產黨は重慶國民黨との妥協形式をもつて、極力國民黨の地盤に浸透して行き國民黨の共產化をはかること。中共工作の重點を南方、特にシンガポールに移行して、英米依存を強化し、ソ聯から離れつゝある重慶政府の一般的方向を牽制する」點にあつたが獨ソ戦後の指令は「國共摩擦の如き紛争事件は中共の犠牲において解決し、國共合作の強化を

はかり、蔣介石の抗戦體制に積極的に参加し、英米ソ支の反ファシズム戦線を結成せよ」。と對日抗戦強化の爲めには、共產軍の利益をも犠牲に供すべきことを指令してゐる。

この線に沿つて、中共側が七月初旬、新に提出せる國共調整案の大要は次の如くであつた。(一)國共兩代表よりなる作戦、境界劃定委員會を設ける。尙中共の作戦地域は綏遠、察哈爾、山西北部冀晋邊區、河北省地區とする、(二)中共は八月十五日までに中支各地に於いて活動中の遊撃隊及び中共外廓團體を撤退する、(三)七月末までに重慶側は未拂軍費を支拂ひ、九月より月額二百二十萬元を定時支給し、更に三ヶ師の近代的機械化兵器を支給する。(四)西北地區に重慶大本營の出張所を置き、天水行營を再開し國共兩者の連絡機關とする、(五)中共遊撃隊政治部内に重慶より派遣員を置き訓練を監視せしめる。(六)第十八集團軍の兵員數を十四萬に遊撃隊を二十六萬に減ずる。(七)國共問題の政治的解決を見たる後は、國共合作を再宣言すると共に、中共側でも蔣介石擁護の宣言を發する。

之に對し重慶側は次の七ヶ條の要求を提出した。(一)重慶の政令軍令に對する絶対服従、(二)中共の革命軍事委員會をはじめ一切の獨立機構の解消、(三)反動活動、反動宣傳の停止、(四)共產軍の指定地區への移動並に對日軍事行動の積極化、(五)重慶軍に對する敵對態度の停止、(六)一九三七年の合作宣言に於ける中共の任務遂行、(七)毛澤東、朱德の重慶訪問要求等、相當高壓的なものであつた。

が、七月末傳へられる妥協案は、政治的には中共側が讓歩し、軍事的には重慶側が讓歩し、大體、中共側提出の調整案の線で、協定が成立したものの如くである。

以上の如き國共首腦部間の妥協合作が進められてゐるにも拘らず國共衝突の報は依然として傳へられてゐる。いま北支各地に於ける兩軍の紛争事件を擧げて、七月八日隴海線碍山縣附近、七月十四日晋冀察邊區地區、七月十七日山東省東部地區に相當な激戦があつた。兩軍の北支に於ける對峙狀況は山東、山西、晋南、蘇北等に於て危機を孕んでをり、更に八月上旬の南京電は、重慶の中共彈壓決定を報じてゐる。即ち七月西北剿共軍の視察を終へて歸來した何應欽の建議に基いて、(一)陝甘寧の共產地區に對する軍事的、經濟的封鎖を強化する、(二)中共組織に對する破壊工作を積極化する、(三)共產黨の宣傳工作及び地下運動を嚴重に取締ることを決定し、暫く沈黙を守つてゐた重慶軍事委員會は從來の妥協主義を一擲して強壓方針を以つて臨むことになつたと傳へられる。斯くの如く、從來續けられて來た表面合作、裏面鬭争の國共關係は依然として續けられてをり、今後も一時的現象として合作的傾向に赴くとしても、凡ゆる機會を把まへて相手を利用し自己の生存圏を擴大せんとする國共兩黨の根本的對立關係は、依然として續けられるであらう。

一方、獨ソ戰の新事態に對應して重慶を繞ぐる英米ソ聯の對日包圍體制は着々具體的な形を採りつつあるが、その一例としては、七月末、ソ聯、重慶、延安の間に所謂チタ會談が開催され、集つた代表は重慶側より元參謀次長楊杰、空軍代表黃光銳、蒙藏委員會委員吳忠信、中共側代表毛澤東、劉伯承、新疆より盛世才等であるが、この會議に於ては、ソ聯のイニシアテイヴの下に、ソ支間の軍事的連繫について協議されたと傳へられる。尙この會談は程潜を團長とする重慶側の軍事使節團とソ聯との正式軍事會議の豫備會議とみられ、また英米ソ蔣軍事同盟への發展の一指標として注目される。

また、九月上旬發せられた近衛聲明を繞ぐつて日米會談進捗説が傳へられる折柄、重慶は凡ゆる言論機關を總動員して、同會談を牽制し妨害工作を續けると共に米大使を通じてその内容を打診しつゝあつたが、郭泰祺は九月十五日外人記者團との會見に於て「米國は從來聲明した如く極東及び太平洋諸國に對する各基本國策を決して放棄しないものと確信してゐる。従つて米國が支那を犠牲にしてまで日米會談を續行し得るものとは思へない。余は現在の日米會談を靜觀しつゝあるが、結局支那及びその他の被侵略國は最後の保障を得るであらう」と重慶側のこの會談に對する不安と焦躁を露呈し、且つ米國の援助なくしては生存し得ない重慶政權の現段階を暴露してゐる。

獨ソ開戦に於ける抗戰支那(重慶、中共)の動向は以上の如くであるが、これに對し「和平救國」の旗幟の下に立ち上つた南京政府は、日本との提携を一段と緊密化し、新支那建設に邁進しつゝある。

四、新支那建設を進むる南京政府の活動

(A) 汪主席の訪日

本多駐華大使は五月七日南京を立つて歸日し、歸途上海及京都に於て對支政策につきかなりつゝこんだ談話を發表したことは、後述の通りである。着京と共に陸海外三機關を代表して重要進言を爲したものの如く、旬日の後には愈々國府主席汪精衛の訪日となつた。

即ち、汪主席は、行政院副院長兼財政部長周佛海、財政部總務司長楊惺華、財政部參事彭盛木、外交部長徐良、外交部常務次長周隆庠、外交部參事汪錦元、行政院參事廳長陳君慧、行政院秘書陳國琦、宣傳部長林枯生、宣傳部參事鍾任壽の諸氏を隨行させ、六月十三日南京發訪日の途につき、十八日國民政府主席として宮城に參内した。

十九日以降は行政院々長の資格で日本政府要路と會見し、國府育成強化策に關して種々要望する處があつた。その内容は、大體、行政院副院長周佛海によつて發表された論稿「國府育成強化の途」(六月十九日東朝紙)のうちに窺はれる。それによると、第一に民生政策につき「重慶政權治下より國府治下の生活をしてより安居ならしめる」といふ限度に達して居らぬのを遺憾に思ふ。民衆の生活安定

を計ることが最も必要である。利敵物資を重慶側に流入せしめないため現在日本軍が行つてゐる物資移動統制は勿論必要であるが、一方、民衆が自由に商賣し、自由に物を買ひ得るといふことも望ましいことであるから統制の方法などにつき若干變更して貰ひたいと云つてゐる。また、第二に國府治下の治安の確立に關し、國府では今回莫大なる費用を投じ、清鄉委員會を設立し不良分子の撲滅を計ることとなつたと。第三に國府の統治權強化に關し、現在政府の命令が直接届き得る範圍は數省にすぎない。華北は特殊の關係に置かれてゐるから暫く別として、將來少くとも華中、華南は完全に國府の統治下に置くべきであると思ふ。第四に建軍に關して、重慶軍を當方へ吸引する工作を現に行ひつゝあると共に、七月から軍官學校で二千人の軍官を養成する方針であり、かつ、從來の警衛旅を警衛師に擴充することとなつて居る。而して、以上の諸方策を具體化するためには、どうしてもそれに要する經費を捻出しなければならぬと述べ、最後に、國策會社の調整を要求し、「これまでの國策會社のやり口は一般民衆の眼には、その眞意の諒解されてをらぬ點も多かつた。現在上海には尨大なる遊資が存在してゐるが、それが日支合辦に眼を向けぬのは、國策會社のやり口などから多分の懷疑を持つてゐるためであらう」と云つてゐる。

これらは大體に於て本多大使の談話と符合すること、汪政府は帝國政府に對し以上周佛海が述べ

てゐる様なこと即ち、民生政策、治安政策、統治權強化政策、建軍政策、經濟政策(合辦會社政策)等に對し、政治上經濟上の援助策の確立を要望したるものゝ如くである。

かくて二十三日の近衛首相、汪主席の共同聲明が發表せられ、「國民政府は政治上、軍事上、經濟上、文化上、日華提携協力の具體的事實を提供し、民衆をして日華合作、東亞復興が日華兩國の共同使命なることを知らしむるに努むべく、日本國民、政府亦これに對して一層の援助を與へ國民政府をして能く獨立自由の權能を發揮せしめ以て東亞新秩序建設の責任を分擔せしむるに努力」せんとすと日華の協力が強調せられた。

(B) 日本政府の借款供與

汪主席が訪日の旅から南京に歸つた六月二十八日、日本政府は、「國民政府の要望に應へ」三億圓以内の借款を供與し、これが實行については横濱正金銀行がその衝に當る旨發表した。

從來、國民政府の財政は一ヶ年三億數千萬圓(一ヶ月支出平均約二千七百萬圓)で、「還都以來赤字を出さぬどころか餘裕を残してゐる」(周佛海)ので、今回の借款も赤字補填の爲でなく、前述せる如き種々の建設仕事を積極的に展開せんとするために使用せらるゝものであらう。

日本側の財政が必ずしも餘裕あるものでないことは勿論であつて、その中からかゝる巨額な借款を

提供せねばならぬといふことは、汪政權の發展のために外部からの財政上の援助を要求すること切なるものあることを裏書きして居り、日本側がその要求に應へたといふことは汪政權絶對支持の方針を具體化し、再度確認せしめたもので、經濟的聯携への道を踏み出したものとして先の日華基本條約の政治的意義に對比して重大なる意義を持つものと見ることが出来るのである。

(C) 樞軸諸國の國府承認

本多大使の歸日、汪主席の訪日、日本の對國府三億圓借款供與の線によつて示される方向は、一方に七月一日からの清郷工作の發足となり、他方に獨伊等樞軸諸國の國民政府承認へと發展した。即ち七月一日、獨、伊、ルーマニヤ、スロヴァキヤ、クロアチア、同二日、スペイン、ブルガリヤ、ハンガリー、八月十八日デンマーク、の九ヶ國が「汪精衛氏を首班とする南京國民政府」の承認を通告し來つたのである。これは樞軸九ヶ國からして見れば、日本の東亞に於ける政策を強く支持し、樞軸國間の協力を一層高揚せしめたものであり、南京側から見れば、三億圓借款供與による日本の支持強化と相俟つて愈々國際的な地位を得たことを意味する。反對に重慶側としては、獨伊等から絶交狀の送附を受けたもので、重慶側は之に對し七月二日、獨伊大使館の重慶退去を要求したのである。

かくて支那をめぐる、樞軸、反樞軸の對立は、南京政府、重慶政府を表面に立て、はつきりとその